



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	平仮名字体意識と明治期読本
Author(s)	岡田, 一祐
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11628号
Issue Date	2015-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11628
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58736
Type	doctoral thesis
File Information	Kazuhiro_Okada.pdf



平仮名字体意識と明治期読本

岡田一祐

目次

第一章 はじめに	1
第一節 明治期読本の平仮名字体意識の諸問題	1
一、はじめに	1
二、明治期の平仮名について	2
三、明治期の読本について	6
四、おわりに	9
第二節 平仮名の字体をめぐる諸問題	11
一、はじめに	11
二、字体について	11
三、音類仮名といろは仮名・異体仮名について	14
第三節 本稿の構成	17
第二章 明治期読本における平仮名字体意識の形成と変容	18
第一節 明治検定期以前の読本の仮名字体	18
一、はじめに	18
二、仮名字体と文献	20
三、分析	21
四、おわりに	25
第二節 異体仮名表の諸問題	26
一、はじめに	26
二、異体仮名表の歴史	26
三、仮名表のかたち	27
四、仮名表の問題点	30
五、おわりに	33
第三節 教科書に用いる仮名字体 往来物における濁音仮名からみえるもの	34
一、はじめに	34
二、往来物の字体	34
三、濁音専用仮名字体の歴史	35
四、『てら子の友』における濁音仮名	37
五、『続世界商売往来』『綴字篇』、 <i>A Grammar of the Japanese Written Language</i>	43
六、おわりに	46
第四節 例に示す仮名と実際に用いる仮名の一致について	48
一、はじめに	48
二、大槻文彦の仮名字体観	48
三、読本における異体仮名表と本文の仮名字体の不一致	50
四、異体仮名表から異体仮名の摘記へ	51
五、仮名字体の画一化を求める声	53

六、おわりに … 54

第三章 小学校令施行規則第一号表に到るまで …………… 55

第一節 小学校令施行規則第一号表贅注 …………… 55

一、はじめに … 55

二、本文について … 55

三、贅注 … 56

四、おわりに … 66

第二節 江戸期のいろは仮名 …………… 67

一、はじめに … 67

二、先行研究 … 68

三、いろは歌手本の仮名 … 69

四、君臣歌の字体 … 71

五、おわりに … 73

第三節 明治期のいろは仮名 …………… 75

一、はじめに … 75

二、教科書におけるいろは仮名 … 76

三、明治初期のゆれ … 78

四、先行研究に報告された『単語篇』・『小学入門』・『読方入門』・『日本読本』のいろは仮名の字体について … 79

五、おわりに … 81

第四節 明治検定期読本における平仮名字体 …………… 85

一、はじめに … 85

二、明治期の国字問題と教科書の歴史 … 86

三、『読書入門』と『尋常小学読本』との字体 … 87

四、民間版読本の字体使用の変遷 … 88

五、ふたつの検定意見 … 90

六、おわりに … 91

第五節 「平仮名」が指すものとその遷ろい …………… 96

一、はじめに … 96

二、近世の「平仮名」 … 97

三、近代における「平仮名」 … 101

四、平仮名の指すものの変化 … 106

第四章 おわりに …………… 108

文献 …………… 110

附記 …………… 114

第一章 はじめに

第一節 明治期読本の平仮名字体意識の諸問題

一、はじめに

明治期は、平仮名の歴史のなかで、ただいちど字体に対する統制が加えられた時期として、ほかに類を見ない時期である。平仮名の字体は、その成立より明治に到るまで書き手の自然に任されてきたが、西洋化にともなう啓蒙専制の風はそれを一挙に革めしめた。この統制の結果として、現代用いられている（そして本稿にも用いられる）仮名字体が成立したのである。

このような統制の背後には、字体意識の形成がおおきく係わっているものと考えられる。従来の研究においても字体意識に対する認識は当然ながら存在していたが、史的变化の説明をする際にごく簡単に触れられるだけで、十分に扱われてこなかったように思われる。明治期の平仮名字体の統制を特徴づけるものは、字体の画一化である。平仮名の字体が、その成立期や中世文書において一音一字体に近い字体の分布を示すことはつとに指摘のあるとおりで（春日、一九四一、矢田、一九八三）、これらの「一音一字」表記と明治期の画一化された字体分布との最大のちがいは、前者では資料ひとつひとつに用いられた字体は一音一字体となっても、そのような「一音一字」表記資料の全体を見渡すと、ひとつに限られることはない一方で、後者ではひとたび字

体がひとつに限られるや（画一化はかならずしもひとつに字体を限ることとは限らないが）、たちまちに右も左もおなじ字体ばかりを用いるようになったという点にある。これをいいかえれば、両者の差は、仮名字体を共通させようとしているかいないかにある。そのゆえに、もし字体に恣意を認めるものであれば画一化ではなく、認めなければ画一化である。このような画一化を可能とするためには、そのよんどころとなる字体に対する意識がなければならない。本稿においては、このような用いるべき字体に対する意識を字体意識と呼ぶことにする。この平仮名字体の画一化とその背後にあった字体意識を読本という媒体から見出すことを、本稿の主たる目的とする。

平仮名字体の画一化は、小学校令施行規則という法令によって決定的となったが、この法令は文部省や教育者にあった平仮名字体に対する意識が反映された、その最たる例として差し支えはなからう。この画一化にあたって、平仮名字体意識の醸成にあずかったもののひとつに、本稿において検討する読本というものがある。読本を通じて教育の場面における字体の意識が形成され、また字体の教育上かくあるべきという意識が読本の形成に影響するという相互の関係は、本稿の見るかぎり、十全に明らかになっているとはいいたい。

読本——英語では reading books, ドイツ語ならば Lesebuch——とは、

近代の日本で、西洋において言語教育に用いられていた教科書を、西洋式教育の開始にともない設置された諸学校において導入したもので、種々のおはなしを通じて文字や言語の習得のほか、知識や倫理的な概念の理解を深めてゆくために用いられた。明治の終りごろに国定化されるまでは、小学校の教科書は民間版と官版のどちらもあった。そのなかばにおいて、民間版は文部省の検定を経てから使用が許されることとなった。その間、文部省に検定の申請のためにうやうやしく差し出された教科書は、現在東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫に所蔵されており、その料紙や印刷には、最末期にあった大量木版印刷と、和紙抄造の技術の粋を見ることができる。それは、同文庫が別途購求した同時代の教科書類の粗雑な品質と比べると同じものとは思えないほどである。このように、教科書出版社というものは、検定を申請した段階ではいかにも良質で児童の学習に最良の材料を提供するかのよう振る舞いながら、じつさいには粗悪な仕立ての教科書を買わせることで、利益をあげていたという^注。そこにいびつな官民構造を見出すのはいささかの困難もない。じじつ、これこそ教科書疑獄の原因であり、また教科書の国定化を正当化したものであった。

このことは、国定期以前の読本の内容を検討するうえで重要な背景をなす。なぜならば、このような構造にこそ「お上の意嚮」を敏感に察知するかまへは生じるのであり——現代風にいいかえれば自主規制が働くのであり——、そして、どのようなことが規制され、あるいは規制されなかったかを探ることによって、いびつさはありながらも、規制された対象への意識を窺い知ることができる。また、支配者の意嚮というものも察知することができるのである。読本の文字を検討するにあたって、文部省がなにを意に介し、あるいは許容し、あるいは気

にも留めなかったのか、それを考えることは避けて通れない。それは表立って示されることがないものではあろうが、まったく考えないというのも検討が不十分に終わってしまう虞がある。

明治期の平仮名に、自然な変遷があったことそのことは否みようもないが、それを庄するほどに手を加えられた程度が甚だしく、明治期の平仮名の研究を難しくしている。本稿のうちに明治期の平仮名の歴史を探るにおいて、まずその意識を読本に探るのも、この点を踏まえてのことである。そのような目的のもとに、本節においては、明治期の平仮名の歴史、読本の歴史についてすであきらかになっていることを整理したい。

二、明治期の平仮名について

明治期の平仮名については、まだ個別の媒体ごとに記述が勧められている段階で、全体を描き出すには到っていない。以下では、先行研究を、江戸期との対照・出版物における字体・読本の字体の二面から描き出したいと思う。

二・一、明治期と江戸期の対照

明治期の平仮名を、江戸期の平仮名との比較から論じたものはまだまだ多くはない。

銭谷（二〇〇九）³は、江戸期のある草双紙版本と明治期におけるその活字翻刻の仮名字体を比較することで、「現行の字体への定着」（六）を見ようとした文献である。それによれば、江戸期の版本と明治期の活字翻刻本とは、ほとんどの使用字体は同一であるが、もっとも用いる仮名字体が異なるものもあったという。これを銭谷（二〇〇九）では

「正体の交替」という表現を取っている。字体の使用の面においても、両者には相違があり、版本においては仮名もじ遣い（異体仮名の規則的な使い分け。本稿では、迫野、一九七四の表記に従う）の使用がみられたが、活字翻刻本においてはほとんどそれがなくなっていたことが示されている。そして、連綿表記においては多種の異体仮名を交えることで判読性を高めることが有効であったが、活版印刷の導入によりそのような利点がなくなり、むしろ合理的な活字印刷を阻碍するために字体の画一化を誘引したと考えている。

明治期の字体を「現行の字体への定着」度から考える方法は、代表的なものとしては目下部（一九三二）・春日（一九四一）・古田（一九七四）などにも見られるものである。これは、方法としては現行の仮名字体以外の字体が時代を追って使われなくなることと尺度として定着度を検討するものと言ってよい。しかしながら、このような歴史への接近のしかたには、いくつかの陥穽がある。まず、方法論上の問題として、「現行の字体への定着」があったかどうかは、それじたい歴史の検討からあきらかにすべきことであるのに、そうになっている前提において歴史を見るのは論点先取である。また、そのような前提にたった観察さえもこの観点を支持しないのである。たとえば、銭谷（二〇〇九^a）は字体数の減少は江戸期においてすでに始まっていることを、浜田（一九七九）の引用から述べる。しかし、浜田（一九七九、三八）が近世の字体の収斂を結論して、

近世版本において最も収斂されている「群（後期浄瑠璃本）の字体の集彙が、そのまま直接的に明治時代に文部省が統一した字体につながっていない

ことを述べるように、江戸期と明治期との字体には共通点は乏しく、江

戸期の減少と明治期の字体の画一化を結びつける材料はまだまだ十分になされていない（なお、近世における字体数の減少はどのくらい傾向と見せるか疑義を呈するものに矢田、二〇〇八がある）。銭谷（二〇〇九^a）の観察もこのような断絶を肯定するものといえ、逆説的に、明治期の平仮名字体の歴史が「現行の字体への定着」過程であることを示している。すなわち、近世期からの一般的な文芸出版物における字体選択の伝統を受け継がない、現行の字体に近い字体集合というものが、明治の初期に急激に勢力を得て、そしてそれ以外の仮名字体は最終的に用いられないようになるという意味で、「現行の字体」は「定着」したものである。その定着した字体とは、浜田（一九七六、三八）が続けて述べたように、「いろは字」の伝統である。「いろは字」を中心と見たことにより、ほかのものを「異体」とする扱いがされるようになる。「いろは字」、本稿にはいろは仮名と呼ぶが、その伝統については第三章第二・三節において触れる。

このようないろは仮名への転換は、たしかにひとつは銭谷（二〇〇九^a）の述べるような活版印刷の定着が考えられるけれども、なぜ活版印刷においていろは仮名が主流になったのかは十分に明らかではない。いろは仮名がこのような教育以外でも力を得たのはなぜか、またその具体的な過程を明らかにすることが近世・近代転換期の仮名字体に関する今後の課題であろう。また、教育においても、いろは仮名はまさに「いろは」を教えるそのとき以外は用いられなかったと考えられるが、どのように変化したのか考えることも本稿にとっては課題である。

二・二、読本以外の出版物における仮名字体

出版物における仮名字体を検討したものは、つぎのように分けられ

る(管見に入ったもののうち、古くから検討があるものをさきに挙げる)。まず、新聞を扱ったものとして、進藤(一九六一)、錢谷(二〇一〇)、錢谷(二〇一四b)があり、啓蒙書では古田(一九七四)、小説では古田(一九七四)、錢谷(二〇〇九a、b)、雑誌では宇野(一九九三)、中川(二〇〇五)、文法書では宇野(一九九三)、辞書には錢谷(二〇一二、二〇一四a)、一般的に見たものに小林ベター(二〇一四)がある。このほか、個別的な文献を見たものには、小林(一九九四)、前田(一九九四)がある。文献もあい異り、記述の範囲もくわしさも区々であるので、ここではまとまりを重視して、新聞と雑誌における字体の記述を検討する。

なお、検討対象のなかで異例のものとしては、古田(一九七四)が数ある例のなかで保科孝一の出版物を見たものがあるが、この国字改革に深く係わった人物の著書をあえて一般的な出版物の例に挙げた理由はよく分らない。古田(一九七四、三八四)は、この文献の字体を調べて、例外がほとんどないことをもって、ほぼ統一が終ったものとするが、むしろこのような人物にあつて画一化にわずかな例外が見受けられることを見るべきようにも思われる。かように、明治期の字体を個別の資料の記述の積み重ねから描き出すことは難しい。字体意識はすべての同時代人が一樣に持っていたわけではなく、なにを代表的な資料と見做しうるかに関する有効な尺度をわれわれはまだ有していないように思われる。それを避ける試みとして、見られる文献をすべて対象とした小林ベター(二〇一四)のような方法は重要であるように思われる。

二・二・一、明治期の新聞における字体

新聞を扱ったものでもっとも古いものは進藤(一九六一)であるが、これは前島密の係わった『まいにちひらかなしんぶん』に関するも

ので、刊行期間の短さも相俟ってあまり後世的な影響が強いとはいえない。しかし、明治初年において仮名字体の画一化を試みたものとして興味深い対象である。選ばれた字体にいろは仮名の影響が強くないことは、まだいろは仮名が重要でなかったことを示している。錢谷(二〇一二、二〇一四b)では、それぞれ明治期に刊行された小新聞と大新聞の仮名字体について検討したもので、両者とも創刊時期は『まいにちひらかなしんぶん』と前後するところである。結論としては、創刊当時は多様な字体が見られ、また現行字体の例がないものも多いが、時代が下るにつれて種類は少なくなり、現行字体の集合が専用されるようになることであつた。しかしながら、これらのものでは、印刷における活字の充実度も大きく係わり、単純な減少を見せるわけではないことも注意される。

二・二・二、明治期の雑誌における字体

雑誌の仮名字体を検討したものとして、ふるくは宇野(一九九三)があるが、『明六雑誌』のある号の一段落を見て、字体数が多く、仮名もじ遣いが行われていないことを確認するにとどまっている。中川(二〇〇五)においては、月刊誌『太陽』の字体を検討している。『太陽』は、一八九五年に創刊されたものであるが、わずかに「し」と「ふ」の使い分けが残ること、片仮名の「ネ・キ」が現代と異ることが報告されている。また、本文より小さい大きさに印刷された文字に、現代と異なる字体が現れやすいことも示されている(これは錢谷の諸研究でもよく触れられるところである)。中川(二〇一二)の検討対象は一八九五年一年間のみであり、一九〇〇年前後の状況は不明であるが、錢谷(二〇一四b)に示される『横浜毎日新聞』と一種似た状況であることが想像される。

二・二・三、小括

以上、二種の媒体における字体の状況を見てきた。いずれも活字印刷を対象に検討しているものであるが、明治初期においては仮名字体が多数用いられているということ、また、いろは仮名とは（そして現行の仮名字体とは）異なる字体が主用であったこと、主用の字体はしだいに現行の仮名字体に近いものとなり、それ以外の字体は使われなくなりつつあったことが明らかとなっている。それでもなお異例は数多く見られ、現象としては、使用する字体を定めるという画一化とは異り、なるべく種類を減らす縮減というほどのものであろうように思われる。

二・三、読本における仮名字体

読本は、さきにも述べたとおり、木版印刷で刷られることがほとんどであったが、これは手書きの版下を彫刻して印刷したものであることを意味する。教科書としての規範性もさることながら、このような印刷形式の差違からも、その他の印刷媒体と、使用される字体に相違があることが予期される。先行研究の詳細や問題点は、のちにくわしく見ることとして、いまはその現在を明らかにしておきたい。

読本における仮名字体の研究は、ふるくは日下部（一九三二）があり、ついで古田（一九七四）、松田（一九八八）、山内（二〇〇二）がある。日下部（一九三二）においては、「国民教育における仮名」を見るためのものとして読本の字体を検討している。書名としてはあれこれを挙げているが、実際に検討しているのは『単語篇』（一八七二年）、『小学入門』甲号（一八七四年）・乙号（一八七五年）、『読方入門』（一八八四年）、『読書入門』（一八八六年）、『尋常小学読本』（一八八七年）の官版に限られ、それも詳しく検討されるのは巻頭の仮名の一覧表のみである。^{注三}あ

まり変化についてくわしく述べないが、仮名表の異体仮名（いろは仮名と異なる字体）を整理する方向にあったことを強調している（四四五など）。仮名の表で大きく書かれたものを正体とし、わきに添えられたものなどを変体としているようである（日下部、一九三二、四四四）。小学校令施行規則に関しては、「古来乱雑に幾種かの変体仮名を混用する習慣になづんで、国民は一般に苦しい目をしてきたのであるが、このたびの断行は、真に結構であつた」（四四八）と述べている。春日（一九四二）は、明治期の平仮名の歴史を読本に拠って述べているが、実質的に記述は日下部（一九三二）と同じところが多い。前代までに「標準字体」があるていど出来あがっていて、明治期に最終的に現代のものに確定したと考える点では異っている。

古田（一九七四）においても、日下部（一九三二）同様、仮名表を中心に検討しているが、本文や民間版、また読本以外の媒体にも目を向けて検討している。仮名表と本文に食い違いがあること、先行研究の記述に追認できないところがあることなどに注意を向けているが、紙幅の都合であろうか、さらなる追求はしていない。一八九〇年代ごろから平仮名の形に変化が生じ、筆劃をはっきりさせる「楷書化」とでも呼ぶべき現象が起ったものと考えている。

松田（一九八八）は、国定以前の読本の句読点を検討しているが、それに関して、現在「は」と表記されるべきものの仮名字体の使い分けに同様の機能が見られるか考察を及ぼしている。資料としては、教科や学年などいろいろ取り混ぜている。字体としては四種類があり、用法には資料ごとに差が激しいとされる。後年になるほど現行の「は」に統一されるものが増えていくが、使い分けが残る資料もまま見られた。

山内(二〇〇二)は、いろは仮名から現代の仮名の字体の変化について検討をしたものである。その主題については、また別途触れるが(第三章第二・三節)、相違を検討する一環として、いろは仮名と現行の仮名とで相違する字体に関して、読本の使用状況の記述も行っている(二二および表三)。その結果としては、「え・そ」に関しては古くからいろは仮名の字体よりも現行の字体が多く、「お」に関してはそれよりは韻頭しているとされる。しかしながら、いろは仮名に統一された読本も見られる。

以上見てきたように、検討対象や方法などが次第に広かつ深くなっているが、読本の仮名字体にはまだ多くの記述されるべき点、また触れられていない点があり、とくに読本という媒体のほかの媒体との差違を意識した検討というものはあまり十分でないように思われる。

三、明治期の読本について

明治期の小学校における読本は、古川正雄『絵入智慧の環』(二八七〇年)にはじまるとされる。『絵入智慧の環』は明治初の近代文法書ともされ(古田、一九五八)、それ以外の形式としても西洋の初等教科書に倣うところが多い。読本と、近世以前手習塾で教科書として用いられてきた往来物との差違は、用いられる場所の相違もさることながら、このように形式においても異なるのである。

以下では、小学校における読本の展開を概観する。

三・一、読本の時代区分

小学校における読本の時代区分に関しては、竹田(二〇〇四)に従い、明治初期から調査済教科書表(以下調査済表)の開始までを自由発行期

(二八六七―八〇年)とし、それ以後検定開始までを調査済表期(二八八〇―八六年)、それ以後国定化までを検定期(二八八七―一九〇三年)とする。^{注四}ただし、小学校令施行規則以後の検定期についてはほとんど検討することはない。本稿においては、検定期を前後期に分つ。そのときは、一八九一年の小学校教則大綱を基準に前後期に分ける。

なお、第二次世界大戦以前の学校制度においては、小学校に上下級の別があったが、本稿においてはすべて下級のものを扱う。すなわち、学制(一八七三年)では上下等小学校であり、教育令(一八八〇年)では初中高、小学校令(一八八六年)以降は現在の制度になるまで尋常・高等小学校であった。また就学困難な児童のために簡易小学校が設けられ、あるいは尋常科に温習科(のち補習科)が附設されたこともあったが、これらも原則として扱わない。

三・二、読本と仮名字体教授の歴史

三・二・一、前史

明治期以前の言語教育では、てはじめにいろは歌手本を用いて仮名を覚えることが多かった。手習塾では、四十七の仮名字体を覚えてからそのさきの内容へと進んだ。仮名字体を明示的に学習するということは、その後なかったもののようで、別体いろはと通称される異体が続けて示した手本も存在するが(矢田、一九九九)、あまり仮名字体としての実用性を意図したものにはなっていない。

いろは歌手本に、異体仮名を排した例が幕末から現れるのは、意識の変化を窺わせるものである。『商賈外和通韻便宝』(一八六〇年)が管見の限りもっとも古い例で、数文字について異体仮名が傍記されている。この書は西洋の文字表がその言語における音の一覧をも兼ねてい

ることに倣って、濁音や半濁音まで標示している。そのような網羅性を求めたことに伴って、慣習から外れる異体仮名の標示も行われた可能性は考えられるであろう。同様のものとして、刊年が不詳であるが、『七ツいろは并絵抄』（往来物大系第十三巻所収）がある。

このように、読本以前において、仮名字体の教育は顕示的でない面が大きいためであるが、一種高尚な字体に関しては、使用されたときに注意を促すこともあったようで、永井（二〇〇九）は、女子用往来物のなかに、通俗度の低い字体について振り仮名で注意を促したものの存在を報告している。これは、教養が求められる書翰の執筆においてそのような字体を交える有用性があつたのと考えられる。また、国学者のあいだに濁音専用の仮名字体の用いられたことがあつたが、そのようなもののなかに振り仮名の振られた例があることも報告されている（内田、二〇一〇、一〇七、注十三）。これも特殊な字体への注意を促したものであろう。

三・二・二、自由発行情

その名に反して、自由発行情の読本は種類に乏しい。とくに民間読本に関しては、記録に乏しく、現存するものを見合わせるほか、あまり多くのことが知られない。出版されても少数数であつたために、存在が後世に知られることなく散逸したこともあることと思われる。この時期の教科書の採用の中心は、官製の読本で、それを改作したものが地方行政組織や民間から多く出版されている。

民間のものとしては、さきにも述べた古川正雄『絵入智慧の環』（一八七〇年）が入門期読本として見るべきものである。『絵入智慧の環』では、まずいろはが示され、ついで濁音、異体の一覧を経て単語が示される。しかるのちに数量、文へと進んでいく。順序の若干の出入り

はあるにせよ、自由発行情から調査済表期の読本のほとんどはこのような順序において内容へと入っていくものである。

官版としては、『単語篇』（一八七二年）にはじまり、『小学教授書』（一八七三年）、『小学入門』甲乙号（一八七四・七五年）、田中義廉『小学読本』（一八七三年）、同・那珂通高校正『小学読本』（一八七四年）、榊原芳野『小学読本』（一八七三年）、同・那珂通高・稲垣千穎校正『小学読本』（一八七四年）がこの時期のものである。これらの諸書の関係は、よく分らないが、おそらく田中の『小学読本』は『小学入門』（あるいはそのもととなった『小学教授書』）のあとに用いるためのものであり、榊原・那珂・稲垣『小学読本』は、それだけで完結したものである。採用状況としては、田中がのちに高学年用にわたくしに編んだものなどが入り組んで採用されているようである（府川、二〇一四、第三章）。入門書としては、『単語篇』・『小学教授書』・『小学入門』甲乙号・榊原・那珂・稲垣『小学読本』首巻ということになる。『単語篇』と榊原・那珂・稲垣『小学読本』首巻は異体仮名の掲出がなく、それ以外はいろは仮名の脇に細字で異体仮名を排している。

仮名字体の教授法としては、教授法書にいくつかの言及を見る。教授法書としてもっとも古い『小学教師必携』（諸葛信澄、一八七三年。以下、教授法書に関しては『近代日本教科書教授法資料集成』一・四、東京書籍、一九八二による）には、五十音図に則って一字一字教えよとあるのみで、異体仮名への特別な配慮や、異体仮名の一覧の利用法は見られない。『上下小学授業法細記』（一八七四年、集成二）では、第八級（一学年前期にあたる）読物科において、『連語図』第一（文部省、一八七四年）を用いて五十音を教えるのに、「先ツ、正体ヲ熟セシメテ、草変ノ二体ニ及ビ、混淆ノ弊ナク、記憶シ易カラシムルヲ要ス」（一七五ページ）として、片

仮名・平仮名・異体仮名の順序で教えるべきことが説かれている。また書取科においても同様の練習をしている。このときは、まず文字を練習してから単語の書き取りを練習するということが普通であった。末期のものとされる『小学教授法』（一八八〇年？、集成二）では、教材は変わらないが、いくぶん詳しくなり、「変体伊呂波ヲ教授スル法ハ図ニ由ラス其教授クベキ字ヲ黑板ニ掲書シテ教ユベシ 且ハハニ同シクモハニ同シキコトヲ比較シテ書シ示ス可シ」（二六ページ）とのように教えるべきむね示されている。

三・二・三、調査済教科書表期

調査済教科書表（以下単に調査済表）期に到ると、地方における読本編纂の試みがまず目につく（府川、二〇一四、第四章）。それは東京にも波及し、原亮策『小学読本』（一八八二年）や、若林虎三郎『小学読本』（一八八四年）などの民間版、『読方入門』（一八八四年）という官版などが出版される。このころから字体に関して意識的になりはじめることが窺われ、『読方入門』では異体仮名は初学の段階で無理に覚えなくてよいとのよしあり、若林『小学読本』においても、第三巻にいたってからくわしく異体仮名の説明をするなどの工夫がされている。

実際に刊行されたのは検定期にいたってからであるが、この時期に編まれたものとして、新保磐次『日本読本初歩』（一八八七年）では、異体仮名をまったく用いないものである（吉田、一九八三）。このような意識は、仮名字専用論のなかで生まれたものと思われるが、特定の主義と呼応したわけでもないようである。

調査済表期は、教科書として地方自治体から採用の申請があったものに関して文部省で審査し、問題がなければ他の自治体に対しても採用を許可するという仕組みになっていた。歴史科に関しては内容上の

検査があったとされるが（竹田、二〇〇四、二〇〇六）、読本に関しては、そのような例は残されていないのか、あるいは審査上問題となったものがないからか、検査された例は管見に入らない。

このころより読本の巻頭に編纂趣意が述べられるようになり、仮名字体について触れるものが現れる。『読方入門』（文部省、一八八四年）「教師須知六則」第二に、平仮名・片仮名の教授を述べたのちに「又正体仮字ノ下ニ附セル変体仮字ハ。最初ニ於テ之ヲ教フルヲ要セズ。単語。短句中ニ散見スルニ随テ之ヲ授クベシ」（二丁裏）とあるのはよく知られている。また、若林虎三郎『小学読本』巻三（秀英堂、一八八四年）「教師須知」では、「本書ノ始ニ掲グル別体平仮名ハ本書ノ読方ヲ始ムル前ニ充分習熟セシムベシ」とする。これは、すでに巻二までに「別体平仮名」を少しずつ交えて書き記したうえでこのことであり、『読方入門』と大きく隔たる態度ではないもののように思われる。なおこれ以降、教授法書に仮名字体の教授に関してくわしく述べたものは見当たらない。

三・二・四、検定期

検定期から、いままでのような構成の読本は見られなくなり、いろはなどの図は、じっさいの語の表記を通しての文字の学習が一段落した段階で復習のために用いられるようになった（このような手法を範語法と呼ぶ^{注四}）。このような形態が示されたのは、文部省の編んだ『読書入門』^{よみかき}（一八八六年）と同『尋常小学読本』（一八八七年）による。この後、複式学級用の教科書（『小学よみかき教授書』一八八九年）を最後に、文部省の教科書編輯部門は閉鎖され、教科書の販売も民間に払い下げされた（現在の大日本図書である）。またこの年から検定制度が導入され、民間の出版社の発行する小学校教科書はすべて文部省の検定を通過せねばなら

ないこととなった。当初の検定制度では、内容上の良否まで審査されることであつたが、結果的に、有害なものを取り除くのみということになった（「教科用図書検定制規則」明治二十年文部省令第二号）。

民間版は、学海指針社や、金港堂などの大手教科書出版社が形成され、寡占状態へと変わりつつあつた。異体仮名に関しては、初期は、新保磐次『日本読本』（原亮三郎、一八八七年）のように異体仮名を用いないことを明言したものもなかにはあつたが、表の字体をよく覚えよという若林と似たものも多い。後期では、異体仮名を用いないものも増えてきた。ただし、神戸書店『尋常小学新編読本』（神戸書店、一八九九年）でそれまでの方針を批判して「変体仮名を交へて、徒に習得を困難を覚えしむが如き、（中略）一般読本の通弊なり。本書は是等の旧軌を脱し（後略）」（例言五・六ページ）としたものもあれば、西沢之助『尋常小学読本』訂正再版（西沢之助、一八九九年）のように、それまでは異体仮名を用いていなかったのに一八九九年になって異体仮名の使用を復活させたものもある。

検定期後期以降、異体仮名の表は掲載されなくなることが増える。そのかわりに、新出の仮名字体を漢字のように傍線を引いたり（今泉定介・須永和三郎『尋常小学読書教本』普及舎、一八九四年など）、標注で示したり（『帝国読本』の諸版など）するようになった。そして、小学校令施行規則を経て異体仮名の教育は重要度を失うこととなり、読本も国定化へと向かつていった。

三・二・五、小括

仮名字体教授に注目して読本の歴史を見ると、まず読本というものが形成されたとき、ついで検定が開始されたとき、そして小学校令施行規則が実施されたときの三段階の変化が重要である。最初の変化は、

往来物と読本を分かつものであり、つぎなる変化は、文字そのものから、文字とことばの関係を優先させるものへの変化であつた。最後の変化は、現行の字体への画一化が行われたものであり、現代の我々に直結しているのである。

四、おわりに

以上、明治期の平仮名と読本の歴史をひも解いてきた。両者にとって明治期というものは、なんらかのかたちで前代を直接的には継承せず、べつの要素を取り込むことの多かった時期であつたように思われる。

次節においては、平仮名字体の異体をどのように扱うべきであるのか論ずる。

注

注一 これは、検定期よりまえ、すなわち民間版というものが軌道に乗ってよりこのかた、変らず続いたものである。教育課程は政府が握っていたわけであるし、教科書の選定に関してもその発言力は大きかったことを踏まえれば、よきにつけあしきにつけ、自由とは名ばかりであつた（明治期の教科書検定制度が、現行の制度と根本から異なるわけではない）。さらに、国次（一九七六）によれば、文部省は明治初期から教科書の内容を統制しようとしていたとのことで、後年に比べれば明治初期の内容統制は実質を伴いはしなかったと見られるが、逸脱を防ぐ方策はさまざまに採られていたわけである。

注二 民間版に関しては、「明治廿年代の民間新撰の数多の小学読本は、

文部省の右の三種の小学読本（注、『読書入門』・『尋常小学読本』・『高等小学読本』のこと）に準拠して、さらに多くの工夫をこらし、仮名教授を改良して、（以下略）」（目下部、一九三二、四四七・四八）との言及のあるのみである。

注三 竹田（二〇〇四）の時代区分は、文部省の教科書の内容統制に注目したものであって、本稿の視点とよく適合する。各時代の名称の由来に関しては、竹田（二〇〇四、注一・注三）を参照。

注四 フォーゲル Johann Karl Christoph Vogel (1795-1862) の創案した *Normalwörtermethode* の訳とられる（谷本富『実用教育学及其教授法』一八九四年。『近代国語教育論大系二』光村図書、一九七五、一五一ページ）。語の音韻意識を喚起し、それによって綴り字の獲得につなげる手法である。

第二節 平仮名の字体をめぐる諸問題

一、はじめに

かつて平仮名は多様な形状を有していた。その多様性をどのように捉えるかについては、いまでもさまざまな立場があるものと思われる。このとき、現代の人間とかつて多様な形状が存在していた時代の人間とで問題を分けなければならない。すなわち、さまざまな形状のあいだには、現代のわれわれにはすでに知り得ない差があったという立場がある一方で、現代のわれわれが形状のあいだにちがいを認識できないように、かつても認識されなかったという立場も可能である。また、認識できるほどのちがいはあるにしても、連続性が大きく、区別は意味をなさない、あるいは恣意に流れることを畏れる立場もあろう。本稿において字体意識を検討するうえでは、これらの立場のいずれが妥当性が高いか検討することも意味があることと思う。よって、以下の議論の対象は、明治期にとくに限定されるものではない。

平仮名に種々の形状があるのは、過去の時代における日本語の多様な音韻状況を反映しているわけではなく、その出自における多様性と後代の多様性の増加による。平仮名は、その構造において「あ」と「い」とが「[a]」をその実質的な規定として成立する識別的対立の項/a/に還元されるひとつの「価値体」(亀井、一九六〇、一七〇)であるような価値体の集合とされる。以下では、平仮名の構造について多様な字体とその作り出す体系があるものという立場から検討を加える。

二、字体について

二・一、字体の表象と交換

字体とは、あるひとが文を書くとき、あるいは読むときに、どの字を書く、あるいはどの字であると知覚する心的表象のことであり、^{註一}字体が外界に表出したものが字形である。字体・字形という用語について、矢田(二〇一二、九)は、「字形」を *etic* な、「字体」を *emic* なもの^{註二}という。本稿に提案する理解がこれより優れているわけでは必ずしもないのであるが、音韻構造からの類推によって文字体系を理解することの限界を思えば、文字体系固有の理解を目指すほうが得策である(もし近年の音韻論の発展に従って、音韻などの概念を、たとえば素性の束なり、そもそも音韻は存在しないなり考えるのであれば、字体というのはいったいなんなのか、見当もつかない)。

山田(二九六八、一一四)は、「同体を志向するもの」を字体と呼び、その「自然的運動変化の相からは理會しえないものこそ、いはゞ異形として区別せねばならぬものといへるであらう」とする。これは漢字の部品の烈火を線状に略したかたちを異体字と見ない根拠として挙げられたものであるが、ことこの件に関してそのように見做す当否はべつとして、^{註三}これは首肯せられることである。そして、どのようなものであれば「運筆上から同体を志向するもの」と見做せるのが歴史的な字体の研究にあたってもっとも重要になることであらう。

字体は書かれ、読まれることで伝播する。その伝播の様態を形式化

する準備はないが、ひとつ指摘されることは、もし山田（一九六九）の指摘するように、字体の持つ情報のなかに筆勢というものがあるのであれば、書き手のなかでは区別される似通ったふたつの字体を、読み手がひとつの字体として理解することは理論上あり得ることであり、そのような異なる理解が音声言語より生れやすいために、字体の理解に個人差が生じやすく、社会的な共通性が低くなることである。そのような個人差を軽減するものとして社会規範があり、漢字においてはその重要性が説かれるが（石塚ほか、二〇一一など）、平仮名においてはそのような規範はなく、個々人の理解し、使用した平仮名字体が大きく異っていたことは、各資料に現れる平仮名がなかなか一致することがないことから窺われることである。

そのような平仮名において、「同体を志向する」ものとはなんであるうか。

二・二、平仮名の字体をめぐって

近世、とりわけ板本においては、字体が固定化し、たとえ同字母異体字であってもまぎれることはないという（玉村、一九九四）。しかしながら、木越（一九九二、二〇〇）において、分析に際し字体差を区別したものを挙げ、

これらの区別は多分に主観的なもので、個々の例に即していえば、どちらに入れるか、あるいはまた区別する必要があるか等々判断に苦しむこともいくつかあった。しかし、すべてについて客観的な根拠を示すことは困難であり、そういう性質を含むデータであることを了解していただくしかない

と述べているほか、内田（一九九八、一六八、付記）において、字体認定

基準が同時期に行われた他の研究と異っていることを述べている。

仮名字体の認定について、はじめて論じたものは浜田（一九七九）であろう。江戸前期の資料を扱った論で、「も」などいくつかの仮名に、字母がおなじであるなかに字形の差異を認め、同字母異字体が認められるべきであるとしたのである。しかし、その判断については「ある程度作業を進めてから、分ければよかった、分けない方がよかったという反省を振り払うことはできなかった（二四）」とし、直感的なものとした。

この認定について全例を帰納的に分類することで字体認定のゆれをなくそうとしたのが玉村（一九九四）である。玉村（一九九四）は、同字母異体字が問題となりそうなものについて、かなりの例を提出してその字体差にまぎれないことを示そうとした。ただし、その基準はほぼ説明されておらず、読者の了解に任されていた。

内田（一九九八）は、とくに同字母で字体差を考える差異の基準をつぎのようなものとしている…

①画数、折れ・曲がりの回数や角度などといった文字特徴の上で、それらを分類できる一貫した基準を見出すことができる。

②その基準によって分類した各群を比較した場合、各群の間に見られる形状的な差異が、連続的な様相としては捉えがたい。

内田の基準の特徴は、字体の根柢に筆の動きを置く点である。すなわち、どのように文字の線がどのようになっているか——繋がっているか切れているか——は問わない。それゆえ、折れ曲がりしだいで繋がっている線もべつの筆劃を構成し、切れている線もひとつの筆劃を構成することになる。これは山田（一九六八）を精緻に述べたものともいえるし、山田より「自然的運動変化の相」の範囲を狭めたものとも

いえる。平仮名は、その行草体より起った特質上、筆劃が融合しやすい。内田の基準はそれをよく捉えたものといえよう。この基準は、字源というものを字体認定の基準には入れなくとも、字体について扱うことができることを示している。

内田（一九九八）の字体のみとめかたについて疑義を呈する者もある。たとえば今野（二〇〇一、三九、注一四）には、内田（一九九八）が「く」に二様を認め、角度のあさい「く」と、おおきく折れ曲がり、転折後は水平にちかく書かれる「く」とは弁別的であり、かつ使い分けも認められる（くは語頭専用の字体）としたことについて、

仮に現われとしては大きく異なっているようにみえたとしても、例えば「く」の屈折の角度などが、そうした弁別性を担えるのかどうか、少なくとも稿者は疑いを持つ。文字の実現形である「字形」が微妙な差を有しながら存在していることは言うまでもなく、そうした漸次的なあり方が基本にあるからこそ、「字体」の差異は視覚的にも負担の少ない、いわば明らかかなものであるはずで、一々の字形を写して並べてみた場合に初めて、一線が画せるというような、微細なかたちがそうした弁別機能をもつ、と考えることは自然ではないと思われる。

とする。さらに、佐藤（一九九九、一四〇、注一三）に、

用法上の用い分けの存在は、字体エレメント判定に際しての有力な情報ではあるが、それをもって直ちに別字体とはできない。発話における語頭の帯気や文頭のピッチ上昇に相当する現象であって「語頭・行頭では横幅大とする」といった字形レベルのバリエーションである可能性を残す。

とあるのを引きつつ、今野（二〇〇一、四〇、注一四）は、「結果として

観察されることがらのすべてが、言語運用上の機能を担っているとは到底考えられない」と結論づける。佐藤（一九九九）の論は、久保田（一九九六）において、内田（一九九八）で分析された資料とおなじ作者の別の作品を扱い、内田（一九九八）がみとめる異体仮名の使い分けを認められるか保留したものを承けている。しかし、久保田（一九九六）は用例数の多寡から使い分けの認定に慎重になっているのであり、字体認定として「く」に二様あることを否定しているわけではなく、この点、佐藤（一九九九）はじゅうぶんな論拠をもって内田（一九九八）の説を否定しているわけではない。また、佐藤（一九九九）の説が意味をなすには、「く」以外の字形にこのような語頭・行頭の変字法のありかたを持つものがあるということを示すべきであろうが、稿者の知るかぎり、語頭に特徴的な書き方を持つ字体はなく、内田（一九九八）の観察は棄却されるものではない。

では、今野（二〇〇一）に「く」と「く」の字形差が微細にすぎ、字体差と認めるに足る示差を有すとは認めがたいとされる点は考慮する必要はないのだろうか。玉村（一九九四）にせよ、内田（一九九八）にせよ、すでに現れたひとつのテキストを検討するには問題がないが、他のテキストと比較する際に有効な基準でないことは注意されるべきである。おもうに、浜田（一九七九）の字体認定へのまよいもおおくのテキストを扱ったところにあるのではなからうか。多量のテキスト間の字体認定は、本稿にとっても問題である。字体を個人的なものとした以上、別のテキストに出現する字体をそれとおなじと見做すことはむずかしい。しかし、言語において個々人の記憶する語の内容が異っていてもほぼ了解可能であることを鑑みて、まったく同一でないからおなじものと認めないというのも実態に反する観察であるから、つぎの

ように考えられる。すなわち、他のテキストにおいてほぼおなじ用法や字形を実現するものは、おなじ字体だと読み手は了解し、そのゆえにおなじ字体の名のもとにそれと呼ぶことが許されるのである。

三、音類仮名といろは仮名・異体仮名について

三・一、音類仮名

同価値に用いられている平仮名字体の分布を音類仮名と呼ぶとしよう。この語は、新井白石『同文通考』に「音類仮字」と見えていろは仮名と「音」が「類」する「仮字」を意味することばである。^{註四}ここににおいてはそのようないろは中心の考え方は排して捉える。

同価値であるとはどのようなことか。仮名表記の語への対応を考えたときに、ある語の表記の一部に用いられ得る仮名がなすまとまりは、ほかの語の表記に用い得る仮名のまとまりと類似し、重なりあうものである。そのような類似したまとまりが同価値のまとまりである。あるまとまりが複数のまとまりの集合に属すときは、単にその仮名が複数のまとまりに含まれるのみと考えられる。

たとえば、ある時点においてスダチという語のすにあたる箇所に表示しうる仮名が「す・は・ま」であるとき、これらはひとつの音類仮名をなすと認められる。これを読むたちばから見れば、ある資料に「はぢ」「すぢ」の二例を得たとすると、「は」と「す」は同一箇所分布しているものであるから、同価値のまとまりをなすと言える。このとき、同じ資料からスミレの表記に「まきれ」・「はきれ」の二例を得ていたとすると、「は・ま」のまとまりは、「は」において「は・す」と重なり合う。このような例の積み重ねから、たとえばスダチのすに「ま」を用い得ると結論されれば、その資料において「す・は・ま」は

ひとつの音類仮名をなすと認められるのである。

同価値であるということには、位置の重なりも重要である。スの例でいえば、スダチという語とカスミという語のあったときに、スダチのすには「は・す」が用いられ、カスミのすには「は・ま」が用いられ、さらに、語頭にはスダチのそれと同じように仮名が用いられ、語中尾にはカスミのそれと同じように仮名が用いられるとすると、語頭にしか用いられない「す」と、語中尾にしか用いられない「ま」は重なりがないこととなり、両者ともに用いられる「は」は両者と重なりがあるわけである。語頭の仮名・語中尾の仮名・無標の仮名という既存の用語は、それぞれこのような重なりを言うものと理解される。

これはひとつひとつの仮名が個々の存在として独立に語表記を担うことを前提にしている。音類仮名は、亀井（二九六〇）が「ひとつ価値体」と述べたものとあるていど似通う概念であるが、独立性を認める点において異っている。分析の差が現れる端的な例を次に示す。「は」のかたちは、いろは四十七字のわくぐみのなかでは、おもに「は」と重なるものとして考えられてきた。しかし、諸家が指摘するように（はやいものとしては山田、一九七一。安田、一九九二にくわしい検討がある）、近世にはむしろ「わ」と重なる例が多くなっている（合拗音表記に用いられたことがもっとも端的にこのことを示している）。そのいっぽうで、「ば」に用いられることもあり、複雑な対応関係を示す。このとき、現代の仮名との対応を重視して、「ハ」がなにと「ひとつ価値体」をなすか、すなわち「わ」の仮名であるか「は」の仮名であるか議論することはあまり意味をなさない。実例が示すのは、「ハ」はあるときは「わ」、あるときは「は」であるということである。音類仮名の観点からすれば、あくまで「ハ」と「わ」とがまとまりをなし、同時に「ハ」と「ば」

もまとまりをなすと記述されることになる。これは、「わ」が「ば」を現すために用いられること、あるいはその逆はないということである。

現代の仮名との対応に基づく体系は、どれかひとつの仮名と繋がることを前提に構成されるが、そのような体系ではいま挙げた例のほかに、入声音あるいは促音表記のためのツ様の仮名や、濁音仮名の分類は困難である。これは、仮名の体系が「ひとつ価値体」のようなものから成り立っていれば起り得ないことであり、ひとつの仮名との対応に基づかない体系を措定することによってはじめて、かつての平仮名の用字法は自然な分析を得るのである。

現代の仮名字体には音類仮名の構造はなく、大略「仮名の原則」に則っている。これは、ひとつには、歴史的仮名遣いおよびその末裔たる現代仮名遣いが「いろは」に用いられた四十七字を使い分けの基準に於ているためである。いわゆる仮名もじ遣いが存立した背景には、このように中心を持つ構造ではなく、字体同士の分布上のゆるやかなつながり（すなわち音類仮名）の構造があったと考えられる。明治期の教育において歴史的仮名遣いを重視したことは、仮名の原則への回帰を促し、このゆるやかなつながり、そして慣習の衰退をもたらす原因となった。すくなくとも、仮名字体とその使い分けの教授よりも、仮名遣いの正用のほうが守るべきものとして重視されたことは疑うべくもない。このような認識は、たとえば第二章第四節において教育者の意見として見ることができるといえる。

三・二、いろは仮名と異体仮名

いろは仮名とは、平仮名書きいろは歌手本に特徴的な平仮名字体の集合を指すものである。仮名手本においては、江戸期にはすでに集合

の成員は固定化しており、第三章第二・三節に示すような字体が用いられることとなっていた。

近代において、このいろは仮名が平仮名字体の中心として認識され、機能するようになると、いろは仮名ではない仮名字体を変体仮名あるいは別体仮名と呼ぶようになった。^{注五}しかしながら、変体の称は、現行の仮名字体ではないものの意味にも用いられ、紛らわしい。それゆえ、本稿では、いろは仮名でないものを異体仮名と呼ぶこととする。

注

注一 心的表象とは、心理学あるいは認知科学における用語で、記憶のなかの情報を言う。

注二 「同体を志向する自然的運動変化」というものを一般的に述べることはむずかしい。省略のしかたには先人の筆法に学ぶところが大きく、学のある人間ほど自然的な同体と受け取る範囲は広くなるからである。このとき、烈火の略筆は、当然のものとして同体と呼べるのかどうか（当然であるとするならば、書き手本位の字体論であろうし、否定すれば——文字が読めるといふことの要件を軽減すれば——読み手本位の文字論になろう）。また、現代の簡体字のごとく、略筆で覚えてしまえば、べつに本来の烈火を見る機会が得られなければ、烈火には復元できないので、やはり同体と見ることはできない。

注三 現代日本人における平仮名字体の心的表象モデルを検討したものに佐藤（二〇一四）がある。

注四 新井白石著、新井白蛾補『同文通考』巻三、一七六〇、三十才（勉強社文庫本による）。なお、本書の成立は一七〇五年ごろが下限

とされる（杉本、一九七三）。

音類仮字釈文

俗間ニ伊呂波ノ外。或ハ小草。或ハ行書ノ字体ヲ用ヒ。コレヲ^{ママ}仮字ト号テ。伊呂波ノ字ト相マジヘテ用ルアリ。（以下略）

この語が白石の造語にかかるのか、そうであるとしてどのような考えからこのように名づけたのかはあきらかでない。

注五

「変体仮名」の語誌はいささかはっきりしない。いろは仮名以外の仮名字体を指して、明治期の教科書では、片山淳吉『綴字篇全』（万濤堂、一八七三年）に「平仮名変体」といい、榊原芳野『小学綴字書』（文部省、一八七四年）に「仮字別体」というが、このころは「古ヨリ別ニ名称ナシ」（中根淑『日本文典』森屋治兵衛、一八七六年、一〇丁表裏）とも言われ、これらを名称と見るのはためらわれる。変体仮名ないし別体仮名という熟し方はそれぞれ『読方入門』、若林虎三郎『小学読本』巻三（島崎磯之丞、一八八四年）に見えるが、まだ変体・別体の両方がある。若林読本以降、別体の称は廃れ、ほとんどが「変体仮名」のなかに島崎友輔『初学第三読本』（池部活三、一八八八年）に「変体平仮名」とあり、統一までにいくばくかの曲折があった。古田（一九七四）は、正体に対する変体と位置附けるが、いろは仮名は教育以外にとくに重視されず、いろは仮名を「正体」と呼ぶものも管見の限らない。正しいものがあるのではなく、単にいろは仮名と変った・べつの字体という意ではないか。

附 字体の言及方法

本稿で仮名字体に言及する際は原則的に以下のようにする（引用は除

外）。まず、音類仮名を指し示すばあい、現行の仮名によって代表させ、鍵括弧（「」）に括って示す。字体を指し示す際は、山形括弧（〈〉）に括って示す。現行の仮名字体と同一であればそれによってし、それ以外のものであれば字母によって代りとする。すでに同じ字母を持つ別字体が示されているときは、はじめに示したものと区別するために、二字体め以降をb、c、…と称す。

第三節 本稿の構成

本稿においては、明治期における平仮名字体意識の成立と変容を讀本という媒体から探るために、以下のような構成を取る。

第二章においては、明治期における平仮名字体意識がどのように形成されたか、一八七〇年代から一八八〇年代（およそ明治二十年ごろまで）の資料を中心に検討する。明治期の讀本の字体意識の発生を探るには、前時代の文献との比較は避けられない。第一節では、この対照を通じて字体の特徴の記述に努めた。第二節から第四節までは、讀本によく用いられた異体仮名の表に係わる諸問題を検討する。

第三章においては、小学校令施行規則第一号表を中心に、どのように現代の仮名字体集合が、この法令によって規定されるに到ったかを検討する。第一節では第一号表そのものの検討から明らかにされるべきことがらを整理する。第二・三節においては、いろは仮名が江戸・明治期においてどのような様相を示していたのかを検討する。第四節においては、第一号表の前段階に当たるものとして検定期讀本の字体統制を取り上げ、その内容と経過を検討した。第五節では、「平仮名」という語の指示対象の変化を通じて、現代の仮名字体集合がこのように定まった経緯を問う。

第四章において以上の議論を整理し、明治期の平仮名字体意識がどんなものであったか本稿の理解を提出し、あわせて残された課題を述べる。

第二章 明治期読本における平仮名字体意識の形成と変容

第一節 明治検定期以前の読本の仮名字体

一、はじめに

本章では、明治期読本における平仮名字体意識の形成と変容を検討する。本節においては、自由発行情（一八七〇―八〇年）の読本に用いられた仮名字体の特徴を前後の地代の関係する資料との比較から明らかにしたい。

明治自由発行情読本の仮名字体の史的な位置づけについてはいままでも不明であって、わずかに古田（一九七四）が対比を試み、明治自由発行情になって仮名字体の統一がされだしたと述べているものがあるのみである。

古田（一九七四）が分析の対象とした文献はすべて明治以降のものであって、慶応年間のものすら対象としていないことを見れば、かようの主張はじゅうぶんに確かめられなければならない。往来物と自由発行情読本の仮名字体の様相はおおきく異り、古田の主張は、往来物から自由発行情読本になったときに、字体の統一が行われたという前提のもとには正しいといえる。そうであってもなお、なぜ明治になって唐突に仮名字体の統一が行われたのかはあきらかでないし、往来物以外と比較したときにすでに先駆のあったことを見いださうる可能性も残されている。

じっさいのところ、自由発行情読本は判型においてこそ往来物を受け継いでも、本を披いたときの印象は大きく異っており、往来物を継承しつつ字体統一を施したという前提そのものから検討されなければならないのである。次ページに示すように、同年に刊行されたものであってもその書式の差はあきらかである（次ページ上段『世界郡都往来』一八七三年序、国立国会図書館蔵。下段『田中義廉『小学読本』巻一、一八七三年、『小学読本便覧』一所収）。まず、往来物が内容にくわえ文字の手本として重視されたのに対して、自由発行情読本は、「読本」という書名が示すとおり、読み解くことだけが問題となるものであった。この性格のことなりは文字の大きさに観面に現れている（その点では、後述するよう調査済表期以降の読本のほうが手本としての性格を回復している）。

池上（一九五五、九）が仮設するように、近代以前には「小さいサークルに分れて色々の文字社会ともいふべきものがあった」と考えられるならば、往来物と自由発行情読本で属した「文字社会」が同じであるものかまず考えねばならないものであろう。

のちにくわしく述べるが、自由発行情読本は国学・蘭学における書体様式にむしろ近い。そうであるならば、仮名字体の選択においても、往来物ではなく国学・蘭学の文献にこそ近いということは十二分に考えられるわけである。

七十度及び五十度
 西経七十八度五十五分
 起り百四十九度十七分
 及び長き東北より西
 へ幾千三百九十里
 幅より四百五十里
 及び陸地十四万
 居る其中魯西の版図
 小属する者半小過
 口二億より四百一十

平物生	穀類	水穀類	豆類	田畑	焼肉	魚肉	鳥肉	獣肉	菓物	梅類	柿類	蜜柑	野菜	實類
又平生食するもの、名を覚えて、これを招へ食物と、ふれ仕方を知るべし。○食物と、おもへばものに、種々あり、	第一、穀物あり、○穀物と、米、麦、粟、稷、黍の類あり、○此品と、皆田、又は畑に、作りて、其實を収り、炊き、食物とふり、或は焼きて食物とふりあり、	第二、肉類あり、○肉類と、獸肉、鳥肉、魚肉の類あり、○此品も、焼きて、食物とふし、又は、煮て、食物とふ	第三、菓物あり、○菓物と、葡萄、橙、梨、梅、桃、柿、蜜柑の類あり、この品も、多く生にて、食物とふ○稀と、塩漬とふりて、食物とふるあり、	第四、野菜の類あり、○此品と、畑に作るものと、野に生むるものあり、○多くと、煮て、食物とふり、又塩漬と、ふるあり、	○總て、野菜と、菓と根を、食物とふす、又、實を食物とふ、									

二、仮名字体と文献

ここに、自由発行情読本の仮名字体を、往来物・蘭学文献・調査表期読本との比較からあきらかにしたい。

二・一、往来物

往来物とは、鎌倉期に誕生した初等教育用の教材であって、明治期にいたるまで用いられたものである。とくに江戸期、庶民教育のひろがりとともに往来物はその種類を拡げ、単に往来物といえば、江戸期において用いられたもののことである。

表一 往来物の表記・文体と書体

表記と文体		書体		計	表記と文体		書体		計
仮名候文	御家流	行書体	御家流		候文	御家流	行書体	御家流	
2	14	2	14	漢字文	2	65	4	65	2
御家流	御家流	御家流	御家流		御家流	御家流	御家流	御家流	
明朝体	明朝体	明朝体	明朝体		明朝体	明朝体	明朝体	明朝体	
楷書体	楷書体	楷書体	楷書体		楷書体	楷書体	楷書体	楷書体	
版本風	版本風	版本風	版本風		版本風	版本風	版本風	版本風	
草書体	草書体	草書体	草書体		草書体	草書体	草書体	草書体	
行書体	行書体	行書体	行書体		行書体	行書体	行書体	行書体	
和(平片)	和(平片)	和(平片)	和(平片)		和(平片)	和(平片)	和(平片)	和(平片)	
1	57	1	57		1	14	1	14	
明朝体	明朝体	明朝体	明朝体		明朝体	明朝体	明朝体	明朝体	
楷書体	楷書体	楷書体	楷書体		楷書体	楷書体	楷書体	楷書体	
1	1	1	1		1	7	1	7	

仮名候文、漢字候文、和文(漢字も交える)、漢字文。片…仮名は片仮名、片平…片仮名・平仮名交り。御家流、行書体、草書体、楷書体、明朝体、版本風(御家流からかけ離れているわけではないが、版本特有の書風を持つもの)。

江戸期の往来物の仮名字体については、わずかに女子用往来物を検討した永井(二〇〇六)のあるのみで、その全貌はいまだあきらかでない。『往来物大系』(石川松太郎編、大空社)所収の往来物全七百二十九点について、本文の「表記と文体」と「書体」とをまとめたのが表一である。これを見ると、往来物で仮名を交えて書くというものは、半分以上ないということが分る。このなかで、本節にとって対象となるのは表記と文体が「仮名候文・和文」となるものである。これは往来物十二科にまんべんなく分布するのではなく、歴史科のようにまったくいいほど見られないものもあれば、地理科・女子科のようにそのほとんどであるもの、教訓科・語彙科など半分ほどであるものもある。

女子科については、永井(二〇〇六)をひとまず参照し、ここでは地理科について考えたい。地理科は、土地々々の名所を列挙したもので、比較的堅くない内容が多い。また、男女問わず用いられたもののものである。今回は、『都往来并国尽』(一七九九年)を取り上げた。

そのほか、教訓科の『てら子の友』(一八二八年)と明治期往来物として『続世界商売往来』(一八七二年)を取り上げた。『てら子の友』は、前後編に別れていて「てら子の友」と「何やら草紙」、その文字上の特徴も異なるのでふたつの文献と見做した。おのおの各科より一点ずつで、代表性を担保できないおそれがあるが、往来物の仮名字体の全体像を伺ううえでは差し支えなからう。

二・二、蘭学文献

国学・蘭学文献については、平賀国倫(源内)『火浣布略説』(二七六五年)、山村才助『西洋雑記』(一八〇一年識、一八四八年刊)を取り上げ

た。国学文献については今後の課題としたい。

蘭学文献では漢文ないし漢字片仮名交り文が多いが先に述べたように漢字平仮名交り文もあるていどはあり、その漢字の書体は行草もあれば楷書もあった。『火浣布略説』も刊本『西洋雜記』も漢字は楷書で書かれた漢字平仮名交り文である。後者は著者の歿後に出たものであるが、版式も特異な点は見られない。往来物に比して著しく長大であり、分析量を揃えるためもあって、『火浣布略説』は第七丁までの本文、『西洋雜話』は最初の二話のみを分析した。

二・三、自由発行情読本

自由発行情読本とは、明治自由発行情から一八八〇年までの自由著作期のものをいう。自由発行情読本に該当する文献はほとんどないことから、なるべく多く取り上げることとした。具体的には、官版としては『小学教授書』（師範学校、一八七三年）、『小学入門』甲号（文部省、一八七四年）、同民間版（一八七五年）、同乙号（文部省、一八七五年）、田中『小学読本』巻一（田中義廉、一八七三）、榊原『小学読本』巻一（榊原芳野、一八七三年）、榊原・那珂・宮崎『小学読本』巻一（榊原芳野・那珂通高・宮崎愚、一八七四年）、民間版としては『絵入智慧の環』巻一上（古川正雄、一八七〇年）、『学びの手ほどき』（松浦果、一八七四年）である。

なお、調査表期読本においても同様であるが、小学校教科書においては、学年とその難易はおおきな問題となるが、本節ではなるべく第一巻を用いることであるていどの均質化をこころみた。

二・四、調査表期読本

調査表期読本とは、一八八〇年から一八八七年までの調査済み教科

書表期のものをいう。調査表期読本もあまり量はないが、ひとまず民間版一点、官版一点を取り上げた。具体的には、それぞれ、『尋常小学読本』巻一・三（若林虎三郎、一八八四年）、『読方入門』（文部省、一八八四年）の三点である。

自由発行情読本では、『学びの手ほどき』のほかは文字が小さいものが多いが、調査表期読本はそれに比べて文字が大きいものが多く、往来物のように文字の手本とする意図のあったことを窺わせる。若林の読本では、巻一ではほとんど異体仮名を導入しないが、巻三から本格的に導入すると凡例に述べてある。

三、分析

三・一、分析の視点

ここではふたつの分析を行った。ひとつめの分析では、箇々の字体の有無ではなく、どのような字体をどのように用いるかを中心に検討した。ふたつめの分析では、文献間の使用字体の類似度を分析の指標とした。

ひとつめの分析でその指標としたのは、いろは仮名に従う割合と、もっともよく用いる字体への統一度である。もっともよく用いる字体への統一度とは、音類仮名のおのおのにおいて、とくに主用される仮名字体をここでもっともよく用いる仮名字体と呼ぶこととする。

ふたつめの分析では、使用された字体の類似度をもとに系統を見いだすことを目指し、クラスター分析を行った。クラスター分析とは、統計的な手法に基づきデータを集団（クラスター）に分析する解析法の総称で、たとえば各物体の性質の差を数値化して近いものと遠いものを判別したり、決められた数に区分するもっとも合理的なデータの説明

を求めたりする手法群である。

各資料を物体として、そこに使用された字体によってクラスター分析をするにあたり、いくつか検討すべきことがある。まず採用するクラスター分析の手法であって、これは樹形図を作りその枝分れの距離で分類を発見する手法が比較的一般的である（解析結果がよくも悪くも理解しやすいからである——もちろん、クラスター分析は正解を出すためのものではない）。つぎに、各資料の性質をどのように記述するかである。たとえば字体の用例数を基準とする考えかたや、字体の有無を基準とする考えかたがあろう。前者のばあい、各資料ごとに字体の出やすさが異なり、それを比較可能なたちに整理する（正規化）必要があるため、あまり容易ではない。そこで、ここでは、全資料に（一度は）用いられた字体の集合というものを考え、その字体の使用頻度によって資料の性質を示すこととした。同様の字体をよく使っている資料ほど近く、字体が異なるほど遠い分析が期待される。その集合に対し、統合統計処理環境 R（バージョン 3.0.2）に含まれる `cluster` パッケージ（バージョン 1.14.4）を用い階層的クラスター分析を行った（`agnes` 関数、`manhattan` 距離、`Ward` 法、標準化はしない）。

三・二、分析結果

まず第一の分析について、前節に述べた条件にしたがって、各文献の字体を調べると、表二のようになる（もっともよく用いられる字体によって本文が表記される割合にしたがって並べた）。

表二を見ると、自由発行情読本がとくに主用字体率が高く、とくに官版はどれも九十パーセントを越している。蘭学文献も、『西洋雜記』はそれに次いで高く、民間版自由発行情読本のいずれよりも高い（『火

浣布略説』はあまり高いとは言えず、調査表期読本に伍す）。調査表期読本は、『尋常小学読本』巻一を例外として（これは今回扱った資料でもっとも主用字体率が高い。第一節参照）、それに次ぐ。往来物はいずれも高くはなく、もっとも高い『何やら草紙』においても七十二パーセントに留まる。

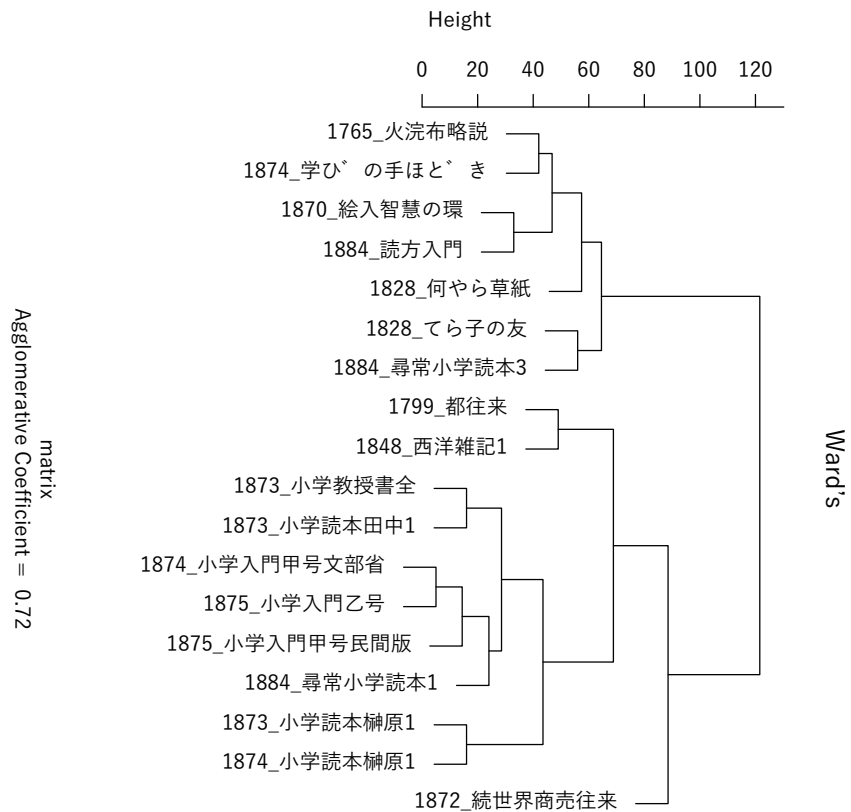
字体数は、主用字体率の高い資料では必要最低限に留まるといえる

表二

書名	年号	種類	字体数	主用字体率	非主用	いろは率
尋常小学読本 1	一八四	中読	44	98.59	3	93.88
小学読本 田中 1	一七三	初読	57	97.28	6	80.54
小学読本 榊原 1	一七四	初読	64	94.91	11	68.07
小学入門 乙号	一七五	初読	52	93.45	6	70.4
小学教授書全	一七三	初読	49	91.83	6	71.86
小学読本 榊原 1	一七三	初読	60	90.97	11	68.42
小学入門 甲号 文部省	一七四	初読	57	90.16	7	71.12
西洋雜記 1	一八四	蘭学	75	87.36	15	57.38
小学入門 甲号 民間版	一七五	初読	65	87.08	9	66.75
学びの手ほどき	一七四	初読	100	86.82	3	82.58
絵入智慧の環	一七〇	初読	77	80.85	10	71.95
読方入門	一八四	中読	98	74.91	9	67.44
火浣布略説	一七五	蘭学	101	74.03	18	55.13
尋常小学読本 3	一八四	中読	102	71.88	9	64.09
何やら草紙	一八六	往来	110	71.73	19	52.5
てら子の友	一八六	往来	132	71.39	12	58.58
都往来	一七九	往来	66	64.43	14	45.36
続世界商売往来	一八三	往来	62	59.41	21	18.32

字体数＝本文で用いられた字体の数、主用字体率＝もっともよく用いられる字体で本文が表記された率、いろは非主用＝本文に現れたいろは仮名のうち本文においてもっともよく用いられた字体でない数、いろは率＝いろは仮名で本文が表記された率。往来＝往来物、蘭学＝蘭学文献、初読＝自由発行情読本、中読＝調査表期読本

図一 クラスタ分析の結果



以上の傾向はない。『学びの手ほどき』は百の字体が用いられるが、六十二の字体しか用いられない『続世界商売往来』よりも主用字体率は高い。それはいろは非主用数・いろは率についても同様で、いろは率の順位は主用字体率の順位とは一致しないし、資料の種類とも明白な対応は読み取れない。ただし、往来物においてはいろは非主要数は多

い一方、読本においてはそれほど顕著でないということは云えるようである。

つぎに、第二の分析は図一のようになる。一見して官版の自由発行情読本の一群が独立した集団を形成していることが分る。自由発行情でも民間の読本、すなわち『絵入智慧の環』と『学びの手ほどき』はそれ以外の集団に属している。興味深いことに、自由発行情の官版にもっともちかい、すなわち、枝分れからあまり遠くない資料は『続世界商売往来』と『都往来』のふたつの往来物である。そのほかの往来物である「てら子の友」と「何やら草紙」はこれらの往来物に近い位置にあって見やすい。自由発行情民間読本と、調査表期読本、蘭学文献の近さは、自由発行情官版読本との遠さも相俟って興味深いものである。

三・三、考察

三・三・一、往来物と読本

古田（一九七四）の述べたとおり、往来物と自由発行情読本で字体使用の態度は一致しない。しかしながら、いろは率の低さについてはどちらも共通する。これは第三章第四節で指摘される検定期読本以降のいろは仮名への統一傾向とは食い違う結果である。また、字体の種類については、往来物と自由発行情官版読本とは共通しないが、民間読本とは共通するところが大きいことが示された。これは、官版が字体まで含めてあたらしい姿を示そうとしており、民間版はそれまでの字体の用法の整理として成り立っていたものと受け取ることができるかもしれない。

往来物において、近世後期の通俗書にひろく用いられていた版本特

有の書体がほとんど見られないことは、往来物の目的が文字のかたちをただしく把握し手本とすることにあつたと考えられる。自由発行情読本においてはそのような役割は書道手本や綴字科かなづかいに譲られていたがために字体の大胆な整理が可能になったとも考えられよう。

三・三・二、蘭学文献と読本

蘭学文献の『西洋雜記』における字体の統一傾向は往来物と比して著しいものがあり、読本の傾向ともよく似ている。このことは、蘭学文献と読本の関係を強く示唆するものである。ただし、クラスター分析の結果が示唆するように、用いる字体の傾向はいくらか異なるのであって、あくまで態度のみが受け継がれたものと考えるほうが妥当かもしれない。

自由発行情官版読本は蘭学者の田中義廉と国学者の榊原芳野によって編まれており、かれらにはもともと仮名字体の「濫用」を戒める傾向はあつたと思われる。国学においては音声に比重がおかれ、仮名字体の使い分けは「濫用」以外のものではなかったであろうことはすでに矢田（二〇〇五）に指摘のあるところである。蘭学文献の異体仮名についてはまた後述する。

三・三・三、自由発行情読本と調査表期読本

自由発行情読本ではのきなみ高主用字体率を記録していたのが、調査表期読本ではいずれもさほど高くはなく、ちょうど往来物と自由発行情読本の中間的位置にある。これは、綴字科があまり行われず、調査表期読本が手本としての役割を果たす必要があつたためと考えることができる。自由発行情読本のように文字がずらずらと並ぶものが減り、文字のかたちを把握し覚えやすいようにと大書するものが増えていることから首肯されることである。

字体数についても、調査表期読本では百近くを用い、往来物に近い。また、字体の種類についても同様である。この点、民間版自由発行情読本の『学びの手ほどき』にも近い性格がある。これもまた文字が比較的大きい資料である。これらの資料においては、多様な仮名字体を習得するという目的が看取される。

三・三・四、蘭学と異体仮名

蘭学文献と往来物は、字体の種類や字体の使い方などにおいて大きく異なる。これはふたつの文献の様式の差に拠る部分がある。

蘭学文献と往来物の印象の差は、書体に由来するところが大きい。往来物が連綿を多用する御家流による行草体によるのに対し、後者は漢字は楷書体による。この平仮名に行草ではない書体の漢字の組み合わせという様式は、鈴木（二〇一一）も注目するように、ずいぶんとあたらしいものである。鈴木が注目するのは明治自由発行情において明朝体と平仮名の組み合わせが、それまでの平仮名表記では一般的だったつづき書き、あるいは連綿表記から離れることをとめない、明朝体と言う活版との結びつきがつよい書体によって前近代の楷行草の区別をまったく破壊する結果を招いたことによる。^{注二}

この様式の成立そのものは、近代ではなく、すでに行われていたものであって、国学では賀茂真淵などにすでに見えるし、これから見るような蘭学においてもときに選択されるものであつた。管見に入つた中で古いものには平賀国倫（源内）『火浣布略説』（一七六五年）があり、真淵とも同じ時代である。

蘭学、およびおそらくは国学において、仮名字体が整理される傾向にあつたのは、かれらのいわゆる音声中心主義もさることながら、アルファベットを日本のいろはと捉えていたこともまた無縁ではなから

う。同様に「音」を表す文字でありながら、必要最低限の文字数しかない（と思われた）アルファベットとの相対化において、仮名の整理が必要であるという自覚が生れたと考えられるのである。青木昆陽が一七四六年に書いたとされる『和蘭文字略考』には、つぎのように記される。

和蘭ハ……の二十五字ヲ寄合セテ用ルナリ大抵我国ノ伊呂波ノ如

シ此二十五字を和蘭人アベセデと云我国ニテハ阿蘭陀伊呂波ト云

また、時代は下って松岡啓『洋学楷梯』（一八八一年）には、

「皇国ノイロハ」ニ齊シキモノコレヲ「アルハベツト」ト云フ

という。このアルファベットのように合理的な表記の探究は、五十音図への傾倒や存在もしない仮名の創出を導きもするが（古田、一九七八）、字体統一の原動力ともなったものであろう。

四、おわりに

以上、明治自由発行情期を中心に読本の仮名字体の特徴を記述してきた。明治自由発行情読本の仮名表記は主要な字体に統一される点で顕著であり、それは往来物の仮名字体と大きく異なる。しかし、それは突如として現れたものではなく、蘭学などの文献での書記特徴を引き継いだものとも推定されるのである。このように使用する字体を制限するためには、使用している仮名字体に対する意識が伴う。蘭学文献や自由発行情読本においては、それはまだ具体的な参照先を持たないように思われるが、調査済表期には、いろは仮名という抛るべきものを持つようになる。ここには字体意識の萌芽と変化を看取ることが出来るのである。

注

注一 そもそも、漢字の書体には格があったと考えられる。楷行草の区別は——楷書成立以降の漢字文化圏では——一般に、楷がある種の公的性を担う文書、行草が私的性をともなう文書に用いられるものといわれる（示唆的なものとしては藤枝、一九九六。矢田、二〇一二bも参照）。このわくぐみにおいて、漢字の行書・草書体に起源を発する平仮名の位置は、楷と釣りあわないことは明白であった。たとえば『和漢朗詠集』の諸本を見るに、詩を楷で書く諸本において、歌の書体がみな行草であるような。そのような区別は、しかし、儒学のうらづけを持った地下の学問であった、近世の諸学において崩れはじめたかのようである。もっとも、真淵や宣長のころは、漢文や万葉仮名で書かれたものは楷書で書き、和文は行草体で書くという几帳面な様式であったことは注意される。なお、漢字平仮名交り文における書体の選択は、平仮名を上回る格式を漢字が持たないようにするためであったとも考えられる。真淵や宣長の書記様式は、むしろ、そのように理解されるべきかもしれない。

第二節 異体仮名表の諸問題

一、はじめに

明治初期の言語教育では、前代の風を受け継いで、いろは四十七字の仮名の学びからはじめるならいであつた。近世と異るのは、いろは四十七字を終えたあとに内容のあるものに進むのではなく、片仮名・拗音・濁音・数字など、最低限のものを読むための文字の量が増えたことである。さらに、いろはに附随して、あるいはこれらの文字に交じって、異体の仮名の表を備える点も前代にはなかつたことである。

明治期の読本の字体がどのように現代の字体に到達したのか辿つたもつとも古いものに、日下部（一九三二）があり、主たる資料としてこの異体の仮名の表を用いている。この流れを襲つたものには、春日（一九四二）・古田（一九七四）がある。これらのいずれにおいても、いろはの字体という、のちの現行の字体の母体となる仮名集合に対する余剰物として異体仮名の表を見ており、どのようにそこに現れる仮名字体が減つていったかという点に現代の仮名への統一過程を見ようとしている。

しかしながら、このような手法はふたつの問題がある。ひとつには、異体仮名の表がどのような性質を持つものか明らかにせずに資料として用いている点、もうひとつには、異体仮名の表の字体の多寡と（たとえ読本に限定したとしても）仮名字体の統一とに関連を見出し得るのか不明であるという点である。

ここでは、これらの問題も含めて、異体仮名表からはどのような問

題が導き出せるのか考えることを目標とする。

本論に移るまえに、用語の定義をしておく。仮名表とは、仮名字体を集めて一覧したものを言い、異体仮名表とは、異体仮名の掲出を仮名表を編む目的の一部あるいは全部とするものを指す。字体を一覧する意図のないものは、類似するところがあつても、仮名表ではない。たとえば、仮名の古筆の実例を集字したものは、同じような書き振りをするものであつてもとくに差別なく集めていれば、仮名字集と呼ばれることができる。仮名表と呼ぶことはできない。

二、異体仮名表の歴史

異体仮名表の歴史はそれほど古くはない。日本にかぎっていえば、国^註学における仮名研究書のなかに見出されるものが古いものだと思われる。管見のかぎりにおいて、そのなかでも古いものは、文雄『和字大観抄』巻上（一七五四年刊）「平仮字の類字」、新井白石『同文通考』巻三（一七六〇年刊）「音類仮字」である。ほかに代表的なものとしては、岡田真澄『仮字考』（一八二二年刊）、伴信友『仮字本末』（一八五〇年刊）がある。

さて、読本における異体仮名表は、古川正雄『絵入智慧の環』初編上（一八七〇年）に見えるものもつとも古いものと思われる。いろは・濁音図に続いて示されているものである。このころは、科目ごとのやくわりがはっきりしていなかつたためであらうか、のちの教育課程では綴字科^{かなづかい}の教材になっている。同様に、習字科教科書の『習字初歩』

(文部省、一八七四年)にも巻末に異体仮名表があるが、のちの習字教科書でこのような異体仮名表を持つものはほとんどなく、例外といえる。このうち、異体仮名表は一八七二年の小学教則にいう「読本読方」の系統の教科書に現れることが普通である。

自由発行情の読本においては、異体仮名表は、いろはが巻頭に出されるのに伴って、巻頭ちかくにあることが多かったものが、調査済表期、そして検定期に到ると、仮名表は学習した仮名の確認のために用いられるようになり、異体仮名表も後置されるようになる。また、検定期後期には異体仮名表を持たない読本も増え、古田(一九七四、三八二・八三)では、この傾向を捉えて、「変体がなへの配慮が少なくなっている」としている。

一九〇〇年の小学校令施行規則を受けて読本から異体仮名表はいっさいなくなる。一九〇八年に仮名字体に関する条文が削除され、一九一〇年の第二期国定教科書に異体仮名が復活した際も新出時に頭注に示すという形式であって、仮名表は用いられなかった。そして異体仮名は教えられなくなり現代に到る。

三、仮名表のかたち

三・一、はじめに

国学の仮名研究書における異体仮名表は、たしかに異体仮名表ではあるが、目的は仮名の字源の同定にあり、読本の異体仮名表とは性質において異なる。のちにも見るごとく、『絵入智慧の環』の異体仮名の出典は岡田『仮字考』にあると考えられ、まったく無関係とはいえないのであるが、仮名研究書の異体仮名表に字源を示さないものがまったくない一方で、読本の異体仮名表に字源を示すものもまたないことは、

その差違をもっともよく示すものであろう。読本における異体仮名表は、いろはと同様の形態で示すことが普通で、その点においても仮名研究書の異体仮名表と大きく異ると言える。

そのちがいをよく示すものとして、新井白石『同文通考』『音類仮字』を図一に示し、『小学入門』乙号の例を図二に示した。読本においてももっとも古く異体仮名表を用いた古川『絵入智慧の環』の例は、どちらかといえば国学のがわに近いところがあり、四十七の升をあまり意識するところがない。図三に示した。

読本における異体仮名表の形式は、基本的に『小学入門』の形式か、あるいはその派生形で、いろはの順に表のなかに異体仮名が示される形式(若林虎三郎『小学読本』巻三、図四)のどちらかである。『小学入門』の形式は、もともと『小学教授書』(師範学校、一八七三年)に示されたものであって、のちのちまで影響を与えたものである。この形式の特徴は、四十七字のほとんどあるいは全部に異体仮名を示すことである。これは枠がすでに定まっているというところが大きいように思われ、じつ、枠を設けない仮名研究書や、『絵入智慧の環』の異体仮名表では、示すべき仮名がなければとくに示されることはないのがふつうである。

以下では、前で画像を示した読本を中心に異体仮名表を記述する。ここで取り上げる仮名表は、尋常小学校用の読本に現れたすべてでは到底なく、目に付いた範囲から取り上げたものであって、不十分の虞なしとしないが、問題とすべき点を挙げるためとて諒とされたい。基本的には『小学読本便覧』巻一・三(古田東朔編、明治書院、一九七八・八一年)と『日本教科書大系近代編 国語一・二』(海後宗臣・仲新編、講談社、一九六四年)に掲載の読本を中心とし、補足的に、国会図書館のウェブサイトで公開されている教科書も利用した。

三・二、各読本における異体仮名表

三・二・一、『絵入智慧の環』

古川正雄『絵入智慧の環』初編上（古川正雄、一八七二年、第二版、国立国会図書館蔵）は、綴字書的な性格があり、本編は単語と短文から構成されている。

この異体仮名表に見える非いろは仮名字体はつぎの四十八字体である。〈阿・以・え・お・可・可b・起・具・介・希・古・佐・左・志・春・須・そ・楚・多・多b・知・徒・天・天b・と・登・奈・爾・年・祢・能・者・飛・遍・保・本・末・満b・三・免・毛・由・良b・里・流・連・王・越〉。ひとつの音類仮名に対していくつの字体を示すか、あまり方針はないようである。一種ないし二種示されることがほとんどである。このうち、本文に用いられていない仮名字体は〈阿・起・具・希・佐・左・須・楚・多b・知・天・天b・年・能・遍・保・毛・良b・連・越〉の二十字体である。このなかで、〈連〉は、その音類仮名全体で本文の用例が一しかない。本文で用いられているが異体仮名表には現れない仮名字体は〈久・川・爾b・八〉の四字体である。〈久・爾b〉は用例が一しかない。

この異体仮名表では、「う・せ・ぬ・ふ・む・や・よ・ろ・ゐ・ゑ」において掲出がない。掲出のない音類仮名の数は、以下で見る異体仮名表のなかでもっとも多い。この異体仮名表は、以下に見るように岡田『仮字考』に取材したと考えられるので、そこに異体仮名の掲出がないものはここにもやはりないのだが（「う・よ・ゑ」）、それ以外は説明しにくい。

三・二・二、『小学入門』乙号

『小学入門』乙号（文部省、一八七五年、『小学読本便覧』一による）は、

『小学教授書』（師範学校、一八七三年）を簡略にした『小学入門』甲号（文部省、一八七四年）をさらに簡略にしたものである。異体仮名表としては、形式においても内容においても『小学教授書』と『小学入門』甲号とは改変したところが多く、『小学入門』乙号は、甲号のものを簡略にしたものとなっている。

この異体仮名表に見える非いろは仮名字体はつぎの四十四字体である。〈阿・以・字b・え・お・可b・起・久・遣・古・佐・志・春・勢・そ・多・徒・帝・登・那・爾b・努・祢・能・者・飛・婦・遍・本b・万・三・無・免・毛・屋・与・羅・里・流・連・路・王・井・越〉。ほとんどの音類仮名について仮名が示されており、最大一種である。『小学入門』甲号では、同様の体裁で二種類の文字がすべてのいろは仮名の下に示されるのであるが（『小学教授書』ではこのようなことはない）、いろは仮名の字源をそのまま書いたものと考えられ、乙号では省かれている。このうち、本文に用いられていない仮名字体は、〈以・お・可b・起・久・遣・古・佐・志・勢・徒・帝・登・那・努・能・飛・婦・遍・本b・万・三・無・免・毛・屋・与・羅・里・流・路・井・越〉の三十三字体である（音類仮名に例がないものは省いた）。このなかで、〈本b・路・井〉はその音類仮名全体で本文の用例が一しかない。本文で用いられているが異体仮名表には現れない仮名字体は〈可・須・と・爾・八・ゑ〉の五字体である。〈可〉は用例が一しかない。また、〈と・爾・八・ゑ〉については、その音類仮名のなかで、本文でもっとも多く用いられる字体である。

三・二・三、『読方入門』

『読方入門』（文部省、一八八四年、『小学読本便覧』二による）は文部省の編にかかり、従来型の読本の形式を取る。

この異体仮名表に見える非いろは仮名はつぎの五十三字体である。

へ阿・以・え・お・可・可b・起・久・具・介・希・古・佐・左・志・春・須・世・そ・楚・多・多b・知・徒・天・と・登・奈・那・爾・爾b・祢・乃・能・八・者・飛・婦・遍・保・本・満・三・免・毛・由・与・良・里・流・連・王・越。このうち、本文に用いられていない仮名字体は、〈可・起・久・満・免・良〉の六字体である。このなかで、〈満〉はその音類仮名全体で用例が一しかない。本文で用いられているが異体仮名表には現れない字体は〈津・盤・本b〉の三字体である。〈本b〉は用例が一しかない。きわめて字体の使用に注意が行き届いていることが窺える。

三・二・四、若林虎三郎『小学読本』巻三

若林虎三郎『小学読本』巻三（集英堂、一八八四年、『小学読本便覧』二による）は、調査済表期最後を締めくくる読本である。第一巻は一学年後期に宛てられ、第三巻は二学年の後期に学ぶはずの巻である（当時の小学校初等科は三年制であったから、中盤にあたる）。一学年前期にどの教科書を使うつもりであったのかは明記されていないが、若林や関係のものが入門にあたる読本を編輯した形跡はなく、おそらく『読方入門』（文部省、一九八四年）などを宛てることを考えたのではなからうか。

この異体仮名表に見える非いろは仮名はつぎの八十二字体である。

へ安・阿・井・以・字・え・お・可・可b・起・久・久b・具・介・希・古・佐・左・志・春・須・世・勢・そ・楚・堂・多・多b・千・知・川・徒・津・天・と・登・奈・奈b・那・爾・爾b・怒・年・祢・乃・能・八・盤・者・飛・飛b・婦・遍・保・本b・万・末・満・三・美・無・免・母・毛・屋・由・遊・与・羅・良・利・里・流・留・累・類・連・路・王・恵・乎・越。一見して分るごとく、今

回検討した異体仮名表のなかでもっとも掲出字数が多いものである。音類仮名につき一字体しか示されないものもあるが、三字体示されているものが六種（く・た・つ・な・は・ま。「に・ゆ」も三字示されているが、同じ字体が二回繰り返されているので除外する）、四字体示されるものが一種あり（る）、その数の多さが知られる。このうち、本文に用いられていない仮名字体は、〈安・井・字・久b・佐・世・堂・千・知・徒・津・奈b・年・祢・飛b・婦・本b・万・三・美・無・母・羅・利・流・累・類・恵・乎〉の二十九字体である（音類仮名に例がないものは省いた）。本文で用いられているが異体仮名表には現れない字体は〈川b・都・亭・奈c・耳・能b・末b・良c・良d〉の九字体である。〈都・能b〉は用例が一しかない。異体仮名表の豊富さと本文の字体の豊富さは一致していないことが分る。

四、仮名表の問題点

四・一、仮名表の目的

江戸期までは、仮名表は「いろは」などの手習手本を用いて四十七字を覚える以上に利用されることはなかったが、明治期の小学校の読本においてはきわめてよく用いられている。このようになったのは、読本を編纂するにあたって英蘭の文法書や綴字書を日本語に当てはめたところが大きいものと思われる（古田、一九五八、とくに二一五―一八を参照）。読本で異体仮名表を用いたものとしてもっとも古い古川正雄『絵入智慧の環』（二八七〇年）が参照したなかのひとつである『英吉利文典』（開成所、幕末ごろ）では、序論に続いて書記法 orthography の章が続いていて、そこにはアルファベットが一覧されている。これをただちに異体仮名表を結びつけるのは飛躍があるが、惟うに、かように書

記法全体を見渡すことを日本語書記においても試み、いろはや五十音図のごとき仮名表を融合させたものが異体仮名表なのではなからうか。^三

そのような起源が考えられるいっぽうで、古田（一九七四、三七二）が述べるように、『絵入智慧の環』初編下に現れた仮名字体は、巻頭の仮名字体表と本文とで一致しない。この結果について、「最初に示すのは基本的なものであって、そのあとは、自由に種々のかなを使用し、別にそれで統一しようなどとは考えていなかった」ものと考えられている（古田、一九七四、三七二）。古田は『絵入智慧の環』においていろはに続いて異体仮名表があることに触れないので、どのていど重ならないのかも示されない。さきに示したものは、初編上の本文との比較であるので、異体仮名表も含めた仮名表と、一卷下の本文字体とを改めて比較したところ、四字体が本文で用いられながら仮名表に見出されず、二十三字体が仮名表にありながら本文で用いられなかったわけである（なお、古田が示した本文所用の字体には脱字があるようである）。

本文にありながら仮名表に現れないのは仮名表に束縛されていないとは言ってもよからう。しかしながら、『小学入門』乙号のように、頻度が相当高い字体が複数漏れているものは、疎漏だとは言えないものであろうか。仮名表にある字体が、本文ですぐに用いられねばならないことはないから、それじたい問題とはならないにしても、そのような「不要不急」の字体を入れておきながら、重要な字体が漏れているのは問題とはならなかったものであろうか。

すなわち、仮名表が本文読解の役に立たないのであるとすると、異体仮名表の目的はそれ以外のなかであったのではないか。あるいは、それ以外の目的も重要であったのではなからうか。

四・二、異体仮名表の出典

異体仮名表がどのように編まれたかを考えるうえで、各表の影響関係を調べるのはひとつの手段である。日下部（一九三二、四四六）は、『読方入門』の異体仮名表が『小学入門』乙号の異体仮名表を整理したものの見解を取る。このように、先行する異体仮名表に則って編纂するということは考え得べきことであらう。また、古田（一九七四、三七八）は原亮策『小学読本』と『読方入門』の異体仮名表を比較し、共通点が多いところから、異体仮名として意識されるものが共通するのではないかと考えている。

読本最初の異体仮名表である『絵入智慧の環』に関しては、そのような出典を明確に指摘できるものである。『絵入智慧の環』の異体仮名表に見える字体は、岡田真澄『仮字考』という仮名研究書に現れるものがほとんどであり、また異体を示さないものについてもあるていど対応することもさきに触れたとおりである。

『読方入門』の異体仮名表については、『小学入門』乙号の異体仮名表とは七割程度の対応しがなく、むしろ『絵入智慧の環』のほうが九割程度対応していて近いことになる。日下部（一九三二）の主張に反する結果であらう。古田（一九七四）の考えるように、異体仮名として共通のものがあつたかといえ、いま見た四点の異体仮名表に現れた九十一字体のなかで、四点とも共通するものは二十七字体、三点は二十字体、二点は十五字体、一点のみにしか現れないものは二十九字体と、半数ほどのみしか共有されておらず、共通する意識を背後に見出し得るか不明と言わざるを得ない。

異体仮名表の字体における共通性の低さは、仮名字体の選択のはばの広さを示唆する。それだけに、なぜその字体が選ばれたのかという

ことは、箇々の事情はなかなか見出しがたいとしても、傾向があまりかになれば意義があるのではなからうか。

四・三、異体仮名表にはどのような字体が用いられたか

すでに見たごとく、読本ごとの差はあるのにせよ、異体仮名表は本文を読み解くための補助手段としてはいずれもなんらかの不足がある。また、〈八〉のように一般的に常用性の高い字体が初期の読本の異体仮名表には落ちており、常用性から選んだとは思えないところがあるのである。それでは、選ばれた字体にはどのような傾向を見出せるのかという問題を提起することができる。

まず、本文に用いられていないが異体仮名表にある字体に注目するのは無益なことではなからう。『絵入智慧の環』で本文中に現れなかった字体のうち、二点以上のほかの読本の異体仮名表におなじ字体が現れるものは（すなわち、三点以上の異体仮名表に現れた字体は）、〈阿・起・具・希・佐・左・須・楚・多・b・知・天・能・遍・保・毛・連・越〉の十七字体で、わずかに三字体が共通しないのみである。これらの字体は明治初期には稀用でなかったものが多い。小林ベター（二〇一四）に示された明治初頭（一八六八―七三）の整版本の字体で、出現率が低いものと分類された字体は、このなかでは、〈佐・左・知・保〉のみであり、偶然本文に用いられなかった可能性は否定できない。しかしながら、これらの十七字体中、『小学入門』乙号で本文中に用例があるのは〈多・連〉の二字体のみで、ほかは用例がない。興味深いことに、調査表期の読本ではこれらのほとんどが用いられるようになっていて、あいかわらず用いられないのは、『読方入門』では〈起・希〉、若林『小学読本』では〈佐・知〉のそれぞれ二字体のみにすぎない。一般に明

治期は字体数は通減する方向にあることはよく知られているから（銭谷、二〇〇九b、二〇一四b、小林ベター、二〇一四など）、これらの字体が用いられるようになったのは、時代に逆行する方向である。じっさい、小林ベター（二〇一四）の調査では、活版主流期・前半（一八八四―九〇）の活字本の字体では、これにくわえて〈起・具・須・多・b・天・遍・毛・越〉の出現率が低くなっており、〈希・楚〉については用例が見いだされていないのである。

つぎに、異体仮名表全体について『小学入門』乙号を調べると、明治初頭の整版本の字体として稀なものは（小林ベター、二〇一四）、〈字・b・遣・勢・帝・飛・婦・万・無・屋・羅〉で、〈努・本・b・井〉が用例が見いだされない。しかしながら、これらのうち〈飛・婦・井〉は『読方入門』・若林『小学読本』双方の異体仮名表にも現れている。若林『小学読本』では、さらに〈字・b・勢・飛・婦・万・無・屋・羅〉も見え、あらわれていないのは〈遣・帝・本・b〉くらいしかない。明治初頭においてすでに稀であったものを用い続けようとする姿勢は明らかで、異体仮名表から仮名字体の整理を看取することは難しい。

これらのことは、とくに若林『小学読本』において顕著なこととして、すでに用いられなくなった仮名を本文に用い、さらに異体仮名表にも使用されない字体を増やしているに等しいことを意味する。^三稀用の仮名字体が示されているのは、すでに常用の仮名字体が出払っていて、それしか選びようがなかったからではない。明治初頭はまだ仮名字体の数は一般に多く、常用の仮名字体を複数持たない音類仮名というものはかなり限られていて、小林ベター（二〇一四）の調査では十種しかない。そこには別の原理があったと見るべきである。そのようなもののひとつとして、久保田（一九九六）が序文の仮名字体につい

て述べたような性質を有するものが多いように思われる。序文においては、本文に用いられない字形の複雑な字体が用いられる傾向があるという。それではなぜ、序文のような一般に畏まった性格を持つ文章に現れやすい字体が読本の仮名表において選ばれるのかは問題である。

五、おわりに

ここまで読本の異体仮名表の特徴と問題点を見てきた。異体仮名表の字体が本文を離れて選ばれているという点は、異体仮名表の目的や衰退の原因と大きく係わっているように思われる。また、異体仮名表の字体があえて難しい字体を選んでいる傾向も窺われた。どうしてそのようなことが許されるのかということが課題として残された。

続く節では、まず、難しい字があえて教えられる背景を往來物の類例から検討し、さらに、そのつぎの節において異体仮名表の字体が本文と離れて選ばれているという点をどう捉えるか検討したい。

注

注一 日本以外に目を転ずれば、朝鮮版『伊呂波』（一四九二年）に「右各字母外同音三十三字類」（三丁裏・四丁表）が最も古いものかと思われる。『重刊改修捷解新語』（一七六二年）巻末にも「伊呂波真字草字並録」があるが、さらに充実したものである。しかしながら、これらが朝鮮半島を渡って日本に來たとは思われず、形式としてものちに見るものと接点を持たないので、いささか別の扱いとした。国学における異体仮名表と関連がありそうなものとしては、候継高『全浙兵制考』『日本風土記』（一五九二年）に「以路法四十八字様音註清濁変用」があつて、いろはとともに音類仮名にあたる

仮名をいくつか掲出している。これは、日本でもよく読まれたもので、『伊呂波字考録』（全長、一七三六年）など、転載するものも多い。ただこれも形式として踏襲するものはほかになく、直接的な影響を見出すことは難しい。Okada (2014) に述べられるような西洋の日本研究書における大和仮名も同断である。

注二 矢田（一九九九）に示されるように、いろは歌手本のなかには、つづけて異体の仮名で再度いろはを書くものがある。このような別体も仮名表と呼ぶに足るものではあるが、矢田が推測するように、これらの字体は仮名字体としての重要性よりは字源となった漢字が推定しやすいものから選ばれているようである。すなわち、「別体は、平仮名字種のより多くの習得ということに加えて、或いはそれ以上に、平仮名から漢字書字の初歩的訓練への橋渡しをその役割としてしているかの趣を持っている」（矢田、一九九九、二八八）。目的についてはさておくとも、形式や字体の選択において読本の異体仮名表とこれら別体いろはとは接点を見出せない。関係はなかったのではなからうか。

注三 じっさい、若林『小学読本』で異体仮名表にあつて本文にない仮名字体は、ほとんどが若林『小学読本』にのみ現れるものであつて、ほかの読本の異体仮名表に二点以上現れる字体は、二十九字体中わずかに（佐・知・徒・祢・婦・三・流）にすぎない。

第三節 教科書に用いる仮名字体 往来物における濁音仮名からみえるもの

一、はじめに

往来物といえば、童蒙、すなわち児童の手習のための教科書であるから、それを後代から見わたすためには、そこに用いられるものが基本的なものであるはずだという前提を置きがちである。ここに論ずる濁音仮名というものも、ごく限られてはいるが、いくつかの往来物に見えるものである。それでは、濁音仮名とは年端のゆかぬ学童に教えるようなものだったと見做せるのであろうか。

仮名文において濁音を示す手段は古来とくになく、近世から注釈などを通じて仮名文においても濁点が用いられるようになった。近世期、濁点による濁音表記は一般化したのが、なお正確に示されることは稀のまま近代にいたったとされる。濁音の仮名字体というものは、訓点の世界ではもちいられることがあっても（沼本、一九九七）、仮名文の世界では用いられるものではなかった（安田、一九九二）。これは、上代文献の研究により、濁音表記のための仮名字体の存在が意識されるようになったところから、国学者のあいだに平仮名として用いられるようになったものと考えられているが、通俗的な表記ではなかった。そうだとすれば、往来物に濁音仮名が用いられるのは奇異に映る。

本節では、なぜ往来物において濁音の仮名が示されたのか検討する。往来物には非日常の仮名字体を示すことで教養を高めようとする傾向があったことがつとに指摘されている。従来これは稀用になりつつある仮名字体が教えられるものと考えられましたが、濁音仮名のように

一般には新奇なはずの字体も同列の扱いを受けていたとすると、あらためて往来物における難字使用の全体像が問題になってくるものと思われる。以下では、『てら子の友』（一八二八年）を中心に、教育的な文献のなかで濁音仮名が用いられるものを検討していく。

二、往来物の字体

議論に先立ち、往来物の字体が一般にどうあったものか確認できればよいが、往来物全般に互る仮名字体調査はいまのところなされておらず、論者にもとくにその用意はない。ここでは、女子用往来についてひろく調査した永井（二〇〇六）をもって往来物を代表させる。江戸期の民間出版における仮名文の字体については、前後期からそれぞれ二点ずつ選んで分析を施した矢田（二〇〇八）と対比することで、往来物の字体の位置付けに代えたい。

永井（二〇〇六）と矢田（二〇〇八）を比較すると、かなりの所用字体が共通している。もちろん、前者が十五点の資料を扱い、後者が十七世紀と十九世紀から二点ずつの資料を取り上げるにすぎないことを考えれば、疎密あい均しからぬことは言うまでもない。字体の認定も両者で細部まで一致することはなからう。また、あくまで所用字体の比較であって、頻度や用法については不足がある。しかし、江戸時代の仮名字体の諸研究とおおきく食い違うことはなく、偶合とする必要はないものとしていまは論を進めたい。

まず、永井（二〇〇六）に報告された字体は、異り百四十八字体で、

矢田(二〇〇八)では百十三字体である。このうち、前者において十点以上の資料で用例のある字体が八十七、後者において三点以上の資料で用例のあるもの七十一であって、これをそれぞれ一般的な字体と見做すこととする。このふたつの調査における一般的な字体の集合を併せると九十一の字体を数える。そのうち、六十七が共通におおくの資料に現れ、わりあいとして七十四パーセントになる。永井の記すように、往来物は智識のために稀用の字体を用いることがままあるが、その中心は一般的な文献と大きく異ならないと考えられる。

永井(二〇〇六)は、稀用の仮名に振り仮名を附したものであることを報告している。その具体的な形を永井は示さないが、各文献で振り仮名が与えられた字母を十五文献での総用例数とともに示せば、「裳モ5・果カ6・気ケ10・勢セ51・母モ2」(『女諸用文章』一七九九年)、「茂モ1・李リ3・日ヒ7・路ロ25」(『女文章大和錦』一八三五年)となる。それについて、永井(二〇〇六、一一九)は、

振り仮名が付されているということからみて、これらの字体は、江戸後期に至っては日常的な読み書きのなかで一般的に用いられなくなっていたものと推測される。先に述べた通り、こうした字体は消息文の装飾性を保持するため、またそれを教養として教授するため用いられたものと考えられる。

とする。この規定はおおすじで認められるものの、個別に検討すると疑問もある。たとえば、茂は全体でも一例しかないのに対し、勢は五十一例が見いだされること、あるいは、江戸後期にしか果は用いられないのに比べ(二七五九・一七五七・一七七五年の資料の全三点)、路は、調査対象の文献で最古の一六五九年のものから最後の二八五一年のものまで現れ、検討された十五点中十一点から用例が見いだされること

などである。永井の調査で勢や路などより稀な字体で振り仮名のないものも当然あり、右のような規定で振り仮名のある字が捉えられるかは議論の余地がある。全十五点を加算して用例が十を越える例は気・勢・路に限られ、ほとんど稀用であることに疑いはないが、そのような字体は、いずれも江戸時代を通じて稀用であり、江戸後期になって稀になったものとは見做せない。それよりはむしろ、江戸後期にいたって現れた藤孔榮『和翰名苑』(二七九二年)や、関根為宝『仮名類纂』(二八四一年)などの古筆の仮名類聚に取材したと見るほうがなお有りうべきことのように思われる。いずれにせよ、著者が知るべきと思っただからこそ、振り仮名を与えてまでその字体を用いたということは認められる。

三、濁音専用仮名字体の歴史

上代文献を探究するなかで、国学者たちはその表記に当代に通ずる清濁の弁別が漢字によって示されていることに気づき、箇々の語がいかなる音であったのかをたずねるようになった。この清濁の書き分けが完全に行われていなかったことは当初より知られていたが、いずれにせよ、国学者、とくに契沖以下の文献派にとっては、上代の言とはたつとぶべきものであり、自然、その表記についても倣おうとするところが多かった。濁音仮名の使用は、そのような「いにしへまねび」の一環であって、平仮名のなかに濁音を表すためだけの仮名表記を持ち込もうとする行為である。

濁音仮名は、そもそも上代の借字の慣例であったことは言うまでもない。契沖は、日本書紀について、「又清濁をも混して用らる」(『和字正濫通妨鈔』一、契沖全集一〇、岩波書店、三二五)と述べ、宣長は、

古事記書紀万葉は、かなづかひいと正しくして、清濁をも分て書たれば、これらの書によりてしるべし、此三ともの書の中にも、古事記は殊にたゞしく、次に万葉、次に書紀也、書紀は、清濁混ひたるもおほけれど、なべてはよくわかれたり、万葉は、混ひすくなし、古事記は、まがひたるはをさ／＼見えず、たがへるがまれにあるは、すべてのいと正しきをもて思へば、後に写し誤れるにこそあらめ

『玉勝間』四、本居宣長全集一、筑摩書房、一四三

という。なお、村田春海は、

円珠庵。県居などは清むへき詞に。濁る音の文字を用ふる事はなく。濁るへき詞には。清むへき音の文字をもち用ひたる例也。といはれたり。しかるを鈴の屋は。ひとり思ひおこして。古言はかならず。其用ひたる文字の清濁のまゝに唱ふへし。(中略)といはれたり

『琴後集』十三、国会図書館文化十年本

と述べており、国学者のあいだでも、濁音仮名の評価に差があり、みなが積極的にその存在を認めていたわけではないことが知られる。

内田(二〇一〇)によれば、濁音仮名の仮名文のなかでの使用は真淵にそのきざしがあるという。これは、記紀の仮名がすべて借音仮名であって、借訓仮名を含まず、(契沖や真淵の認識としては)濁音には濁音専用の仮名をも用いるという様態を現代に再興するという意図によるものであった。そのような意図が理解されたのは、宣長くらいまでであって、気吹舎一門、伴信友などの後代の国学者は、濁音仮名と借訓仮名とを混用している(矢田、一九九八b、二〇一二)。

かれらが濁音仮名としてじっさいに用いたものは、少数に限られている。国学者の著作に用いられた濁音仮名の字体を、字母によって示せば、つぎのようになる。まず、真淵は、楫取魚彦の『古言梯』(二七

八六)の跋文に寄せて、「具グ・邪ザ・受ズ・俗ゾ」を用い、自著『万葉考』の「万葉集大考」(巻一、一七六九カ)では、「伎ギ・具・気ゲ・寿ズ・備ビ・辺ベ」を用いる(内田、二〇一〇)。魚彦は、『古言梯』で借訓仮名の忌避は行っているが、濁音仮名はとくに用いない(内田、二〇〇六)。宣長は、『古事記伝』(二七九〇―一八二三年)において、「受・婆バ・夫ブ・倍ベ」を用い(矢田、一九九八b、『国号考』(二七八七)においても同様である(内田、二〇〇一a)。石塚竜磨は、それが師宣長に清濁の字母の混用を嘆じて上代のごとく平仮名においても字母によって清濁を示すべきことを進言し、「今の世にあまねく用る仮字」と称し、清濁を分けた字体を示している。そこでは、「賀ガ・具・寿・太ダ・堂ダ・豆ヅ・婆・備・倍」が挙る(「石塚竜磨仮字清濁疑問」『本居宣長全集』別巻二、筑摩書房)。気吹舎一門では著作に「受・婆・倍」を用い(矢田、二〇一二)、伴信友は『仮字本末』(一八五〇年)には「倍」のみが見える。このように、用いることの多い濁音仮名というものはあったが、おのおの自由に用いていたもののようなのである。

国学者自身、このような表記は衡学的に過ぎるものと考えていた。さきの石塚竜磨の書翰について、宣長は返書に評して「今ノ世ニアマネク用ル仮字ト題シテ、右ノ如クニテハイカゞ也」「畢竟今ノ世ニ用ル字ニテ清濁ヲ論スルハ、無用ノ事也」と書いて寄越し、「モシ清濁ヲ分テ用ントナラバ、別ニ新ニ五十字ヲ「作ラズハ」定メネバナラヌ事也」とした(同上書翰)。また、国学者の著書でも、真淵や宣長は、「初学者向けの書物では通常の一般の仮名字体使用を行う」(内田、二〇〇一a、四四)のがつねであって、真淵の『万葉考』の「万葉集大考」以外の部分(内田、二〇一〇)、そして、宣長著作のおおくの巻々には、これらの特殊な字体は用いられるところがない(矢田、一九九八b、六三四―六

三七)。そして、ただ一箇所のみのことではあるが、「万葉集大考」において、倍を用いた箇所「べ」と振られている(内田、二〇一〇、一〇七、注十三)。仮名に振り仮名を附すという事実は、だれかしらこれを難字と認めたということを示唆する。

国学者たちがあきらかにした上代文献の清濁表記に必要な仮名字体よりも、はるかに少ない仮名しかかれらの著作に用いられなかった理由をあきらかにするのは、容易なこととは思われない。記紀万葉に共通する字体ばかりではないし、とくに竜麿の示す堂は、記紀万葉に用いられていないもののようなものである。字体のやさしさでもなさそう(おなじく記紀万葉に共通するとされる自が現れず、婆のほうが多く用いられる理由があらうか)、けっきょく、偶発的な選択という感を免れない。このことは、濁音仮名の用法にも確認できることであって、従来の表記体系を一新して、「万葉仮名に立ち戻る」(矢田、一九九八、六二八)ことを目したものという矢田の弁に対し、内田(二〇〇六、一一〇、注一)は、濁音仮名に関する国学者の実践がその用法と体系において疎なることから、「古代の音仮名表記に則った仮名字体の使用を实践するということが第一にあり、濁音専用仮名字体はその反映として使用されたものと捉える」べきであるとする。

悉曇学者であった文雄は、『和字大観抄』巻下(一七五六年刊)において、

清濁を混ずる音

和語の音は。清濁を通じ用ゆ。豆ッ囂ツ具ク語コ度ト毗ビ寿ス義キの類は。濁音なれども。変じて清音に用ゆるなり。(下・十二)としていて、およそ一般的な認識としては、このように濁音だからと特別には扱わなかったものと思われる。しかし、濁音専用仮名とは

一般に用いられるべくもない字体群なのであった。

ここまで、江戸期の濁音仮名の由来の整理のために、くどくどしく古学者流における濁音仮名の実態について述べてきたけれども、これは、知られる濁音仮名がすべて古学の文献にかざられていたためである。しかしながら、これから見てゆく往来物にもそれが現れている。これは、古学の受容の一樣態と見做しうるのであろうか。そうであるならば、童蒙のための書物に、このような字体が用いられることの理由——国学の指導者たちは一般向けの著作にこのような字体を用いはしなかったのだから——をどのように捉えるべきなのか。

四、『てら子の友』における濁音仮名

四・一、『てら子の友』について

いまその用字を検討してゆく『てら子の友』について、その概要を記しておこう。著者は艸上堂が主人、默堂山人にして、文政十一(一八二八)年刊。東書文庫(謙堂文庫旧蔵)と大阪市立大学学術情報総合センター森文庫に蔵せらる。前者は『往来物大系』三六に影印が附され、後者はインターネット上でマイクロフィルム写真が閲覧できる。今回は、おもに『往来物大系』により、不鮮明箇所について森文庫本を参照した。序文を見るに、艸上堂は備前金川(現岡山県岡山市北区)にあつたという。農民のあいだに手習師匠をしていたもののようで、めずらしく三都以外の名所往来でない往来物である。その内容はふたつに分れ、いろは別教訓短歌(石川、一九八八、六二による)の「てら子の友」と道徳を説いた「何やら草紙」とが収められる。この両者は筆耕が異なるようで、所用字体の分析にも影響が考えられるため、べつべつのもので分析する。

『てら子の友』は全八丁、「何やら草紙」は全十一丁で、「何やら草紙」のうち三面は挿絵、最後の半丁は刊記であるから、実質的には同数である。「てら子の友」は、半丁に六首を収め、最後の京の字まで、計四十八首。両書に通底する処世訓的な態度は、御津町史編纂委員会（二九八五、三七〇・七二）によれば、備前に当時普及していた心学の影響を受けているものという。ざんねんながら、編者などの詳細はくわしくは知られないとのことであるが、金川は岡山藩家老日置氏の知行で、学問も盛んであったという。国学の徒も多くおり、近辺の吉備津には宣長の弟子の藤井高尚がいた。文物に触れるのに優れた土地がらであったことは認められよう。

四・二、『てら子の友』の字体

『てら子の友』の字体と用例数を「てら子の友」（表での略号は「て、以下同様）「何やら草紙」（何）それぞれについて、表一に示す。両者の字体使用の特徴を確認するため、煩を厭わず全例をあげた。字体の分類はつぎのようにする。すなわち、同音の仮名（音類仮名）を表記の状態で従って清音（清）・濁点なしの濁音（無濁）・濁点のある濁音（濁）の三類に分ち、さらに本文（文）・振り仮名（振）のいずれに現れるかによって二分し、最終的に六種類になる。序文は検討対象から除外している。「何やら草紙」については、判読できなかった文字が数文字あって、完全ではない。丁付けはなく、それぞれの本文の最初から私に丁番号を与えている。字体は、現行のもののほかは最後に附す資料に示すかたちである。

表一 『てら子の友』の字体

こ			け						く			き					か			お	え	う	う	い	あ	名仮類音						
古	b	こ	遣	気	希	奇	介	け	具	久	く	支	起	幾	b	き	き	b	可	可	か	於	お	え	字	う	以	い	阿	あ	体字	
11	1	19	1	5	1		5	9		3	38		5			25	5	8	22	4	21	1	1	27	1	19	2	24	文	て清		
		8					1				4				1	2			2	3		3			11		7			文	て濁	
									1							2															文	て無濁
		1					1	4			8		1			2	3	6	6	6											文	て濁
11	2	28	1	5	1	-	7	13	1	3	50	-	6	-	3	33	12	16	31	4	24	1	1	38	1	26	2	24	計て			
6	6	3			3	1	3	4			31	3	1			18	11	9	15		16	1		7	1	26	11	3	文	何清		
		8						3			17					13		13	4					33		17		8	文	何濁		
	1															1		1												文	何無濁	
1								2						1		1	4	21	4											文	何濁	
							4									3		5														
7	7	11	-	-	3	1	3	13	-	-	48	3	-	2	-	36	15	49	23	-	16	1	-	40	1	43	11	11	計何			

つ				ち				た				そ	そ	せ	す				し		さ				名仮類音					
豆	津	徒	川	つ	ㇿ知	知	ち	ㇿ多	多	堂	た	楚	曾	そ	世	せ	須	受	ㇿ春	春	す	志	ㇿし	し	坐	左	佐	さ	体字	
	2	3	2	15	1	3	8	1	13	1	11	1	2	9	3	17	1			1	6	7	27	8			6	3	文	て清
				1			3		2					1		3					1							1	振	
																						1					2	1	文	て無濁
																													振	
				1					6		1			4		2	2			1	1	3	4	4			2	1	文	て濁
									1		2					1						2		3					振	
-	2	3	2	17	1	3	11	1	22	1	14	1	2	14	3	23	3	-	-	2	8	13	31	15	-	-	10	6	計て	
		1	7	18			14	1	16	7	12	5		4	1	9	2		5	1	12	6	62	2			1	1	文	何清
				19			5		9		2			9		4					2	22			1			8	振	
1														1	1		1	2		1				1			2	1	文	何無濁
																						1						1	振	
							1							2			1		1	1	2	5	6					4	文	何濁
				1							2					2				1	1	11						2	振	
1	-	1	7	38	-	-	20	1	25	7	16	5	-	16	1	16	3	1	8	3	18	11	15	2	1	1	1	18	計何	

の		の	ね		ぬ	に					な				と		て	名仮類音								
b能	能	乃	の	祢	年	ね	ぬ	c耳	b耳	耳	b爾	爾	に	那	c奈	奈	南	な	登	止	と	天	て	体字		
4	15		27	3	3	3	5	3	12	3	4	15	5	9	7	2	1	51	7	5	47	2	29	文	て	
			1			1						1		1				3			4		1	振	清	
																						1		文	て	
																								振	無濁	
																					1	1	5	文	て	
																				1	1			振	濁	
4	15	-	28	3	3	4	5	3	12	3	4	16	5	10	7	2	1	54	7	6	53	3	36	計て		
		18	7	57	1		3	9		4		8	46	1			32	1	26		3	62	6	42	文	何
																								振	清	
																									何	
																					1	2	3	文	無濁	
																								振	何	
																					2		7	文	濁	
																					1	1	1	振	何	
-	18	7	59	1	-	9	9	-	4	-	8	47	2	-	-	34	1	27	-	8	71	8	56	計何		

め	む	み	ま					ほ		へ		ふ		ひ		は				名仮類音											
免	め	む	見	三	み	ㇿ	満	満	末	万	ま	本	保	ほ	遍	へ	婦	ㇿ	ふ	ふ	ㇿ	飛	飛	ひ	婆	者	盤	八	は	体字	
	1	6	2	8	11	1	2	13	2	2	3	1	2	1	1				19	1	2	19		5	25	1	3	文	て清		
	1	3		2	2	1												1			2					1	振				
																						1			2		文	て無濁			
																									2		振				
														1		2			1			3		7		7	3	文	て濁		
																											振				
-	2	9	2	10	13	2	2	13	2	2	3	1	3	1	3	-	-	21	1	2	25	-	12	27	8	7	計て				
3		8	2	4	4	6				1	5			1		26	1	29	3		3	11		3	37	17	2	文	何清		
	6	1		2							7	1		4		4		2				8		6	2		振				
															1								8				文	何無濁			
																											振				
															3	15		3	2			5		8			4	文	何濁		
																1			3			1		7	1		振				
3	6	9	2	6	4	6	-	-	1	12	1	-	5	3	47	1	34	8	-	3	25	8	24	37	20	6	計何				

れ				る			り						ら				よ		ゆ			や			も			名仮類音						
連	b	礼	礼	れ	累	留	る	b	里	里	梨	李	利	り	c	良	b	良	良	ら	与	よ	b	由	由	ゆ	b	や	や	毛	b	も	も	体字
5	1	1	15	6	1	29			3	1	1	4	16	10	11	2	11	1	29			5	2	9	5	33							文	て清
						1			3				1						2	5						5				3		文		
																												文	て無濁					
																												文						
																												文	て濁					
																												文						
5	1	1	15	6	1	30	-	6	1	1	4	17	10	11	2	13	1	34	-	-	5	2	14	5	36	-	計て							
16			13	5		5	2	2				33	18	6	1	14	7	16	2	1	1	13	7	11	14	3	文	何清						
1			2			2						5	1			9	15				3	1	1	2	4	2	文							
																												文	何無濁					
																												文						
17	-	-	15	5	-	7	2	2	-	-	-	38	19	6	1	23	7	31	2	4	2	14	9	11	18	5	計何							

計	ん	を				ゑ		ゑ		わ				ろ		名仮類音			
	ん	越	b	を	を	恵	b	ゑ	ゑ	ゐ	王	b	和	和	わ	路	ろ	体字	
880	21	1	21	6	1	1		4	1	2		1	6	1	5	12		文	て
80	11		1					1					1					振	清
8																		文	て
0																		振	無濁
69																		文	て
12																		振	濁
1049	32	1	22	6	1	1		5	1	2		1	7	1	5	12		計	て
1031	9		4					2	8				7			7		文	何
312	25		1						1				1			2		振	清
27																		文	何
4																		振	無濁
106																		文	何
48																		振	濁
1528	34	-	5	-	-	-		2	-	9	-		8	-	-	9		計	何

四・三、考察

まず、両者の字体の性質の違いを考えるうえで、字体数に着目してみる。「てら子の友」は、字体数百三十四であるのに対し、「何やら草紙」は百十三である。これらのうち、両者に共通して用いられる字体は九十六である。すなわち、「てら子の友」にのみ用いられる字体数三十八に対し、「何やら草紙」は十七である。ひとつの音類仮名に対して、何字体用いられているかまとめると、表二のようになる。

表二 『てら子の友』の音類仮名あたりの字体数

字体数	てら子の友	何やら草紙
1	8	11
2	12	16
3	17	12
4	5	6
5	5	2
6	1	0

「何やら草紙」のほうが少ない字体種で書く傾向にあるということが分る。字体数が四種を越える字体を見ると、「てら子の友」では、四字体が「た・つ・は・ら・わ」、五字体が「け・な・ま・り・れ」、六字体が「に」であり、「何やら草紙」では、四字体が「け・さ・た・つ・に・ら」、五字体が「す・は」であって、重ならないのは「さ・す（てら子の友になし）、な・ま・り・れ・わ（何やら草紙になし）」と、まったく食い違うということはない。しかしながら、両者ともに稀用の仮名に属する字体がひとつの音類仮名あたりの字体数を増やしていることを鑑みれば、それが重ならないということは、両者の使用字体が重ならないこととつながる。平仮名で書かれた箇所の文字数を見るに、「てら子の友」が千四十九字、「何やら草紙」が（およそ、以下略）千五百二十八字と、「何やら草紙」のほうが五百字弱長い。それゆえ、使用字体の差異は字数の長短によって説明することは難しく、筆耕の——もし著者が用字に係っていないならば——好みが反映されたものと見做しうる。

まず、「てら子の友」にのみ用いられる字体を拾ってゆくと、へ字・於・き・起・久・具・氣・遣・曾・知・津・登・奈・那・耳・耳・年・能・飛・保・末・満・ら・利・李・梨・留・

礼・礼b・路・わ・和b・ゐ・ゑb・恵・を・越〉である。稀用の仮名字体がおおく含まれるが、本節の範囲から問題になるものは、このうち〈具〉のみである。〈具〉は、さきに示した国学者の濁音仮名の一覧にも含まれ、濁音仮名として意識したものか問題となる。「てら子の友」における〈具〉の用例は、濁点を欠く濁音の例一のみで、「繁昌しておのがてがらしまんすな／じひなせんぞのめくみなりせば」(二丁表。字体は現代のものにし、問題となる箇所は太字にて示す。以下同様)のように現れる。濁点を欠くことから、濁音仮名としての用法を疑うことは可能であるが、濁音仮名でなく濁点を欠く例はほかにもあり、そもそも一例のための、じゅうぶんな根拠を有するとは認めがたい。〈具〉は当時稀用の仮名ではなく、永井(二〇〇六)によれば、九種の往来物に見られる。それゆえ、「何やら草紙」に現れる明白な濁音のための仮名とは性質が異なることから、偶然濁点を欠いたものと考えておきたい。

ついで、「何やら草紙」にのみ用いられる字体を挙げる。〈幾・支・奇・左・坐・春b・受・豆・乃・婆・ふb・婦・免・も・由・由b・里b〉である。まず、坐という仮名について見ておきたい。これは、「公の御作法をおそれされは世間もせまくなるべし」(三丁表)というもので、このようなところに漢字として〈坐〉を用いることはまずあるべくもないことと考える。ゆえに、濁音仮名としての用法とも考えられるのであるが、記紀万葉にこのような仮名は見えず、判断を留保したい。そのほかに、濁音としての用例しか持たない字体は〈受・豆・婆〉の三字であって、これは国学者の実例と共有されるものであり、濁音仮名という可能性が高い。〈受・豆〉の二字は、それぞれ用例が一であって、

せまからぬ世も広からずおもはるれ

(三丁表)

世の中はむつかしからず善悪を

(五丁表)

とある。〈受〉に「ず」と振られ濁ると明記されるのは、これが濁音仮名であって清ましむべからざることを示したものであろう。〈豆〉は、ムツカシイという語だと考えれば清音の例にあたるが、〈受〉という仮名字体は稀用であって、国学者の用いた濁音仮名として竜麿書翰にしか見られないという問題はあるものの(時代を下れば気吹舎刊行物にも用いられる)、濁音仮名ゆえに導入されたものと考えるほうが分りやすい。婆は、八例があって、

やま猿もふり袖きればお染さん

(二丁表)

公の御作法をおそれされは世間もせまくなるべし

(三丁表)

ふ実せは人たる人もひとたらず

(三丁表)

又富僚の家に生れても放蕩なれば

(三丁裏)

くたびれて寐は夜るは極楽

(六丁表)

相応に家督もちてもふ実せは

(八丁表)

親の罰が子に中るといへは悪事はせぬがよし

(九丁表)

悪事とも弁へしらて老ぬれば

(十一丁表)

というように、すべて助詞バと認められるものである。また、受がそうであったように、〈婆〉も二丁表・六丁表の二例に「ば」と振り仮名があって、濁音仮名であることが明白である。

いま見てきたように、濁音仮名が振り仮名には用いられていないことは、その字体の難易と無縁ではなからう。「ず・づ・ば」を示す振り仮名には〈春・つ・者〉が用いられるが、ほかの濁音においても、振り仮名には本文よりもかなりすくない字体の種類しか用いられない。一般に振り仮名には容易な字体が用いられることを鑑みれば、濁音仮名はあきらかに容易な字体に属さない字体である。

国学者らは、古代の正しい仮名を復元するところみの一環として濁音仮名を用いた。そのころみのなかには、借訓仮名の不使用や歴史的仮名遣いへの準拠も含まれ、むしろそちらのほうに比重が置かれるのであるが、「何やら草紙」はその点、国学者的ではない。当時どのような仮名を借訓仮名と考えていたかを示す資料に、宣長が『古事記伝』の版下の清書を栗田土満に依頼する書翰において、用いるべきでない仮名を示したものがあつた（寛政八年九月二十四日）。これは、借訓仮名および字源説のゆれてゐた字体を用いるべきでないとしたもので（内田二〇〇一b）、そこに挙げられてゐた仮名のうち、借訓仮名に当るものは、江・止・者・三・女である。江以外はいずれも「何やら草紙」に誤つてと見るにはかなりの例を有し、また、それに代る借音仮名が使われるということもない。そして、右の諸例を見ても分るように、歴史的仮名遣いを規範とするともいえない。居ルの例がないわけではないのに、「あ」の例を有さないということはその証となる。

古学者がこのような教訓書を書くかどうかという例に、さきにも挙げた藤井高尚の『浅瀬のしるべ』（一八二二年）があるが、当然のことながら日本の神々への言及が多くある。それに対し、本書には「神」ということばすら現れないのである。そのような点からも本書が古学者の手にならないことを示しうる。

以上要するに、「何やら草紙」には濁音仮名を用いるという積極的な性格が見えるのだが、その用字法からも、内容からも、その動機はあきらかにできない。そこで、時代を下つてこのような仮名を用いる教材を探して考えるよすがとしたい。

五、『続世界商売往来』、『綴字篇』、*A Grammar of the Japanese Written Language*

五・一、『続世界商売往来』の字体

濁音仮名を用いるような往来物は、ひとり『てら子の友』があるのみではない。いまそのすべてを把握するに至っていないが、橋爪貫一の『続世界商売往来』もそのひとつである。

『続世界商売往来』（一八七二年）は、橋爪貫一の一聯の往来物のひとつであり、世界商売往来の成功を承けて刊行されたものである。『世界商売往来』は、通商に係る語彙を列挙し、それに対応する漢語・英語を示すという構成であるが、本書では、さらに福沢諭吉の『華英通語』によつて庶物の語彙を挙げるものである。ただし、『華英通語』は楷書体の漢字片仮名交りであるゆえ、行書体の漢字平仮名交りの本書の字体への影響は考えずともよい。正編との差異で、文字のうえで目に付くことと言えば、書体の差が挙げられる。正編においては御家流で書かれていたが、続編以降は唐ふうの行書になる。書体と文字使用に係があるときらかにされたことはないが——「何やら草紙」は「てら子の友」と並んで御家流の筆になるが、だからといって「何やら草紙」に濁音仮名がないことにはならないように——、正編は比較的特異な字体は見受けられない。なお、世界商売往来続篇中最後のものがある『世界商売往来追加』に濁音仮名が見えるが、あまり用例数のないことに鑑み、本節には続篇のみを扱うこととする。

本書における仮名は、本編の導入にあたる部分と、巻尾の部分とにまとまつてあるのみで、残りの十数丁はほとんどが華英通語から拾ひあつめた語を書きつらねるに留り、仮名はいくばくかの機能語を記すのに用いられたものしか見られないため、仮名字体の現れ方に偏りが

ある。それゆえ、全体の字体表を記すことは避け、濁音仮名に関する箇所のみを示そう。

計	は				音類
	婆	盤	八	は	
9	0	2	5	2	清音
2	2	0	0	0	濁音
11	2	2	5	2	計

〈婆〉の用例はつぎのとおりである。

各々取扱ふ品物の名義に於ては。能く是を智得せざれば。損あつて利なし。

又諸工の事をも。能く知らずんば有べからず。

「何やら草紙」同様、助詞のバであつてあきらかに「ば」と認められる。ここでは、濁点は落とされていない。

さらに右の表を検討すると借訓仮名といわれる者の用例がないことが分る。借訓仮名について附言すれば、『続世界商売往来』に借訓仮名と当時見做された字体は用例がなく、あるいは意識してのものかもしれない。濁音仮名として用いる例は、右の婆のみである。仮名遣いについては判断できるほどの例がないが、歴史的仮名遣いへの異例はない。橋爪貫一は英学者とされる人物であるが、日本語の音声について英学者が国学者の音義派と呼ばれる一派と係りがあったことはよく知られている（古田、一九七八）。橋爪はそのようなところから本書の用字の着想を得たのかもしれない。

五・二、『綴字篇』における濁音仮名表

片山淳吉『綴字篇』（一八七三年、万籟堂・魁文堂）は、往来物ではなく明治初年代に出版された教科書であるが、濁音仮名の表というものを掲出している（図一）。『続世界商売往来』とは一年しか変わらず、類例として扱いうる。本書では、ア・ヤ行のイ・エ段音や、ア・ワ行のウ段音の区別などをしており、あきらかに国学者、とくに音義派の系である。著者の片山自身は国学者ではないが、本書の序は大槻磐溪であり、関に国学者の横山由清がいることから納得される。

本書の濁音仮名の表は、「平仮字正変両体／濁音半濁音字」を学習する第十四課（十丁表）にあり、ガ・ザ・ダ・バ・パ諸行の（半）濁音に用いるべき仮名を示している。これは、竜麿の示した濁音仮名を倍する量であつて、とくに半濁音の仮名を——たんに清音字に半濁点を附したに過ぎぬのではあるが——示すことは、ほかにない例であろう。ただし、この濁音仮名の表に挙げられた字体を本編でも用いるということとはなされず、本表に示されるのみである。そのことについて、本書の教授指導書である『綴字篇附説』下（一八七三年著者識語）において、本課について、

但シ下ノ字ハ濁音ノ仮字斗リニ用ル人モアレド委ク此字ヲ用ルノ

表一 片山淳吉『綴字篇』上・十丁

が我	ぎ疑	ぐ具	げ（削カ）	ご呉
ざ邪	じ自	ず壽	ぜ是	ぞ叙
だ陀	ぢ治	づ頭	で傳	ど杼
ば婆	び備	ぶ部	べ辨	ぼ暮
ば者	び飛	ふ婦	へ辺	ほ宝

備考 パ行を除きすべて草書体漢字。パ行にはすべて半濁音符がある。

定リモナク容易ク小童ノ解スベキニ非レバ仮リニ出シタルノシ上ノ濁点(ゝ)ヲ附シタル字ヲ能ク見覺エシメ又類音字変体ノ平仮名数種アリト雖トモ之ヲ略シ唯世人ノ慣レテ常ニ用ル字形二三体ノミヲ出セルナリ啻其字形ヲ見覺エシムルノミニテ足ルベシ

以上国字韻音ノ教トス (十六丁表―十七丁裏)

とあり、日本語の音韻(とその表記)を教えるなかで、用いるには及ばず、かような用い方のあることをのみ知れとするが、かかる文字を好きこのんで用いるひとにそうそう出くわすとも思えず、むしろ積極的に紹介したいという雰囲気すら感ぜられる。

五・三' *A Grammar of the Japanese Written Language* の濁音

仮名

アストン William George Aston の *A Grammar of the Japanese Written Language* (1st ed., 1871; 2nd ed., 1877) は、英語話者むけの文語体入門書であるが、異体仮名も示す仮名表を持っている。二版においてこの仮名表は増補を受け、そのなかに濁音のために用いられると示される仮名字体が登場している。

具体的には、八ページから十六ページにかけての仮名表において、〈婆・辨・我・叙・事〉に「*Nigori* only」との注記が見られる。しかしながら、アストン自身は、

It will have been observed that the preceding Tables do not contain the letters *g, z, j, d, b, and p*. Neither the *Hiragana* nor the *Katakana* originally provided any means of distinguishing the syllables commencing with these letters from those beginning with *k, s, sh, t, and b*, and there are many old printed books in which the distinction is

not marked. [...] The diacritic mark (ゝ) known as the **nigori*, placed to the right of the letter, is now made use of for this purpose. [...]

**Nigori* means 'impurity.' It is opposed to *sumi* (purity), the term used in speaking of the unchanged sounds. [...] (p. 18)

表から見て取れるように、ガ・ザ・ジャ・ダ・バ・パ行の仮名はない。平仮名も片仮名も元来これらの行の音節とカ・サ・シャ・タ・ハ行とを区別する手だてを持たなかった。古印刷本の多くで、この区別がないものを見ることが出来る。濁り*と呼ばれる符号(ゝ)は、文字の右側に示されるもので、現在この識別のために用いられている。(後略)

*「濁り」とは、「不純さ」を意味する。これは符号によって変えられるまえの音を指す語である「澄み」(「純粋さ」と、反対のものである。(私訳)

と述べるのみで、その存在をないものにしているため、その意図などはくわしく知ることができない。Okada (二〇一四) は、とくにアストンが参考にしたと明言する先行文献との一致はないとしているが、示されたところは片山淳吉『綴字篇』の字体と「じ」以外一致する点に興味を引かれる。字体の量や、半濁音の仮名字体を示さないところから見て、おそらく片山を参照したわけではなく、共通の典拠があったものと思われるが、いまはそれがなんであったか知るよしもない。

五・四' 考察

いま検討した三点の文献に濁音仮名が見えるということは、濁音のための仮名を教育する価値がいくばくかはあったということを認めていどにはじゅうぶんであろう。著者はみなとも国学者とつながりが

あったが、かれら自身は国学者ではないことから、濁音仮名が国学者の輪のなかに限られた存在でないこともはっきりと示しうる。そして、なにより『綴字篇』の解説にあったように、濁音仮名は用いるために覚えなければならぬものでもなかったのである。これは、実用を度外視し、純粹に教養のために示されたのだと考えなければ存在根拠は説明できないように思われる。

六、おわりに

いままで見たところを要するに、濁音のための仮名を知らしむべしという考えが、古学とはかならずしも関係なく、点的には存したということである。これらの諸篇における濁音仮名のもちいざまは、女子用往来における稀用仮名字体の扱いに比すことができる。永井(二〇〇六)は、翳りゆく字体を教えるのに振り仮名をもってしたという推定をしたが、濁音仮名という、「新出」の仮名字体についても振り仮名は与えられているということに鑑みて再考すれば、判断基準はなんであれ、書けずとも読めればよいという字に振り仮名は与えられるのであった。そして、それは往来物や教科書に濁音仮名を用いること全般に当てはまるものであろう。

おもえば、近代教育ではあたりまえの、教材にことこまかに段階をつけて易きよりはじめて難しきに至らしめんとする教育方法が普及するのはようよう明治二十年ごろのことであって、それまでは、ひととおりのことを教えてのちは、難易のことを深く考えないほうが普通であって、知るべきことをかたはしから覚えさせてゆくものだったのである。『てら子の友』にせよ、『続世界商売往来』にせよ、そのような「ふたつめ以降の教材」であって、子供が社会通用のものをどのような

知ってゆくべきかをめぐる考え方の変遷を映し出しているのである。文字教育という観点から見れば、その突出した状況をいかに相対化するかは解決すべき問題であり、本節に取り扱うゆえんであった。

このような難字は、平易な文字の対極にあり、それゆえに「目立つ」存在である。その難字が実際の用に耐えるものかは措き、それを教えるという行為は明治期教科書に多い異体仮名表を作る動機と比すことができるように思われる。どちらも、字種の多様さを強調する点において根柢を同じくするものと思われるのである。

その一方で、稀用の仮名への振り仮名が、たんにめずらしい字種のみが難字として扱われていたことを示すのと異り、異体仮名表は、中心的な仮名のほかはすべて二次的な要素として扱うものであるという点で、様相を大きく異にすると言える。この差異は仮名というものの置かれた時代的变化に起因すると思われる、それを浮き彫りにしてゆく材料としての教科書の利点を示しているものと考ええる。

注

注一 つぎのような視点もあり得る。すなわち、たんにひとつひとつの文献にあらわれる難字をただ集成しても、それはある個人の教育観を検討するものに過ぎず、平仮名史上の材料とはなし得ないが、それを時代の動きとして見るとき、当時の尚古の風が仮名の字体にいかなる影響を及ぼせしものかということの一端を理解する恰好の材料となる。しかし、それは本稿の範囲を超えている。

注二 両者とも、一字母に一字体しか認めないようなことはしておらず、認定の粒度がおおきく異なるということも考えにくくはあるが。

注三 永井(二〇〇六)の調査では、すべての字体についてその字形を

示しているわけではないが、同字源に複数字体のあるばあいには、字体の別が示されている。それゆえ、矢田（二〇〇八）と食い違うおそれなしとしないが、ここではそのようなものも字源の一致をもつて判断している。なお、永井（二〇〇六）では、一一九―一二〇ページの出現文献数一覧と一二九―一三二ページの仮名字体数一覧表とは字体のおおのの文献の出現数に食い違いがあるが、ここでは仮名字体数一覧表にしたがって算出している。

注四 なお、矢田（一九九八b）では、この書翰の本文についても、記紀の清濁によって清濁の使い分けがあることが述べられるが、ここでは示さない。

注五 ただし本書は信友の歿後、子の信近が校訂出版したものといい、信友の用字をどれほど伝えるものかは不確定のところを残す。

注六 これらの濁音仮名のなかで、矢田（二〇〇八）にも見える字体は邊のみである（永井、二〇〇六にはそのような字体はない）。これは『好色一代男』（井原西鶴、一六八二年）に見られるものであるが、これが濁音仮名としての例かは調査が及んでいない。真淵が濁音仮名を用いはじめるよりも百年もはやいものであり、邊という仮名は古筆等に例がないわけではなく、濁音仮名である可能性は低いものと考えられる。

注七 つ・徒・川も宣長は借訓仮名と考えていた形跡があるが、当時においてもそこまで一般的な説ではない。

第四節 例に示す仮名と実際に用いる仮名の一致について

一、はじめに

『大言海』は、大槻文彦の撰した『言海』を著者自身が訂し、そして著者が修訂の中途に歿したのちは大久保初男らが引き継いで刊行にいたった辞書で、一九三二年から三七年にかけて刊行された。銭谷（二〇一二）が示すように、『言海』は、まだ仮名字体が画一化されるまえの辞書であって、複数の仮名字体が確認される。ことこれそのものは、時代のためかともすれば片づけられないこともないが、興味深いことに、一般的な印刷ではすでに仮名字体が画一化されおわった昭和に入って刊行された『大言海』にも——原本の象嵌による修正ではなく、あらたに組み直されているのにもかかわらず——同様の仮名字体の用いが見られるのである。しかも、凡例では図一のごとき説明までされている。このような『大言海』の仮名字体は、『言海』がたんに時代のために異体仮名を用いていたのではなく、なんらかの信念があつて仮名字体を用い、そしてそれを枉げなかったことを示している。じつさい大槻は字体数の制限と仮名もじ遣いを徹底している

図一 『大言海』凡例

（五十八）本書中ニ書スル平假名ニ二種アリ其類別左ノ如シ。

第一種平假名

な、ふ、ま、ご、ず。

此類ハ國語ニノミ用キタリ。但シ、ハ漢語ノ中ニ用キタルモアリ。

第二種平假名

あ、こ、し、と、ぞ。

此類ハ漢語ニノミ用キタリ。然レドモ、しトハ國語ノ語中、語尾ニ用キタルモアリ。

いう点で、当時の水準から見てきわめて画一的な態度を示している（銭谷、二〇一二）。『大言海』の凡例は、これを示したものであろう。

このような規則は自明のものではあきらかになかったのにもかかわらず、この仮名字体の原則は『言海』には示されていない。銭谷（二〇一二）もいのように、『言海』では、ただ一音一字体の五十音図があるのみである。これはどのような差違なのであろうか。本節では、この相違を例示の仮名と実用の仮名を一致させるべきという考え方の有無に求めたい。これは、第二節に見たような異体仮名表と本文との字体の不一致が解消されるさまから窺い知ることができる。以下、大槻文彦の字体に関する認識を検討し、ついで一八九〇年代における読本における異体仮名の掲出形式の変化を検討して、その背後にある考え方の変化を推定したい。

二、大槻文彦の仮名字体観

大槻文彦は、一八四七年に生まれ一九二八年に死した国語学者である。『言海』（私版、一八八九・九一）の著者として名高く、また、『広日本文典』（私版、一八九七）や起草に当たった『口語法別記』（国語調査委員会、一九一七）などにおいていわゆる「折衷文法」と呼ばれる伝統的文法と西洋的な言語学を組み合わせた記述方式を試みたなど、文法研究に関しても貢献が大きい。国語国字問題に関しては、言文一致主義者で仮名専用論者であった。仮名専用論者としての大槻は、「かなのも」（のち合同して「かなのくわい」）同人で、歴史的仮名遣に則った表記

を主唱した。論争も積極的に行っており、文集の『復軒雜纂』（慶文堂書店、一九〇二）には、「仮名の会の問答」という一編を収めてその始終を残している。

大槻は、それでは、仮名字体についてどのように考えていたものであろうか。意外にもそれを直接述べたものはない。日下部（一九三三、正、一四九・五〇）は、仮名字専用論にとって、仮名字体の問題は一大問題であったかのように述べているが、「仮名の会の問答」のなかでそのような話題は一度も出ていない。これはひとり大槻にのみ見られる態度ではなく、初期の仮名字専用論である清水卯三郎「平仮名の説」（『明六雑誌』七、一八七四）などにも字体の問題は取り扱われない。大槻自身は、帝国教育会が帝国議會に提出し、仮名字体の統一を求める条項も含まれる「国字国語国文の改良に関する請願書」の起草に係し、また同会で国字改良に関する議論を行った国字改良部仮名調査委員会での議論にも委員長として大きく係わっており、無関係ではないられないはずであるが、その考えはよく見えない（国字改良部の議決に関しては、第三章第一節に詳しく触れる）。

大槻は、自身の編んだ文法書のほとんどに仮名に関する言及があるが、異体に関してほとんど触れるところがないのである。これはどういうことであらうか。『言海』と『広日本文典』にその扱い方を見てみよう。まず、『言海』巻頭に収載された「語法指南」では、『言海』の抛って立つ文法説が略述され、その冒頭に仮名と日本語の音についての記述がされている。そこでは、五十音図によって仮名字体がおののの柙にひとつずつ示されるほかは、ただし書きに「仮名ニ変体ノモノモ多ケレド、此ニハ略ス」（語法指南・一）とあるのみである。ついで『広日本文典』においてはいささかくわしくなっており、平仮名のかた

ちをいろは歌に沿って示すとともに、細字にて「別体」を零箇から二箇示している。そして、「別体ニハ、普通ノモノヲノミ挙ゲタリ」（『広日本文典』六）とだけ述べ、それ以上くわしく述べるところがない。

錢谷（二〇二二、一六）は、『言海』「語法指南」のなかでこの図の字体以外の仮名字体も用いられているところから、

「言海において」図中の字体に統一されているというようなことはなかった。異体を当たり前のように用いていた当時においては、辞書であっても特に注意は払われなかったものであろうかと述べている。錢谷の問題意識ははっきりと示されていないが、このように示すからには統一するのが自然だとの発想とも理解できる。この理解の可否は措いて（すなわち、錢谷、二〇二二の批判的検討が目的ではない）、このような発想が成り立つのかは、大槻の仮名字体への態度を見るうえで興味のあるところである。すなわち、大槻の記述のとぼしさは、異体を排すことを当然視したものか、それとも、立ち入る必要を認めなかっただけにすぎないのかという問題である。

この問題については、『言海』本文中における仮名もじ遣いの徹底や、『大言海』の凡例の記述から、大槻は巻頭において字体の用法を説明する必要を認めなかっただけであることが明らかである。錢谷（二〇二二）によれば、漢語と和語で字体を使い分けたもの、位置において字体を使い分けた（仮名もじ遣い）を行ったものと少数の例外を除いて、『言海』においてそのほかの字体は用いられるところがない。一般に仮名もじ遣いは、字体の分布の慣用であって、徹底して用いられるものではなく、また使い分けの有無に依らず複数の字体を用いることが通例であったにもかかわらず、^註『言海』にこのような厳密な字体の用法を呈するのは、とりもなおさず仮名字体の画一化の意図があったにほか

ならない。

用法を説明しなかった理由としては、『広日本文典』で「普通」の異体仮名を数箇傍記したにとどめたがごとき、仮名字体記述への不熱心さがひとつにはあろう。ここには、すくなくとも二十七ページ（『広日本文典』二二―三八）を費やして音の記述をするほどの熱心さは見られない。そのいっぽうで、ほかに例を見ないほどの複数字体の使い分けの徹底ぶりは、単なる仮名字体に関する無関心としたのでは言い尽くせないものを感じさせる。そうだとすれば、ここから導き出される帰結は、例示に対する関心の薄さであって、用いるところはそれを見て倣えという姿勢である。

すなわち、大槻文彦は、仮名専用論者ではあったが、字体統一論者ではなかったであろう。あるいは、字体統一には賛成でなかったと見るほうが穏やかかもしれない。字体に関する発言のすくなさや、字体画一化ののちに、『大言海』のほか、ことさらに異体仮名を用いる著作がないことを踏まえれば、字体の問題が、すくなくとも目下部（一九三二）などが仮名文字専用論の一大問題であったと喧伝するほどには重要事ではなかったことを窺わせる。それだけに、『大言海』における字体の用い方にはどのようなつもりがあったものか興味深くはあるのだが、このあたりの事情を解き明かす資料はない。

いずれにせよ、『言海』において使用する異体仮名が宣言されていないことは、大槻自身の思想と無縁ではなからう。以下においては、これが同時代としてどれほど普通であったのか、また、そののちにどのような推移をみせたのか検討していく。

三、読本における異体仮名表と本文の仮名字体の不一致

第二節に触れたように、読本においては異体仮名を図示するために異体仮名表というものが用いられていたが、そこに現れる字体は本文で用いられた字体と一致していなかった。むしろ、第三節において見たような、難字を示す場となっていたところがある。本文と用いる字体と不一致だとすると、異体仮名表の意義が理解しにくいように思われるが、大槻が『言海』において異体仮名に対して示したような姿勢を踏まえれば理解しやすいように思う。

異体仮名表は、いろは手本に傍記され、あるいはいろは手本のあとに置かれるかたちで、いろは仮名以外の字体を示すものである。たとえば、古川正雄『絵入智慧の環』初編上（古川正雄、一八七〇年）には、四十八の異体仮名が示される異体仮名表がある。これは読本の異体仮名表としてもっとも古いもののひとつと思われるが、この表に現れた字体を検討すると、このうちの二十の字体が本文に現れない一方、四の字体が本文に現れているながらこの表には示されていない。同様に、『小学入門』乙号（文部省、一八七五年）では、四十四字体の表のなかで、三十三字体は本文の用例がなく、五字体は本文にあって表にない。これは、いずれも入門の第一巻のみを調査したものである。この見越していることも考えられはする。しかしながら、明治初期の教育においては、異体仮名表も含めて文字をひととおり教授するのに単語などの表記を教えるものとされていたから（『上下小学授業法細記』筑摩県師範学校、一八七四年。『近代日本教科書教授法資料集成』一、東京書籍、一九八二による）、すぐには出てこないで覚えずともよいような「むだな字体」を大量に教えておきながら、すぐに出てきて覚える必要がある

ような「必要な字体」を教えないということにもなるわけである。異体仮名をすべて示すことは、さきに大槻の態度で見たようにきりがないことと思われていたのであるから、どのみち、このさき表中に現れない字体に遭うことは避けられない。それならばこそ、すぐに出てくるようなものをさきに教えてほしいようなものではなからうか。実態としては、このような要望があったとしても、応えられないものであった。このような不一致は、後年でも解消されてはならず、文部省が一八八四年に刊行した『読方入門』（文部省、一八八四年）の異体仮名表では、五十三の異体仮名のなかで、六字体において本文中の例がなく、本文に用いられたうちの三字体において表に現れていない。ずいぶん減ってはいるが、表と本文とで照し合されたとまでは思われない。

仮名表に現れた字体を検討すると、字形の複雑な字体が表に選ばれやすい特徴がある。たとえば、『小学入門』乙号の異体仮名表には、当時すでにあまり用いられなくなっていた字体あるいはほぼ用いられなくなっていた字体が十三あるが、これらは、ほかに選択肢がなかったものを、表としてのかたちを整えるために、廃用に等しいものを探してきたものとは言いがたい。これらの〈字b・遣・勢・帝・努・飛・婦・本b・万・無・屋・羅・井〉のうち、ほかに候補がなかったとおぼしきものは〈字b・飛・婦・無・井〉くらいである。これらの字体を当時常用の字体と比較すると、そのほとんどが転折の回数が多く、複雑な字形を持つものである。たとえば、「け」に関しては、異体仮名ということであれば、〈介・希〉が選択肢としてあったはずであるが（字形としてはそれぞれ^{なと}と^{なと}）、それではなく〈遣〉が選ばれたのであった（字形としては^{なと}）。これは、久保田（一九九六）が序文の仮名字体には、本文に用いられない字形の複雑な字体が用いられる傾向があると述べ

たものが参考になる。このような難字を交えることは、往来物においてすでに見られたところである。永井（二〇〇六）は、女子用往来において、むずかしい仮名に対して振り仮名を用いた例を報告する。また、濁音専用の仮名字体という当時の慣用になかったものを往来物に用いた例も見出されている（本章第三節）。これは、これらの字体によって教養を高めようとする意図があったと考えられ、異体仮名表の例も、単純には比較できないとはしても、その衣鉢を受け継いだものと見られるのである。

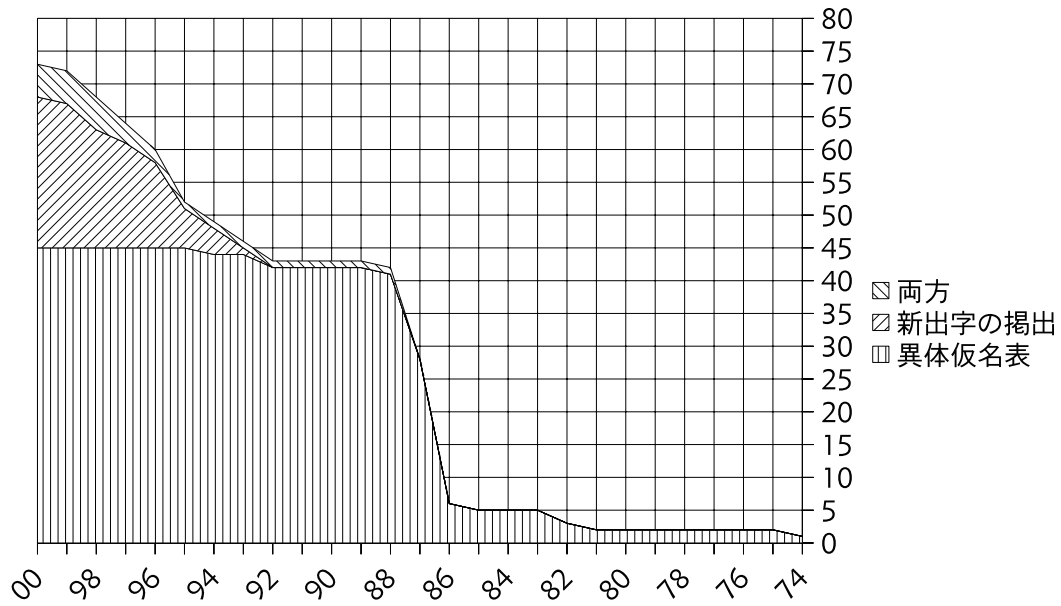
このように考えてみると、大槻『言海』や、読本における異体仮名表は、例示によってその後の字体を示すということはしなかったことが分る。このことは、古田（一九七四、三七二）が、『絵入智慧の環』に関して同様のことを指摘しているとおりである。しかしながら、このような態度は『大言海』のころには残っていないことは明らかである。それでは、いつごろこのような態度がなくなったのであろうか。

四、異体仮名表から異体仮名の摘記へ

読本の異体仮名表は、一八九〇年ごろを境に急速に用いられなくなり、かわって、仮名字体が新出した際に摘記をし、表としてはまとめなくなることが多くなる。これは、例として示す仮名字体と実際に用いる仮名字体とを合一させようとする姿勢への変化だと考えることができる。

学海指針社『帝国読本』（集英堂、一八九三年）では、それまで用いていない文字や表記を導入するに際して、その文字をはじめに用いた箇所（欄外）にその字を摘記している。巻三（第二学期前期）から異体仮名を導入するにあたって、同様の処置が取られた。その数は少なく

図一 異体仮名表を採用する教科書と摘記を採用する教科書（累積）



く、巻三で四十字体、巻四で二十二字体が導入されている。このほかにも、傍線を引くものもある（今泉定介・須永和三郎『尋常小学読書教本』普及舎、一八九四年など）。なお、このようなものとしては、北条亮『増訂第一至第八読本』^{注二}（原田庄左衛門、一八八八年）において課の先頭に摘記するようになったのが例外的に早い。普及したのは『帝国読本』からのようである（『増訂第八読本』）。学海指針社の編纂した教科書では、『帝国新読本』（集英堂、一八九六年）以降、異体仮名表との併用をするようになるが、これはほかの会社には広まっていなかった。この三つの様態を異体仮名摘記とまとめて考える。

この異体仮名表から異体仮名摘記への推移を図にすると、図一のようになる。これは、調査済表に掲載される読本から検定期にいたる読本において、異体仮名に関して特別の注意を示しているものを調べたものである。これを見ると、検定期以降の読本において異体仮名表を利用するものが一挙に増加することが分る。検定期のはじまった一八八七年に刊行にいたった五十九の読本のうち、二十二の読本で異体仮名表を掲載している。翌八八年においても、三十四の読本中十四の読本で異体仮名表を掲載している（摘記と異体仮名表を併用している北条亮『増訂第一至第八読本』も含む）。それが、検定期後期（一八九二年）にふたたび多くの読本が出版されたときは、全十二点の読本のなかで、わずかに二点のみしか採用していない。さきほど述べた『帝国読本』はこの年の刊行である。摘記をするものは、この年はあまり多くなく、一八九六年に十七点の読本が刊行されたときに、八点の読本で採用されたのがもっとも多い（『帝国新読本』を含む）。

五、仮名字体の画一化を求める声

このように摘記をするものを増えた背景には、時論がなすところ大であったように思われる。すなわち、仮名字体の画一化を求める声が、このころから増えてくるのである。

これは日清戦争移行の国民教育への機運と結びつけられる。上田万年は、一八九六年・九七年に、「初等教育に於ける国語教授に就きて」、「国語会議に就きて」を発表しているが、国語統一を説くそのなかで、仮名字体を画一化すべきことも述べている（いずれも『国語のため』訂正再版、富山房、一八九七年に再録）。また教育界においても仮名字体の画一化を唱える人々が現れはじめる。当時の教育関係の旬刊業界誌である『教育時論』に関係する議論を見てみよう。一八九九年の安藤為継「小学校の国語教育を論ず」^{マヤ}（『時論』五一・五一三、一八九九年）において、国語教育失敗の原因のひとつに異体仮名を教授することを挙げている。こゝの「せめてわかなかたちでもきめたい」（『時論』五二六、一八九九年）は仮名字体が複数ある意味がどこにあるのか問う。安藤為継「尋常小学児童に教授すべき漢字数の研究」（『時論』五三五、一九〇〇年）では、『帝国読本』に用いられた異体仮名の字体数を四十九と報告しており、まったくの有害物であると断じている。

このような流れにおいて、保科孝一・岡田正美・藤岡勝二が文部省に提出した「読本編纂及教授等ノ意見書」（『官報』明治四八八八号、一八九九年十月十四日、同四八八九号、同十六日、以下「意見書」）は、文部省でこのような問題に注視していたことが分かり、注目される（甲斐、二〇〇四参照）。「意見書」は三章構成で、第一章においてこれまでの読本の問題点を指摘し（明治四八八八号）、第二章ではその教授における問題点、

第三章においてそれらの改善策の提言を示したものである（明治四八八九号）。この「意見書」は、文部省内での検討の結果、小学校令に取り入れられたという（保科孝一『国語問題五十年』三養書房、一九四九年、六七ページ）。それによれば、

抑々思想ノ表彰ニ於テハ言語ハ主タリ文字ハ従タリ。然ルニ現時ノ普通教育ハ寧ロ從ノタメニ甚シク苦メルガ如シ。元来文字ノ職分ハ言語ヲ精緻詳細ニ表彰スルニ在リ。必シモ字画ノ如何ニ関スルコトナシ。故ニ吾人ハ複雑ナル文字ヲ成ルベク簡單ニ省略シテ其習熟ノ勞ヲ減ゼシムルト同時ニ衛生上ノ害ヲ避ケシムルコトヲ図ラザルベカラズ。即チ漢字ノ外形複雑ナルハ之ヲ省略シテ簡單ト為シ平仮名ノ異体ハ凡テ之ヲ廃棄シテ一定ノ体形ニ準ハシムルハ実ニ今日ノ急務ナリ。（四八八八号、一九〇ページ）

平仮名ノ異体ハ何等ノ利益ナクシテ却テ之ヲ習得スルコト困難ナルガ故ニ一定ノ字形ニ改メ從來ノ異体ヲ廃スベキコト。

但シ異体ノ仮名ハ読本ノミナラズ習字上ニ於テモ亦之ヲ廃スベキコト。（四八八九号、二〇五ページ）

このとき、異体というものがなんのことかというのは示されておらず、また、保科らに具体的な案があったかも不明確である。しかしながら、異体仮名が教育上の負担であるという認識はかなり声高に述べられるようになってきたことは明確であろう。

そのようななかで、異体仮名表を用いにくくなったことは想像に難くない。もともと常用性を十分に意識して作られたものではなく、本文との対応も取られていないとなればなおさらである。そのなかで、異体仮名を効率的に示す方法として、標注や傍記などの手法が編み出さ

れたのであろう。

六、おわりに

『大言海』において、『言海』における仮名字体の用い方の取り決めが明文化されたことには、時代が変わって異体仮名の使い分けが理解されにくくなったことを慮った事情もあろうが、『言海』においても当時の慣用を改めたところがあったにもかかわらずそれと関係のないものしか例示されなかったことを踏まえれば、それ以外の原因があろう。そのような要因のひとつには、例として示すものは、本文で使うものでなければならぬという考えかたの発生があると考えられる。

この考えかたは、読本における異体仮名表の取り扱いの変化と関係があると考ええる。このような変化は、読本の異体仮名標示法の観察から、一八九〇年代に起ったものと考えられる。それまでは、異体仮名の例として表のかたちで提示されていたものが、本文に用いる仮名字体を踏まえてのものではないのが大勢であった。異体仮名表に例示されるものは、本文と関係なく教養を高めるに教えられたと考えられるし、本文で読めないものが出てきたときには、そのときそのときで教えれば済むと考えられていたのであろう。それが、国民皆教育（普通教育）の発展などにより、教育負担の軽減、教育効果の向上などの目的から、このような不一致は厭われ、仮名表が次第に用いられなくなったものと思われる。そのような背景において、教育現場においては仮名字体の統一を求める声も目立つようになり、字体の画一化が公的になされるにいたったものと考えられる。『大言海』においては、凡例に示すことで、なお異体仮名を用い続けようとしたものではなからうか。

次の章においては、このような字体の画一化を小学校令施行規則第

一号表を中心に考えてゆきたい。

注

注一 仮名もじ遣いをしない音類仮名について、異体を用いないという発想は管見のかぎりほかに例を見ない。第三章第一節で触れることになる帝国教育会国字改良部仮名調査委員会議決の草案とおぼしき例との関係を想起させるが、細部において一致せず、不明なところが多い。

注二 『検定済教科用図書表』の記載による。現存本では、検定申請本も含めて、各四冊上下に改変されているものしかない（東書文庫請求番号四八一・一一八一イなど）。なお、異体仮名の掲出は『増訂第一読本下』第四十八課（二〇丁表）からはじまる。異体仮名表と異体仮名摘記を比較すると、「ぬ」において表の〈努〉が本文では〈怒〉であること、表に見える〈茂〉（も）が本文の摘記では見当たらない点を除けば、表と字体の摘記は一致している。表にない字体が本文に用いられるようなことこそないが、本文で摘記される字体と表の字体の一致は『帝国新読本』では見られない。

第三章 小学校令施行規則第一号表に到るまで

第一節 小学校令施行規則第一号表贅注

一、はじめに

小学校令施行規則（以下施行規則）は、明治三十三年文部省令第十四号として、一九〇〇年八月二十一日に布告され、同年九月一日と翌年四月一日に施行された。本節に検討する第一号表は、翌年四月一日に施行されたものに属す。

小学校令施行規則附表第一号表（以下第一号表ないし本表という）は、平仮名字体の画一化を敢行したものとして名高いが、その高名さゆえか、検討を受けることが少なかった。なぜこれらの字体に落ち着いたのかなどといった経緯があきらかでないのにもかかわらずである。坊間に行われた翻刻における字体の変容だけは別で、これに関しては近年あいついで論じられているが、わずかな例外というべきである。施行規則の成立過程は、施行規則が実施を規定するところの小学校令（明治三十三年勅令第三百四十四号）のごとく審議過程が残されているわけではない（大正大震災で保存されていた公文書が焼失したという）。小学校令施行規則は、普通学務局長であった沢柳政太郎が中心となって制定されたものであるが（沢柳政太郎「三十三年 小学校令の改正 樺山文相時代」『教育五十年史』民友社、一九二三年、二〇一ページ）、具体的な検討過程を示すわけではない。現行法においてそうであるように、法の解釈にあたっ

ては、立法過程での議論が重要である。しかし、それにもとづいた研究などもないようであるので、周辺の議論をたどることによってしか推定することはできない。

本章では、この第一号表がこのような形式で、またこのような内容で成立したことをめぐる歴史的な位置づけを論ずる。まず本節においては、本表および関連することから読み解いて、本表の持つ問題点について確認し、のちの節において本表の字体をくわしく検討する礎としたい。

二、本文について

本表は、小学校で教える文字について定めた施行規則第十六条における具体的な中身として、附表第二号表・第三号表とともに小学校の教授で用いるべき表記の原則を示している。本表において仮名字体を示し、第二号表において字音仮名遣いを、第三号表において使用すべき漢字の範囲を示したものである。第十六条は、第一章「教科及編制」の第一節「教則」にあり、各教科の内容を定めた条文のつぎに来るもので、本条以降、内容の時間配分などの具体的な教授に係わる内容となる。

施行規則は、『官報』明治五〇四一号（一九〇〇年八月二十一日）に掲

載されたことをもって布告された（公文式第十条）。しかしながら、古田（一九八九・三一五・一六）が指摘するように、翌明治五〇四二号（一九〇〇年八月二十二日）三五〇ページに「正誤」が掲載され、第一号表および第二号表は訂正が加えられている。本文を確定するうえでは、これを考慮せねばならない。さいわい、『法令全書』（明治三十三年）にまとめられたときは、訂正されたかたちをもって収められており、これに拠ればよい。以下に『法令全書』から、十六条と第一号表（図一）を掲げておく。

第十六条 小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範囲内ニ於テ之ヲ選フヘシ

一見の通り、ごくあっさりとした記述である。小学校令及び施行規則の実施にあたって、明治三十三年文部省訓令第十号が発せられている

図一 小学校令施行規則第一号表（法令全書版）

第二號表

平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ
かきくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつてと	タチツテト
なにぬねの	ナニヌネノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
やいゆえよ	ヤイユエヨ

平假名	片假名
らりるれろ	ラリルレロ
わゐうゑを	ワヱウエヲ
ん	ン
がぎぐげご	ガギグゲゴ
ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
だぢづでど	ダヂヅデド
ばびぶべぼ	バビブベボ
ぱぴぷぺぽ	パピプペポ

る（一九〇〇年八月二十二日）。関係箇所を引用すると次の通りである。

又小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名ノ字体並ニ字音仮名遣ノ例ヲ示シ以テ児童ヲシテ簡便ニ實際ノ応用ニ資シ易カラシメンコトヲ期シ徒ニ複雑繁密ノコトノ為ニ過度ノ心力ヲ費スコトナカラシメ且尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ数ヲ凡ソ千二百字内外ニ於テ選用スルコト、セリ従来小学校ニ於ケル教授ノ実況ヲ視ルニ専ラ力ヲ文字ノ教授ニ尽シテ徳育上智育上肝要ナル事項ニ及フ能ハサルノ憾アリ而モ猶文字ノ知識確實ヲ闕キ自在ニ之カ応用ヲ為スヲ得ス蓋學習スル文字ノ数ヲ減シ日常須知ノモノニ限ルトキハ之ニ練熟セシメ易ク從テ応用上ニ於ケル利益却テ多クシテ必要ナル知識技能ヲ得シムルニ於テ亦敢テ不便ヲ感スルコトナキヲ得ン是レ今回尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ノ大体ノ範囲ヲ示シタル所以ナリ

ここでは、第十六条と異り単に「仮名ノ字体」とあるのみだが、内容に差はなからう。漢字に対する制限と合わせ、文字教育の負担を軽減するための措置として本条及び本表が設けられたということを示している。

三、贅注

三・一、本条の対象について

まず、この規定では尋常・高等の両小学校において用いる字体を定めるものであるから、中学校以上の課程においては適用の対象ではない（中学校令に表記に関する規定はない）と考えるのが普通ではあるが、現在残る中学校の教科書で、平仮名を交えた表記をするもの

を見るかぎり、中学校用教科書においてもこれに倣ったものと思われる。たとえば、『新撰国文中学読本』（物集高見、一八九七年）では木版刷りで、異体仮名も多いものが、『中学国文読本』（弘文館、一九〇二年）では活字印刷・本表に沿った平仮名字体となっている。なお、活字印刷の影響でないことは、『中学教程日本文典』（中等学科教授法研究会、一八九七年）において本表にない字体を用いていることから伺えよう。

三・二、「仮名及其ノ字体」

この時代において、字体ということばがどのような意義を持っていたかは注意が必要である。古来の漢語における意味がそうであるように、字体は、「文字のかたち。文字の形態。文字の格式」（大漢和辞典、三八一八）とされ、この定義のしかたは字の結構をいう現代の字体概念と隔たるわけではない。しかし、用例は多く書体と同意に用い、『下学集』序の「吾斯の集を得て自り、一大の天為るを知り、土也の地為るを諳んず。倭字の読む所、漢語の积く所、者之乎の言端に於ける、烏焉馬の字体に於ける、句読を指して帰を知り、筆授を受けて法を得たり」（訓み下しは高橋・高橋、二〇〇六、一一〇による）などのごとき字の結構を明確に言う例は多くを見出すことが出来ない（鳩野、二〇一〇をも参照）。明治に至っても、『日本消息文典』（藤沢親行、一八七四年）の「第七課 字体并字画」で述べられているのは、草書体・行書体・楷書体などのいまでいう書体の別であって、字体のはなしはすこしもされていない。むしろ、字体とあるのは題のみで、本文中にはもっぱら書体とある。これは、小学校令の直前・直後においても変わらないように見える。『各種学級教授法』（与良熊太郎、一八九七年）においても、「第五十四節 字体ニ就キテ」で述べられるのは書体のことでもあるし、

『小学校に於ける今後の日用文及教授法』（蘆田恵之助、一九〇二年）においても「附録四 日用文の字体」とは、書体の謂いである。けっきょく、第十六条において「字体」がなにを意味するかといえば、平仮名・片仮名の両体のことと見るべきであろう。この条文は仮名ということとで字体の種類を指し、字体ということで平片の二つを示していたのである。これを支えるものとして、『経理事務用文書例』（近藤融、一九〇六年）が、「乙 公文書ノ字体及書法」という節において、「公文書ノ字体ハ片仮名ヲ用キ決テ平仮名ヲ用フヘカラス」（四ページ）云々とするものがある。また、ここにいる字体とは、「平仮名・片仮名・変体仮名」から二体を定めたものという同時代の記述がある。全文を引用しよう（大瀬甚太郎・立柄教俊『教授法教科書』金港堂、一九〇三年、七六―七七ページ）。

仮名字体 仮名字体ニハ、片仮名・平仮名ノ外ニ、数種ノ変体仮名アリ。是等ハ、何レモ目下使用セラレ居ルト雖モ、其ノ最モ広ク行ハルルハ、片仮名・平仮名ノ二種トス。此ノ二体中ニ就キ、或ハ其ノ一ヲ印刷文字トシ、他ノ一ヲ筆記文字トセンコトヲ望ム者アリト雖モ、今ハ二者共ニ、印刷ニモ筆記ニモ使用セラルルガ故ニ、其ノ間ニ輕重ノ別ヲ為シ難シ。故ニ小学校ニ於テハ、片仮名及ビ平仮名ヲ授ケ、変体仮名ハ之ヲ省クコトトシテ、児童ノ負担ノ幾分ヲ減ズルコトヲ図ラザルベカラズ。而シテ片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノアレバ、文部省ハ、特ニ小学校ニ於テ用フベキ両仮名字体（附録参看）ヲ定メタリ。其ノ趣旨固ヨリ甚ダ善シト雖モ、独リ学校ノミニ行ハレテ、広ク社会ニ行ハレズハ、格別ノ益ナキノミナラズ、却リテ、児童ノ負担ヲ重カラシムルガ如キ弊アラシカ。既ニ之ヲ定ム、須ク社会全

体二行ハシムルノ考案ナカルベカラズ。

すなわち、平・片両体に含まれない字体というものは変体仮名という書体に含まれるということである。ここで興味深いのは、「片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノア」(七七ページ)りとするところである。なにをもって平仮名とし、なにをもって変体仮名とされていたのかについては、第五節にあらためて考察したい。

なお、現代のような意味における字体は、のちに見る帝国教育会国字改良部仮名決議などに見えるが、中心義として定着はしていなかったもののごとくである。

三・三、第一号表の意図について

第一号表は、説明としては、平仮名・片仮名の二体とあるだけの簡素なものである。本表の目的として、高木(二〇一〇、六)は、本表に対して字のかたちに正誤が発表せられたことをもって、「平仮名の種類の整理だけに目的があったのではなく、字形の整理をも目的としていた」ことがあきらかであるとする。高木は「草書体によって生み出された平仮名とは、そもそもが形状の多様性を内包する文字なのである」(六)とも述べており、種類の整理と字形の整理とは、「形状の多様性」(字形の多様性)を持つゆるやかなまとまりの多様性(種類の多様性)をどちらとも整理するということであろう。本稿では、平仮名の歴史的「形状の多様性」は認めるが、同時的な「形状の多様性」は認めていないという点に相違があるが、高木の記述は認識の差違を越えて認められるべきであろう。

しかしながら、本規則の意図は、たんに種類を整理したにとどまらないものである。図二に本規則の第二号表の一部を示す。第二号表に

図二 小学校令施行規則第二号表から抜萃(法令全書版)
第二號表

従来用ヒ來ル字音假名遣									
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を
い	う	え	お	か	が	を	を	を	を

においては、「字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ」と条文にあるように、字音仮名遣いの改定を意図したものであるが、そこには字体に関する変更も記されている。抜萃した箇所のうち、「え」・「お」・「そ」に統一されたものを見ると、新定の欄と旧来の欄における字体の異なることが分る。この新定の欄にある字体が第一号表の字体と一致することはあらためて確認するまでもないが、なぜ旧来の欄に異なる字体を用いるの要があったのであろうか。

この新旧の字体の差は、旧来教えていた仮名を改めて新しいものにしたということの現れである。旧来教えていた平仮名には、おおくの「変体仮名」とされたものを含むものと従来考えられてきたが、このような規定が可能だったことは、平仮名と変体仮名が明確に区別されていたことを示している。平仮名と変体仮名とは実用上区別がないということと、平仮名と変体仮名とを区別するということは、さきも見たように両立しうる。それゆえ、本表の意図たる平仮名の統一は、変体

仮名の廃止と、平仮名字体の画一化という二面から行われたと考えてよいことになる。

なお、以下では、ひらがなと仮名書きにするばあいは、ひらがな・変体仮名と区別して用いたものとし、平仮名と漢字で書くばあいは、草体の仮名の全体を言う。

三・四、帝国教育会国字改良部仮名調査委員会決議との関係

第一号表の制定にあたって、しばしば示唆される帝国教育会国字改良部仮名調査委員会の決議（以下仮名調査委員会決議）との関連は見ておくべきであろう。仮名調査委員会決議は、施行規則の直前に出されたもので、そのなかでも、とくに七月の決議が第一号表とよく似ている点で関連の有無に興味が持たれる。しかしながら、先行研究では目下部（一九三三）以下、両者が時系列的に近いことをもって、ほとんど同時に言及するのであるが、とくに関係性については触れるものがない。

帝国教育会国字改良部について簡単に触れておく。帝国教育会は、東京の教育関係者を中心に成立した大日本教育会を前身とし、政府の要職者も交えて全国化した組織である。白石（二〇〇七）に示されるように、文部省はおおくの事項を本会に諮問しており、その関係の深さが知られる。この改良部に關しても、政府関係者が係わっているが、すくなくとも諮問を受けて組織されたものではないようである。国字改良部は、前島密の発案にかかり、加藤弘之や井上哲次郎らが組織した国字改良会を合同して活動した組織である。一八九九年に設置され、部長には前島、幹事には三宅米吉や岡田正美などがなり、「国字国文に關する各種の学説を網羅し諸派の学者に其の意見を諮ひ一派の学説に偏することを避け公平なる調査をな」し、そのうえに「国語改良」を行

おうとした（『教育公報』二二九、一八九九年、五〇）。具体的には、「仮名字、羅馬字、新字、漢字節減の四部門」を起き、そのほかに「現文字修正」の五部門を立てていづれがよいかのおの調査すべきものとした（同五二）。実際には、国字改良請願書起草委員会、仮名字・羅馬字・漢字節減・新字の各調査委員会、歴史編纂部の各部が設けられた（『教育公報』二三一、一九〇〇年、一七・二二）。調査委員会は調査部とも呼ばれ一定しない。ここでは調査委員会という言い方に統一する。仮名調査委員会のみ委員長を起き、大槻文彦が就いた。ほかの委員には仮名専用説を唱えた清水卯三郎などがある。

仮名調査委員会は、設置後、一八九九年十二月・一九〇〇年七月・十月の三回改良案を決議している。それぞれの原案をだれが起草したものか明らかではない。一八九九年十二月の議決は、つぎのごときものであった（『教育公報』二三二、一九〇〇年、一八・一九）。

● 仮名調査委員会議決

一文をば縦に記すこと〔原文合字、以下同〕（横記の説を採らず）
（少数説）縦行にして右より左へ記しもて行くこと

二片仮名、平仮名并用すること（其一を廃せず）

三仮名の形に改革を施さず（活字に横広く作るなどは此限りにあらず）
四同音の仮名に数種あるを各一種と限ること（即ち変体仮名を廃すること）左の如し〔図三参照〕

（少数説）但し「が」に^マを存して、テニハに限りて用ゐる仮名とすること^{注二}

（少数説）「ゑ」を存して「し」の方を語の中又は末に用ゐる仮名とすること

五「こと」^カ也「トモ」トモ〔原文合字〕「トキ」〔原文合字〕を廃す

図三 一八九九年十二月「仮名調査委員会決議」仮名字体拔萃

[illegible]

(少数説) 用ゐるも妨げなしとすること
〔以下五項略〕

十一仮名の中の「お」「オ」「ゐ」「井」「ゑ」「エ」を廃す

(少数説)「お」を存して「を」を廃す

十二濁音の「ぢ」「ヂ」「づ」「ヅ」を廃す（「じ」「ず」にて兼ね）

〔以下七項略〕

それに対して、一八九九年十二月の原案と審議は、『教育時論』五二九（二八九九、一九）の報道によればつぎのようなものである。

●国字改良仮名部委員会 帝国教育会内に於ける国字改良仮名部

委員は、去る十四日委員会を開き、左の原案に就て審議せり。

一、文をば縦に記すこと（横記の説を採らず）

一、片仮名、平仮名並用すること

一、仮名の形に改革を施さず

一、同音の仮名に数種あるを各一種と限ること

但し「が」「き」「く」「ど」の五字を存して、てにはに限りて用ゐる仮名とすること

「た」「ら」「し」の三字を存して語の中又は末に用ゐる仮名とすること

一、「こと」〔原文合字〕「*h*」〔ん〕「*u*」〔トモ〕〔原文合字〕「ト
キ」〔原文合字〕を存して用ゐること〔以下五項略〕

一、仮名四十七字の中阿行の「オ」和行の「ヰ」と「エ」を廃す
 一、多行濁音の「ヂ」と「ヅ」を廃す〔以下七項略〕

而して其結果、第二項平仮名は、所謂寺子屋仮名を用る事、第四項ははゑ、さとは、ふはしとし、但書は削除。第五項の「こと」〔原文合字〕「ふ」等の略字は廃する事〔中略〕等の修正をなせり。

『教育時論』では第四項に一種に限った字体を示していない。『教育公報』・『教育時論』ともに、原案や議決を正確に伝えていえると思われる。いところがあり、内容の食い違いもあるが、伝えられた原案の内容は興味深い。原案で修正された点は、『教育公報』の少数説と対応するところが多いが、それには見えないものも多い。とくに第四項に顯著で助詞にのみ用いる仮名字体が五種挙げられているが、それは『教育公報』では二種に減っているし、語頭と語中尾の仮名字体とされたものも三種から一種に減っている。第四項における修正は、第二項の修正と関係があるようである。第二項において、「所謂寺子屋仮名」を用いることとされたことによって、第四項の字体の変更が行われたものとみられるが、これはすなわち、第四項で「各一種と限」られた字体は「所謂寺子屋仮名」ではなかったということである。「所謂寺子屋仮名」とはほかに例を見ないが、寺子屋で教える仮名といえはいろは仮名であるから、それを想定しておくのが穩当であらう（片仮名は議論があつ

たともなかったとも考えられるがはっきりしない。「た」「ら」「し」の三字を存し」とするただし書きも、いろは仮名でない字体を基礎に置いたものであった可能性を示唆する。「寺子屋仮名」がいろは仮名であるならば、図三に見えるあきらかにいろは仮名ではないものや、『教育時論』に見えるいろは仮名から非いろは仮名への修正はなぜこれらの字体にされたのか説明ができないが、寺子屋仮名をべつものものと考えられるにも、これほど衆知でいろは仮名以上にこの案の字体に一致するものがあるとは思われない。原案の仮名字体一覧としてあったと想定されるものは、それ以前の「かなもじくわいゆきのぶ」とも異なるし、委員長の大槻（起草者のひとりであつてもふしぎではない）が自身の文法書で実践するもの（銭谷、二〇一二）とも一致しないもののである。それゆえ、どのような編纂意図があつたかあきらかではないのだが、これが議論の末に現在使われている仮名とほぼ相当するものになったことは興味深いことである。

図四 一九〇〇年七月決議

あいうえお	アイウエオ
かきくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつてと	タチツテト
なにぬねの	ナニスネノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
やゆよ	ヤユヨ
らりるれろ	ラリルレロ
わゐゑを	ワヰヱヲ
ん	ン

図五 一九〇〇年十月決議抜萃

「ゝ」「も」

一九〇〇年七月の議決では、少数説が全面的に削除され、またいくつかの項目の削除と修正・編輯が行われた（『教育公報』二三八、一九〇〇年、一二・一三）。さきに引用した範囲では、第五・十一・十二項が削除されている。十二月の議決の第四項は、七月の議決では第三項になり、図四に示すように改められた。ここでは、「も」の字体が、二本の横棒から一本の横棒へと改められている。「ゐ・ゑ・お」も廃止を取りやめられたので表に復しているが、「ゐ」「ゑ」「を」の三字は本音 *wi we wo* を写す時にのみ用ふ（「ゐ」「ゑ」の音の既に「い」「え」「お」となるものはあ行の仮名にて写す）（同、一二）とされ、表音的仮名遣いはそのままである。

同年十月に、小学校令施行規則を受けて再度議決された（『教育公報』二四〇、一九〇〇年、三四）。「文部省字音仮名遣」と国字改良部仮名決議と一致せしむべきや否やにつき種々議論をなし結局仮名の字体にて「ゝ」「も」（ただし横棒は一本）を文部省の「し」「も」に一致せしめた点のみ修正されている（同、三三。図五参照）。このほかは、意見が一致しないとして決議を改めることはなかった。このうち、同委員会は決議をしていない。「ゝ」に関しては、七月の議決では確認できず、なぜ修正したか不明である。

このように同委員会の決議が小学校令施行規則に直接用いられたとはいえないのであるが、しかしながら、先行する仮名字体の画一化案とくらべて顕著に近い存在であることは否定できない。たとえば、かなのくわい雪の部の「ぶんのかきかたにつきて」では図六の字体に画一化することを提唱しているが一致しない（「ぶんのかきかたにつきて」『文学博士三宅米吉著述集』上、文学博士三宅米吉著述集刊行会、一九二九年による。くわい書誌は本章第四節注二も参照）。また、同時代に字体

図六 かなのくわい雪の部「ぶんのかきかたにつきて」

ひらがな

いろ まよ へ と ち り ぬ る
を と か よ た れ そ つ ね ち ら
む ろ の お く や ま け ふ ち
え て あ さ き も め み ち ち ひ
も せ す ん、

かたかな

イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル
ヲ ワ カ ヨ タ レ ソ ツ テ ナ ラ
ム ウ 井 ノ オ ク ヤ マ ケ フ コ
エ テ ア サ キ ユ メ ミ シ エ ヒ
モ セ ス ン、

の画一化案を具体的に提出したものはない。すなわち、まとまった改
革案としてこれらの諸決議は施行規則第一号表の制定にあたってもつ
とも参考にされた可能性は高い。

三・五、第一号表の字体

本表の字体がいろは歌を手本として書写する際の字体をもとにして
いることは、ふるく山田（一九三七）が述べるとおりであるが、それは
矢田（一九九五）が示すように、いろは歌の書写字体とまったく同じも
のではない。本稿ではいろは歌の書写字体を江戸期の呼称のひとつを
採って「いろは仮名」と呼んでいる。いろは仮名と現代の仮名の相違
は、基本的には、「え・お・そ・と」の字体の違いにある。仮名調査委

員会決議の影響下にはあろうが、それとは独立に成立したものであり、
本表の印刷にあたっては、誤字があつて訂正もされているということ
を考え合わせると、本表の字体そのものについても検討する余地があ
ろう。

本表の字体を考えるにあたっては、なぜその字体が用いられたかと
いうこともさりながら、どのように印刷されたかということも逸する
ことはできない。本表は、『官報』において布告されたのはすでに述べ
たとおりであるが、高木（二〇一〇、五九）の述べるように、その活字
は印刷所である印刷局が自製したものである。この時期の『官報』で
は、省令などは本文に五号と呼ばれる大きさ（現在のポイントでいう一
〇・五ポイントにちかい大きさ）で印刷する。印刷局における五号活字の
平仮名は、いくつかの変転を経ている。活字供給会社では、活字の販
売にあたって、製造可能な活字の見本を顧客に頒布する習慣があつた。
それを見本帖といい、とくにある書体における大きさの全活字を
示したものを総数見本帖という（明朝体五号活字総数見本帖など）。印刷局
は、明治初期には活字を販売しており、見本帖が何点か残されている。
ここでは、『活版見本』（紙幣局活版部、一八七七年、図七）、『活字紋様見
本』（大蔵省印刷局活版部、一八八五年、図八）を用いた。それらと照らし
合わせると、おおむねいずれかの見本帖に確認できるが、「む・ぎ・
げ・ぼ・ネ・ル」は見出すことができない。このうち、「む・ル」に関
しては、いつからかは不明であるが、『官報』に見えることから印刷局
の活字であることが確認できる（^{註三}「む」…明治二十二年宮内省達十五号「華族
女学校規則」、『官報』明治一八二七号、一八八九年八月一日。図九。「ル」…公
使館及領事館報告」ノウチ「京都綿「フランネル」ノ沙市商人批評」『官報』明
治四九七八号、一九〇〇年二月八日。図十）。また、「ぎ・げ・ぼ」に関して

むネル

○平假名及び附屬物

いのはにほへどちりぬるをわかよたれそつねならむうゑのれくやせ
けふこゝにてあさきゆめみしゑひもせすんばばへふびばばへせぢがだ
ぞつゞけふでさぎにびせすことと中陽之いふ海の方々入人矣此
様卦被をよ下ゝいゝくく

○ 萬葉假名

以彼川之波歸仁不又再得深平へ層案主とせを方裡に初應勞召取給と
我里和のう虫と占ふ氣壹體に能著う傳陸川の林衣取那能れ亦ふ氣
既壹露字并通統れ乃於相在久々迄空々不悔勞悉ぬ劣大ぬ元て著く高
而此を李發拉也申記免及三玄一轉東如能て先をを智近は從在平バ不
と少のび能ふかおそ去ト也

第一號表

平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお かきくけこ さしすせそ たちつてと なにぬねの はひふへほ まみむめも やいゆえよ	アイウエオ カキクケコ サシスセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤイユエヨ	わおいうえを らりるれろ がぎぐげご ざじずぜぞ だちつてど ばびぶべぼ ぱぴぷぺぽ	ラリレロ リ井ウエヲ ン ガギグゲゴ ザジズゼゾ ダチツテド バビブベボ パピプペポ

又第一號表第二號表と、ハとぬハぬしじハしじ井ハ斗。

けつきよく、本表の字体は、抵抗なく受け入れられるものであったこともまた否定し得ないが、「よいものの選別」や「自然の成り行き」でできあがったものでもないことになる。抵抗のなさは、すでに小学校で用いられていた平仮名字体を中心としていたことによる。すなわち、いろは仮名を中心構成しており、いろは仮名を置き換えたものもひらがなとして常用されるものであったために（そして平仮名の異体の多さに対する批判がひろく共有されるようになっていたがために）、抵抗もなく受け入れられたと考えられるのである。それだけに、どのような選別の意識が働いたのかあきらかとなれば興味深いことと考えるが、いまは保留とせざるを得ない。

第一号表は、施行規則十六条・附表第二号表・第三号表とともに明治四十一年文部省令第二十六号をもって廃止され、変体仮名の教育が再開された。しかしながら、施行規則以前の「野放図」な字体の状況

に戻ったわけではなく、かなり制限されたものだったことは、巢山(二〇二二)に詳しい。ここでは、本表等廃止の趣旨を説明した明治四十一年文部省訓令第十号を一部引用するに留める。

今般文部省令第二十六号ヲ以テ小学校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除セリ

仮名ハ大体ニ於テ従来ノ規定ニ依ルヲ適当ト認ムルモ尚普通ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授タルノ必要アリ(後略)

三・七、坊間の翻刻

小学校令及びその施行規則は初等教育関係者にとって重要であったから、各地で翻刻された。その翻刻では、本表がかならずしも法令と同じようには印刷されなかった。このことについては、高木(二〇一〇)をはじめ、巢山(二〇二二)、斎藤(二〇一四)が独立に研究している。これらの論文では、ひとしく字体に対する意識にこの誤謬の原因を求めており、それじたい否むべくもない。しかしながら、これらの誤謬がなにを示唆するかという点で、高木(二〇一〇、五九)は、「字形の固定化が現代的なレベルで根付くまでには至っていないことを意味する」とし、巢山(二〇二二、二七)では、「小学校令施行規則における第一号表に対する世間の理解は、「仮名字体の統一」というよりも、寧ろ字母の異なる仮名を廃するもの、つまり「変体仮名の廃止」と言った方が実態に沿う」もの、斎藤(二〇一四、三〇)では、「いろは歌を書く際の標準字体の意識——「いろはかな」の字体意識と同等のもの——の混在があった」ものとされ、各様の考え方があがる。

ここでは、坊間の翻刻を論ずることの価値について考えたい。高木

(二〇一〇)はとくに触れるところがないが、巢山(二〇二二、二四)は、「仮名字体の統一」は世論に後押しされて定められたものであるが、それが民間に浸透するにはやはりある程度の時間がかかった」ことを示すものとして捉え、斎藤(二〇一四、二〇)は、「第一号表の誤植は、異なる地域において共通した仮名に生じている面が見られる」ところから、「共通した背景が存在する」ものと捉えている。しかし、これらは高木(二〇一〇)が活字の製造元を比定しているところからも分るとおり、すべて東京の活字製造業者が原型を作った活字による印刷であって、いちがいに意識の不行き届きゆえとも言いきれない。さきに触れたように、『官報』や『法令全書』の印刷にあたっては、大蔵省印刷局が自己の鑄造する活字を用いて印刷している。それでも誤りがあって訂正され、最終的な『法令全書』の印刷にあたっては、活字を作り直して印刷に臨んでいるわけである。これを考えれば、たとえ地域が異っていても、おなじような活字を使ううえは、おなじような印刷結果になるのは当然である。まいて、正誤がどれだけ確実に伝わったかと考えれば、ありあわせの活字で印刷業者が印刷をし、結果として誤りがあっても、驚くには値しない。それは、本表の意図が伝わらなかった点において、巢山(二〇二二、二四)の述べるように「仮名字体の統一を目指す上で極めて重大な失敗」なのではあろう。しかしながら、それだけでは、字体に頓着しないひとびとが出版をしたというにすぎない。本表は、暗に「社会全体の仮名字体の統一」を目指していたかもしれないけれども、形式としてはあくまで小学校、あるいは公教育のなかに収まるものにすぎないのである。そもそも、本令及び本規則は小学校行政に関する最新の法令であって、人員配置、必要設備等々の最低限が示されるものとして、むしろそのようなひとびとに必要とされて出

版されたものと思われる。もちろん、本表も重要な一部には違いないけれども、これに係わるのは新設された国語教師くらいであって、正誤が出るほどの重視されなかった表が正確に翻刻されるなど期待しようもないと考えるほうが自然である。けっきょくは、その当時の通例、またその印刷所の印刷水準を確認することなく、翻刻の誤りを数え上げてあまり確かなことは分らない。

それでもなお、文部省の検定官のようにわずかな差にまで気がつくひとは圧倒的少数で、かなりの層は字体に無頓着だったということが分るのは、意義のあることである。この十年後に異体仮名の教育が復活し、そして自然消滅していったのも、けっきょくは、かれらの動向を反映したものであろうから。

四、おわりに

本節では、小学校令施行規則附表第一号表の持つ問題点について確認してきた。そのなかで、不明な点として浮かんできたのは次の諸点である。まず、本表に言う平仮名とはなんであるかということ。旧来の平仮名とあたらしい平仮名の相違点を明確にするために、旧来の平仮名について攷究すること。

本表についての問題点は、稿者の気附いたほかにもあろうかとは思いますが、こと平仮名という面についてとくに問題とすべきなのは、以上の二点ではなからうか。続く節ではそれらの問題を考えたい。

注

注一 『法令全書』は、一八八九年に創刊され、『官報』で公布された法令を集成するものである。『官報』の編にあたる機関が発行に当

たっており、『官報』と同等の権威を持つ。『法令全書』と『官報』の内容に齟齬のあるばあいには、『官報』のほうが正文とされるが、『官報』は正誤で訂正されることも多く、実用上どちらも見るに如くはない。

注二 日下部（一九三三、正、二七三）で同議決を紹介したものには、なを見えたものか不明ではあるが、「「グ」「ヨ」ヲ存シテ：」とある。

注三 なお、「む」の活字に関しては、築地活版製造所の五号活字とかがよく似ており、築地活版の活字をもとに印刷局で手直しを加えたものとも考えられる。

第二節 江戸期のいろは仮名

一、はじめに

平仮名書きいろは歌手本の字体は、江戸期において固定的であって、「いろは仮名」と呼ばれ行われていた。^{注一}管見のかぎり、いろは仮名が固定的であり、標準を有するという観察を越えて、どのような標準が形成されていたかについては、十分にあきらかでない。すなわち、これまで、手本資料のなかの標準がなんであって、それに随うものがいかなるものであったか把握されてこなかったのである。本節では、いろは仮名の外延を示すために、往來物所載のものの検証を行い、その集合の成員を限ろうとする。具体的には、平仮名書きいろは歌が一所に示される様態における字体集合の固定性とその様態の検討、そのほかの仮名尽し手本における字体の固定性との比較を論拠とする。

いろは仮名を先行研究にしたがい定義すれば、平仮名書きいろは歌手本の書写に特徴的に用いられる字体の集合のことである。矢田（一九九五）が明確にしたように、平仮名書きいろは歌手本は、独草の世界に発した放ち書きのための手本である。現存で知られるもっとも古い手本は、「そ」を「所」を字母とする仮名に書く点で相違があるものの、伝世尊寺経朝筆の十三世紀の書写と推定されるものである。中世末期までに図一に示した字体にほぼ固定され、江戸期には寺子屋から貴顕への教育までひろく用いられるものとなっていた。その特徴は、鎌倉期の実用的な書記場面でおこなわれた字体を基礎とする点にある。

小学校令施行規則第一号表において規定された字体と比較し、いろ

は仮名は「そ・お・え」ではなく「曾・於・江」に一定することが指摘されてきたが、いくばくかのゆれがあることも報告されてきた。春日（一九四一）に明治期の教科書について、資料によって「そ・お・え」になっているとされたほか、高木（二〇一〇）に江戸期の平仮名書きいろは歌手本についても、すくなくらず字体にゆれがあるとされる。江戸期における具体的な字体のゆれについては、矢田（一九九五、二八三、^{注六}）、および、高木（二〇一〇、五五―五七）に報告されている。

いろは歌手本の字体が完全に共通しないことは、すぐさまいろは仮名に標準がないことに帰結しない。字体集合に標準があるとは、異例のない確実な文献群が存し、その字体を範として他文献が倣うことである（必要がなければ範としないこともあり得る）。ゆえに、手本の字体のゆれがいろは仮名の標準を揺るがすものなのかは、そのゆれが信の置ける文献のいかにほどに現れるかに依る。しかしながら、江戸期の平仮名書きいろは歌手本のゆれをめぐるふたつの報告で、矢田（一九九五）のものはその調査範囲があきらかでなく、高木（二〇一〇）のものは異例のありようの検討がない。そのため、ある資料がほかの資料と異なることは分っても、標準のゆれかまでは決せない。石塚ほか（二〇一二）は、標準的な漢文文献と私的な漢文文献との比較から、標準的な文献においては、複数の字体が混在しないよう意を用いていることを異体率（複数字体の存する字種の頻度について、少数字体の占る割合）を指標としてあきらかにした。かように、異体が多いものは標準を考えるうえで除外されねばならない。

図一 平仮名書きいろは歌手本（『知古往来』往来物大系卷二一所収による）

いろはにほへと
ちりぬるをわか
よたれうつねな
らむうのゑにく
やまけふこいて
あさきゆめみし
ふひもせす
百千可億
一二三四五六七
八九十

そこで、本節はまず江戸期についていろは仮名の標準性を検討したい。江戸期、いろは歌を手習いの手本の端緒としたことはよく知られるところであって、いろは仮名の標準性もその手本、すなわち往来物に見られるものの重要性が高い。それゆえ、まず、往来物に掲載された平仮名書きいろは歌の使用字体を検討し、いろは仮名の集合に属する字体を確かめる。ついで、いろは仮名以外の仮名尽し手本においてはこのような標準性を見いだし得ないことを『君臣歌』という仮名尽しを例に示す。

具体的な仮名字体については本章第三節末の表に示す。

二、先行研究

いろは仮名の標準性について、明治以降に述べたものとも古いものは、管見のかぎり、日下部（一九三二、四二九）である。「いろは歌や五十音図が世に出たので、仮名文字の形体におよその標準ができはじめた」と述べるのがそれだが、くわしくその字体を検討はしていない。同様のものに山田（一九三七）があって、現代の仮名の原点となったという。春日（一九四二）では、「現代の仮名」という節に明治期の仮名の遷ろいを説き、教科書のいろは歌に用いられた仮名が揺れるという認識を示している（この点、日下部、一九三二によく似ている。なお、これが受け入れがたい認識であることは本章第三節に述べる）。手習いの仮名手本としてのいろは歌に見える仮名が「標準字母」であるとするのは、いろは仮名の字体集合的性質を論じたものとも古いものであろう（春日、一九四一、一六七・六九）。そのうち、いろは仮名に言及したものには浜田（二九七九）、宇野（二九九三）、矢田（二九九五）、山内（二〇〇二）、高木（二〇一〇）がある。

いろは仮名が一貫することにつき、矢田（一九九五、二七〇）は、

これほどの統一は偶然ではあり得ないということ、明らかにその字体・字形に対して意識的だったうえでのことであるということである。そして、字体・字形に関心が向くということはとりもなおさず、平仮名書きいろは歌は、「書かれる」こと自体にその意義があつたことを示している

と述べる。山内（二〇〇二）は、矢田（一九九五）と異った観点からいろは仮名の標準化および衰退について検討している。ここで標準化のほうを見ると、まず第一に江戸期のいろは研究書に見える「空海真筆いろは」に注目、その権威によって標準化したものとし、ついで第二に、宇野（一九九三）を参考に、五十音図に用いられてきた字体がいろは仮名から自由であつたことを指摘している。第一点には問題がある。中世からいろは歌は空海の作とされてきたものの、伝説はさておき、中世の平仮名書きいろは手本に空海の名を冠するものは知られず、江戸期まで待たねばならない。のちの手本にも空海真筆と伝えるものは少なく、それゆえ、「真筆」が字体を標準化させたとは認めがたく、むしろ、すでに存した手本の権威を高からしめたと見るのが妥当であろう。第二点の、五十音図にいろは仮名の限定性が及ばないことを宇野（一九九三）よりも数多くの資料をもって実証した点は見逃せない成果である。

いろは仮名は小異を示すものも少なくない（矢田、一九九五、二八三、注六）。それに注目したものとして高木（二〇一〇、第四章）がある。高木（二〇一〇）では、仮名の字体を規定することは困難だとし、同種とされる字形のふれはばをグラデーション、異種とされるものをバリエーションと規定している。そのうえで、江戸から明治期の往来物・節

用集に見えるいろは仮名の実例を比較検討し、わずかな字形のゆれが認められる一方、「い」や「り」の位置にはへい・りしか現れず、〈以〉・〈利〉のような草仮名の字形は認められないことから、前者はグラデーションゆえにゆれが許容され、後者はバリエーションの相違ゆえに認められないと見る。最終的に、いろは仮名のゆれとは「連統的に字形が変化しうる平仮名が内包する、グラデーションの差異である（五九）」とする。この見解は、本節の主張と相反するものであるから、くわしく検討しておこう。従来の字形の類型を字体と考える見方では、類型化の際に客観的な基準が設けがたいとしてグラデーションとバリエーションの区別が導入されたものであるが、ある形状の差異がグラデーションの範囲にあるものか、バリエーションとして異なるのか、その基準を高木は明確に示していない。このようなあいまいな分類によって、歴史的文献に現れたおなじ音を表す字形の多様性が同種なのか判断できるかといえ、それは不可能というべく、まずは愚直に形状の異りを説明することから字体を規定してゆかねばならないはずである。つぎに、いろは仮名のゆれについては、のちにくわしく見るが、文献の性質を考慮しないでの考察であり、従えるものかどうかは再検討を要する。

三、いろは歌手本の仮名

いろは仮名は、ふるくから〈江・於・曾〉の三字が現行の字体となることが注目されてきた。このほかに、宇野（一九九三）で字体意識が注意され、矢田（一九九六）が使い分けをあきらかにした〈へと〉と〈止〉の相違も、いろは仮名を調べると〈止〉しか見られないことが分り、探索の範囲をこの三字体から拡げる必要がある（高木、二〇一〇、一

二)。

いろは仮名のゆれは、すでに矢田(一九九五)や高木(二〇一〇)に調査結果が提出されているものの、標準性のいかんという観点から考察するために調査範囲を拡げ独立に調査した。なお、矢田(一九九五、二八三、注六)は、「か」(へか・加)、^{注三}「も」(へも・毛)、^{注二}「く」(へく・久)、^{注一}「し」(へし・之)のゆれを、高木(二〇一〇、五四・五七)は、「く」(へく・く)・「よ」(へよ・よ)・「る」(へ留・る)・「を」(へを・遠)・「か」(へか・か)・^{注三}「も」(へも・毛)・「し」(へ之・し・之b)・「多」(へ恵・恵b)内のゆれを報告している。

ここでは、『往来物大系』のいろは歌のうち、いろは歌が独立している箇所について、音類仮名(おなじ音を表す仮名)ごとに所用字体を表一に示した(石川謙の写したとされるものは原態を保っているか不明であるため省いた)。ここでは、「いろは歌」をすべて仮名で書くという意識があるものについて限定し、それ以外(たとえば巻十三所収「七ツいろは并絵抄」巻頭のいろは歌のうち、漢字を交じえて書いたものなど)は採らなかった。一書に複数いろはの見られるばあいもある。そのような三十七点の往来物から、四十五のいろはを集計した。印刷不鮮明のために判別できなかった字は除外したため、総計が四十五に満たない音類仮名もある。^{注四}

表一では、四十五の音類仮名に七十七の字体が認められたが、二字体以上認められた音類仮名はほとんどが一字体に例が集中する。今回は指標として、取り扱ったいろはの十分の一以下にしか現れない字体は典型を外れるもので、そのような字体を二例以上有する資料を非典型資料とし、残った典型資料の十分の一以上に現れる字体をいろは仮名と見做す。五例に満たない字体は二十一種あるが、このような字体を二例以上ふくむ資料は六点に偏る。事実、四例以下の字体のうち十

九の字体がこれらの資料にのみ見られる。のこった三十一の資料に見える字体で三例に満たないものも典型から外れると見做した。

このように調整をしたのち、字体のゆれが認められた音類仮名は、「く・し・ま・も」の四種で、すべて字母をおなじくし、書きぶりを異にするものである。そのなかで頻度が顕著しているものは「し」(鉤型のへし)二十例(そのうち、ゆれのある九文献に二例。以下同様)、直線型のへく十八例(七例)、点鉤型のへ之b五例(一例)・「ま」(一劃目が三劃目とまじ

表一 いろは仮名のゆれ

音類仮名		字体計		音類仮名		字体計		音類仮名		字体計		音類仮名		字体計	
あ	あ	1	43	さ	さ	1	43	な	な	3	39	や	や	1	44
い	い	44	45	し	し	18	20	に	に	45	45	ゆ	ゆ	1	42
う	う	44	44	す	す	5	5	ぬ	ぬ	44	44	よ	よ	44	45
え	え	1	1	せ	せ	44	44	の	の	44	44	ら	ら	1	44
お	お	44	44	そ	そ	1	1	は	は	43	43	り	り	1	43
か	か	39	39	た	た	2	2	ふ	ふ	45	45	る	る	1	43
き	き	38	1	ち	ち	44	44	ま	ま	17	17	ろ	ろ	1	44
く	く	31	31	つ	つ	1	1	ほ	ほ	45	45	れ	れ	1	43
け	け	45	45	と	と	1	1	め	め	44	44	を	を	1	43
こ	こ	44	44	と	と	1	1	も	も	19	19	を	を	1	43

わる〈ま〉十七例〔六例〕、それらがまじわらない〈末〉二十七例〔三例〕、行体の〈末b〉一例〔一例〕・「も」(〈も〉二十二例〔三例〕、横棒が一本の〈毛〉十九例〔三例〕、行体の〈毛b〉一例〔一例〕)である。韻順しているとはまでは認められないものの、あるていどゆれがあると見做されるものに「く」(〈く〉型三十一例〔三例〕、〈久〉型十三例〔七例〕)がある。これらの字体にとくに時代的特徴は見られなかった。以上のゆれはあるものの、じつに四十三種の音類仮名は書きぶりが一定しているわけである。

いろは仮名に随わない文献とは、どのようなものであったろうか。まず、資料名を挙げる。「いろは」(13-1。所用の非いろは仮名は〈所〉一例、〈恵c〉一例。以下同)、「武徳いろは往来」(13-3、〈幾〉二、〈得・得b〉各一)、「十体伊呂波」(13-12、〈加・可・と・留・遠〉各一)、「英学捷徑七ツいろは」(13-13、〈え・そ・由・里・多〉各一)、「和英通韻伊呂波便覧」(14-1、〈加・多・良・呂・多〉各一)、「三流消息」(26-6、〈奈・恵b〉各三、〈加〉二、〈安・知・天・末・毛b〉各一)。「13」は鎌倉期のものであってまだいろは仮名として固定化していなかったと見られることが原因に考えられる(矢田、一九九五)。そのほかの資料には御家流でない(13-13、14-1、26-6)、江戸後期ないし明治期のものである(13-3、13-12、13-13、14-1)などの共通の特徴があることに注意される。これにより、いろは仮名の標準は御家流とともにあったことが窺われる。

矢田(一九九五)と高木(二〇一〇)との相違について、前者には検討過程の報告がなく、結論の異なる理由は分らないが、後者については、孤例や特異な文献に見られる字体の除去を行っていないのが原因で、事実認定としておおきくずれがあるわけではない。

高木(二〇一〇)は、いろは仮名にゆれがあるものをグラデーションとし、ないものはグラデーションでないとしたが、これまでに高木の

示したゆれの多くをいろは仮名から排除することになったことは、この論法の限界を示すものと言えよう。いまいろは仮名でないとされた字体のうち、たとえば〈き〉と〈幾〉の差異は一見小さな形状の差であるように思われるけれども、〈幾〉はいろは仮名の範囲にない。このほか、「わ」の逸脱例として報告された〈和〉も(高木、二〇一〇、五〇)、本調査にその例は見いだされなかったほか、高木の調査や往来物の手本に類例を見ないことから見ても、許容されていないといえる。これらの例は、グラデーションというものが「連統的に字形が変化する平仮名が内包する(高木、二〇一〇、五八)」ものであるとしても、いろは仮名はそのような自然な変化よりかなりせまい範囲でしか変化したことを示している。いろは仮名のゆれは、多くのゆれない例と同列に扱うのではなく、あくまで例外として複数字体が許容されていたものとすべきである。

結論すれば、いろは仮名とは、平仮名書きいろは歌手本に特徴的に現れ、かつ、何字かについて、ごくちかい字形を持った字体の交替を許容する仮名字体集合である。いろは歌は、小学校令施行規則第一号表のごとき公的な標準があるわけではなく、厳密を期すにも対校をしない。それにもかかわらず、このように標準にしたがうもの・したがいぬものに二分されることは、手本を模範として忠実に受け継いでいったものであることの証左である。

四、君臣歌の字体

このような字体の固定性がいろは歌以外の仮名尽しについても見られるか検討してみたい。五十音図については字野(一九九三)および山内(二〇〇二)に譲り、ここでは『君臣歌』を例とする。

『君臣歌』は、儒者にして書家の細井広沢（一六五八―一七三五）が、いろはの神儒の道にあわなひのを厭って作ったいろはに代る仮名尽しの歌で、「きみまくら おやこいもせに えとむれぬ あほりたうへて すゑしける あめつちさかゆ よをわひそ ふねのろなは」というものである。放ち書きの手本と連綿の手本を含んだもので、教材に用いられることを意識したものである（つぎに述べる国会本には放ち書き手本のみ）。

『君臣歌』の字体選択には、当時のいろは歌研究のながれがおおきく係っている。細井自身研究書をもつただけでなく、天明元年本『君臣歌』には、仮名のわきにその字母を添えている。その字母説は岡田真澄『仮字考』（一八二二年）に引用されている。〈江〉を採用しないこと以外は、（細井の考える）いろは仮名の字母とおなじものが採られており、研究成果のあらわれとも言える。かくいろは仮名に倣ったものであるならば、いろは仮名のような字体標準を示すものとなっているか、すなわち、「君臣歌仮名」ともいうべきものがあるのかは興味のあるところである。

『往來物大系』卷十三には『日本古文君臣歌』（宝暦十一年刊、謙堂文庫本）および『広沢先生君臣歌』（寛政六年刊、小泉吉永氏本）の二種が収載されており、そのほかに閲覧が容易なものとしては、東京学芸大学附属図書館蔵本（天明元年刊）および国会図書館蔵本（巻菱潭筆、明治板）があつて、とくに東京学芸大本は、小泉氏本に先立つ版とされ、その検討は重要である。ここではこの四者の字体比較を行った。

その結果が表二である。そのほとんどがいろは仮名と一致する。十四のものについて、字母に違いはないけれども、字体差が存する。四資料のうち、国会本は〈へ末b〉をのぞいていろは仮名が用いられるた

め、検討対象から除外すると、「え・お」が〈へえ・お〉の一字体となつて、結果として十二種にゆれが見られた。「君臣歌仮名」というものがあつても、いろは仮名よりも標準性に劣るものである。

所用の字体を検討すると、非いろは仮名字体には、〈奈b・保・末b〉のようないろは仮名に対して漢字にちかい崩しの字体が含まれている。これらは平安古筆などに装飾的に加えられた草書体的字体を模したものと思し、当時の実用例に徴するのは困難が伴う。

字体のゆれ方を見てみよう。放ち書きの箇所と連綿の箇所とで、字体を変えろということはほとんどなく、字体のゆれはほとんどが資料の差に起因する。一資料で揺れるばあいも、連綿に複雑なかたちを取るなどの規則性はなく、たんに不統一なものと思われる。小泉氏本は、黒地に白文字を用いて東京学芸大本と体裁を類似させており、東京学芸大本をもとに改編を加えたものと見られるが、その字体についても改編のあとがあり、字母の一致以上の字体の一致に意を用いたものではないことが明瞭である。

伴直方『以呂波考』（『国語学大系』卷七所収）にも、宣長の「あめふれば」という仮名尽しなどとともに、『君臣歌』は引用される。そこでは表二に見た字体やその字母と関係のない字体が大半を占める。こちらでも草仮名が多いが、字母にこだわらず古筆にありふれた字体が用いられており、管見のかぎり、同様の字体を用いる『君臣歌』はほかに例がない。あるいは、伴が字体を自由に用いたものか。いずれにせよ、『以呂波考』にその主題とするいろは仮名と異り、「君臣歌仮名」というものを伴は認めていなかったと思しい。このことは、国会本の字体使用とあわせ考えるに、『君臣歌』はその仮名に標準のある手本としてではなく、ただの仮名尽しとして見られていたということを示唆する。

其空海のいろは仮字作れる証は」(巻上・六裏、勉誠社文庫本による)、また「くさ／＼」の草仮字に。彼いろは仮字の字体をも。とり／＼にうるはしく書交へられたるおもむきを見るにも」(同十八表)など江戸中期より用例が現れるようである。いろは仮名ないしいろは字体と言ったとき、ただちに平仮名を指したものであることは、諦念『以呂波問弁』に「問此いろはハ。大クヅシニシテ。大唐ノ草書ニモ似ザル所アリ。コレイカナル事ゾヤ」(十三表、『国語学大系』本巻八による)というように、単にいろはと述べたばあい平仮名を指し、片仮名はいちいち片仮名と述べているところからも是認される。これは、いろは歌の作者、すなわち平仮名の作者が空海とされ、対する片仮名が吉備真備の作とされていたことによるのであろう。なお、矢田(二〇〇二、三八七-三八八)も参照のこと。

注二 「よ与」では横棒の筆画がテンになるという草体的な変化によるバリエーションが存在する(高木、二〇一〇、五五)」。前者は「よ」であり、後者は「よ」である。本節では書き順の差異としてもわずかであるので、区別として取り上げていない。

注三 「か加」字形には3タイプが認められた。「か加b」「か加c」は字形のバランスが連続的に異なったものと考えられる(高木、二〇一〇、五六)。「か加a」はへ加、、「か加b」はへか、であり、「か加c」はへか、の二劃目を三劃目に向けて撥ねるものである。本節では「よ」とおなじく区別しない。

注四 具体的には以下の資料である(算用数字は所収巻その巻で何点目の資料かを表す。たとえば、「1」は第一巻の最初の資料である)。一書に複数見られるばあいは明記する:「いろは」(鎌倉中期、13-1)、「尊朝法

親王書」(元禄四、13-2)、「式徳いろは往来」(江戸後期、13-3、二点)、「尊円流大字板七ツいろは」(明暦三、13-6)「七ツいろは」(正徳三、13-7)、「寺子宝鑑字福伝」(享保五、13-8)、「千金七ツ以呂波」(江戸後期、13-9、二点)、「七ツいろは并絵抄」(江戸後期、13-10、四点)、「十体伊呂波」(江戸後期、13-12、二点)、「英学捷徑七ツいろは」(慶応三、13-13)、「和英通韻伊呂波便覧」(慶応四、14-1)、「大日本・仏蘭西・英吉利斯十字いろは早学」(明治初期、14-2)、「へんづくし・くにづくし」(天保三、16-1)、「国尽篇尽大全并隅田川往来」(江戸後期、16-2)、「増補改正小野篁歌字尽」(宝永七、17-1)、「小野篁歌字尽」(不詳、17-2)、「小野篁大増補大全歌字尽」(嘉永期、17-5)、「知古往来」(万治三、21-5)、「用文章綱目」(元禄五、23-1)、「三流消息」(元禄十一、26-6、三点)、「書札大成倭文通錦字箋」(宝暦七、27-4)、「教訓伊呂波歌」(不詳、36-5)、「子供早学問」(文化十三、36-6)、「日本国尽寺子教訓書・異見状」(江戸後期、40-4)、「寺子宝久種」(明和五、42-4)、「松嶋往来」(文化四、58-16)、「百性往来豊年蔵」(寛政九、63-4)、「田舎往来」(宝暦八、64-4)、「商売往来」(享保二十、67-14)、「新統商売往来」(文政五、69-4)、「頭書絵入四民往来永楽通宝」(寛政二、71-5)、「女筆往来」(江戸前期、91-2)、「童女専用女子調法記」(文化三、94-3)、「合類絵抄宝玉百人一首」(享保六、95-2)、「靚粧宿直百人一首至宝袋」(延享三、95-3)、「錦葉百人一首女宝大全」(文化八、95-4)、「新童子往来万代宝鑑」(明和元、99-3)、「新撰大全文字往来百家通」(慶応四、100-2)。語彙科十七点、消息科四点、教訓科三点、地理科一点、産業科五点、女子用二点、百人一首三点、合本科二点。

第三節 明治期のいろは仮名

一、はじめに

現代の仮名は、一九〇〇年制定の小学校令施行規則（明治三十三年文部省令第十四号）第一号表に規定された小学校に用いる仮名の規定に淵源を発する。その制定におけるいろは歌手本の字体の影響のために（山田、一九三七）、あるいは、明治期のおおくの教科書にいろは歌手本がまず掲出されるために、いろは歌手本の字体は注目を集めてきた。なかでも手本に現代用いられない仮名が時代を通じて現れることは、変体仮名が廃され現代の仮名の成立する直前であるだけに関心が寄せられた。この手本に継続して現れる仮名は、江戸期「いろは仮名」と呼ばれていた。

これまでこの伝統は十分注意されず、明治期に平仮名が漠然と整理されたかのような記述が多い。日下部（一九三二）は、明治期の教科書においていろは歌手本の字体が一定せず、そのゆれが収まったものとして小学校令施行規則第一表の仮名があるとみる。その根拠には、『單語篇』、『小学入門』乙号、『読書入門』を比較し六種において使用される仮名が一定しないことを挙げる。小学校令施行規則はその混乱を解消したものと位置附けられる。こののちの主要な研究の春日（一九四二）や、古田（一九七四）には、小学校令以前のいろは歌手本に「え・お・そ」が共通すると改められながらも、教科書の字体にゆらぎを見いだす姿勢は受け継がれた。山内（二〇〇二）は、いろは仮名が伝承された理由を空海の真蹟の字体を保存したものと、明治期の西洋の文物や五

十音図の普及にともないその桎梏が解け伝承が途絶えたとする。しかし、山内はいろは歌手本に字体の伝統の抛棄があったことを示すわけではない。

これらの研究に、手本の字体を計量的に扱わない点、いろは歌手本とそれ以外を区別しない点を問題とする。第一の点では、対象とした資料の少なさゆえ字体のゆれを十分に相対化し得ていない。第二の点では、明治期、いろは順は五十音順に転換しつつあり（吉田、一九八三）、その転換とその仮名に相関があれば興味深い。しかしながら、そのような相関はこれまで示されず、一旦、いろは仮名と五十音図の仮名とを別箇に検討すべきであろう。

そもそも、この時期の教科書において、いろはが完全に五十音図に取って代られたわけではない。片仮名を五十音図、平仮名をいろはと使いわけることが教科書の国定化まで多くの読本に行われた。また、本章第一節に見たとおり、小学校令施行規則にいろは仮名が用いられたあとが見いだされる。それは附表第二号表において従前の表記を改め表音式の字音仮名遣いを示したところである（注一第一節図二）。そこでは、従前の表記にはいろは仮名と同じ字体が（注二「え・お・そ」）、あたらしい仮名遣いには第一号表の仮名字体（注三「え・お・そ」）がもっぱら用いられる。そのほかの箇所に第一号表と異なる字体は用いられず、あきらかに意図があつてのことである。これは、いろは仮名の存在なしには説明できない。

要するに、明治期においてもいろは仮名は存在したと考えられる。そ

のありさまは、前節に江戸期のそれが示されるごとく、いろは歌手本によってこそ知られる。

二、教科書におけるいろは仮名

以下では、教科書における「いろは図」と呼ばれる単元の字体について検討を加える。

二・一、調査範囲

本節では、第三次小学校令において国語科に統合される小学校普通科科目の教科書を調査した。具体的には、『小学読本便覧』、筑波大学附属図書館ウェブサイトで閲覧可能な宮本文庫所蔵の一九〇〇年以前に刊行された教科書（二〇一二年四月時点）を中心にし、広島大学図書館の機関リポジトリ（二〇一三年一月時点）や東書文庫所蔵のもの、そのほかの公刊された影印により補った。『小学読本便覧』は、初期教科書の確実な初版が集められ、宮本文庫は、明治期の教科書を幅広く蒐集したものであって当時の教科書全体の俯瞰を可能にする。資料の書誌情報は、本節の末尾にまとめて附す。版の複数あるものは検定を受けた最も古い一本を用いた。内容が同一の改版も省く。

これらの資料において、単元として掲載される平仮名書きいろはを分析する。第二章第二節に見たように、教科書には、異体があるが、いろは仮名を示す意図がないと思われるそれら字体は取り扱わない。その結果、四十点のいろはを分析するを得た。

二・二、調査内容

前節では、江戸期の往来物の平仮名書きいろは中、ほとんど現れない字体は典型から外れるものと見、そのような仮名を二例以上含む資料を除外することで典型的ないろは歌手本を抽出し、そこになお一定の例数を有して現れる字体をいろは仮名と定義する。結果は表一に示される。表一においては、齣の右側の仮名がいろは仮名、左側が非いろは仮名である。閲覧性のために、非典型的ないろは歌手本の用例数を除いた値のみ示す。全数は前節表一を参照。

ここでは、明治期にもいろは仮名は用いられたとの前提から、江戸期と同様に明治期の手本たる教科書のいろはの字体を検討した。すなわち、取り扱ったいろはの十分の一以下にしか現れない字体は典型を外れるもので、そのような字体を二例以上有する資料を非典型資料とし、残った典型資料の十分の一以上に現れる字体をいろは仮名と見做す。

二・三、調査結果

調査結果を表二に示す。記載方法は表一に同じ。非典型的手本の用例については、いろは仮名で、字体の候補がひとつしかないばあいはいずれもその字体であり、非いろは仮名については後述のとおりである。いろは仮名が複数ある音類仮名については二・四・一参照。

もっともおおしい字体の組みあわせは、へいろはにほへ止ちりぬるをわかよたれ曾つねならむうゑの於くやまけふこ江てあさきゆめみ之多ひもせずで、十一例あった（『小学習字教授本』、『日本読本初歩』、『小学読本』（東京府）、『尋常小学新読本』、『尋常小学新体読本』、『尋常小学読書教本』、『小学読本尋常科用』、『新編尋常読本』、『訂正尋常小学読本』、

『尋常小学新撰読本』、『沖繩県用尋常小学読本』。

それぞれの齣の左側に示した非いろは仮名を二種類以上含む資料は、『うひまなび』（柳川春蔭、一八七〇年歟。所用の非いろは仮名は〈と〉・〈遠〉・〈そ〉各一例、以下全一例）、『単語篇』（文部省、一八七二年。〈そ〉・〈由ぶ〉・『智慧の糸口』（古川正雄、一八七二年。〈者〉・〈本〉・〈と〉・〈王〉・〈そ〉・〈奈〉・〈お〉・〈末ぶ〉・〈え〉・〈阿〉・〈由〉・〈春〉）の三点である。非いろは仮名全二十一例中、約八十一パーセントの十七例がこの三点に含まれる。

のこりの非いろは仮名は、〈久〉が『絵入智慧の環』（古川正雄、一八七〇年）、『習字のちか道』（巻菱潭、一八七三年）、『学びの手ほどき』（松浦果、一八七三年）に用いられ、おなじく〈恵ぶ〉が『絵入智慧の環』に用いられる。

二・四、議論

右の結果より、ゆれは音類仮名・資料ともにきわめて限られ、明治期についても典型的な教科書にはいろは歌手本にいろは仮名が用いられたと考えてよいことが分った。以下、この結果から示唆されることを議論する。

二・四・一、ゆれのある仮名

明治期のいろは仮名においては、「ま・し・ゑ・も」の四種類の音類仮名においてゆれが見られるが、頤頤していると見なすべきものはない。いずれも代表的な一字を用いるものがほとんどで、「ま」は現行の〈ま〉が二十七例（うち非典型資料に一例、以下同）、第一劃目が第三劃目と交わらない〈末〉が十二例（二例）、「し」は垂直に下がる〈之〉が二十九例（三例）、現行のものに初劃の点のある〈之ぶ〉が六例（〇例）、現行の撥ねる〈し〉は五例（〇例）、「ゑ」は、現行の〈ゑ〉が三十例（三

例）、「ゑ」のなかの「ろ」が「ろ」に点を打つような恰好をしている〈恵〉が九例（二例）、「も」では現行の〈も〉が二十九例（一例）、横劃が一本の〈毛〉が十一例（二例）である。

このゆれは資料の年代と関係し、用例の多い字体は、調査範囲で同じように用いられているのに対し、それ以外の字体は、しだいに用いられなくなりゆく傾向にある。今回の調査では、一八七〇年代から十六点、一八八〇年代から十三点、一八九〇年代から十一点を検討した。そのなかで、たとえば、「ま」では、〈ま〉はおのおの六例・十一例・十例と、偏りがながないが、〈末〉は、九例・二例・一例と、あきらかに明治初期に偏る。また、「ゑ」も、〈ゑ〉が九例・十一例・九例、〈恵〉が六例・二例・二例と同様である（なお、〈恵ぶ〉の一例は一八七〇年代）。これは、一八九〇年代にかけて、いろはの標準がひとつの音類仮名についてひとつの字体に定まりつつあったことを示唆する。

二・四・二、非いろは仮名とその資料

典型を示さない資料は、三点とごくすくない。それも、さきに示したとおり、一八七〇年から一八七二年のものに限られている。これは、これらの資料のゆれを明治全体に一般化することはできないことを認めるのに十分である。しかしながら、これらの教科書とおなじ著者に、古川正雄に『絵入智慧の環』、文部省に『小学入門』甲乙号、『小学読本』等があつて、これらにいろは仮名が正用されることを見れば、なぜこれだけが異なるのか考察を要する。この問題については三にさらに検討を加える。

二・四・三、異版の問題

この調査では異版を検討対象としなかったが、もし異版を加味しても結果に影響しない。のちに『単語篇』の例を見るが、ここでは『小

学読本』甲乙号の諸異版を検討する。

『小学読本』甲乙号は、『小学教授書』（師範学校編、文部省刊、一八七三年）を簡略にしたもので、甲号をさらに簡略にし乙号が編まれたものである。甲号は一八七四年、乙号は七五年の刊である。なお、『小学教授書』にいろいろはない。『小学読本便覧』巻一に官版と民間版が一点ずつ紹介され、筑波大学附属図書館宮本文庫には、甲号の翻刻が一点、乙号の翻刻が四点所蔵されるほか、解説本が甲号に六点、乙号に十点所蔵される。

これらの諸本で、原本と比して字体が異なることはほぼない。いずれも木版本であるが、原本から版本を作るかぶせぼりで字体が保存されるのは当然として、単純なかぶせぼりではできない解説であっても、字体は保存されている（『小学読本便覧』の甲号民間版、乙号に対する解説本である賀嶋喜一郎『小学入門約解』、増田長裕『小学入門挿解』、肥田健吉・福田求馬之助『初学入門』は小異があるが、字体を変えようとしてものではない）。このことは、翻刻や解説で原本のおもむきを残すことが一般的であったというに足る。

二・四・四、江戸期との相違

江戸期と明治期のいろは仮名とは、ほとんど異なるところがないが、いくつかの仮名でいろは仮名が交替している。江戸期においてはいろは仮名と認められなかったものが明治期においてはいろは仮名となり、江戸期のいろは仮名が明治期にはそうでなくなった。具体的には、江戸期いろは仮名でなかった〈へゑ〉がいろは仮名となり、江戸期いろは仮名であった〈へ久〉がそうでなくなったものである。

また、江戸期のようにいろは仮名が複数あるものでも、用例数が頗るなるようなことはなくなった。もっとも代表的な仮名も、〈へ恵〉が

〈へゑ〉、〈へし〉が〈へ之〉、〈へ末〉が〈へま〉に代られる。これは現行の仮名への入れかわりとも言えるが、〈へ之〉のようにそうでないものもあり、「ゑ」も小学校令施行規則には〈へ恵〉が用いられて単純ではない。全体としては明治期に教科書の文字が標準化してゆくことと無縁ではあるまい。

三、明治初期のゆれ

さきに述べたように、明治初期の教科書には字体にゆれのあるものがある。それがなぜごく一部のものに限られるかは興味の湧くところである。

典型からの逸脱は、『智慧の糸口』（古川正雄）にもっともはなはだし、さきに示したところによれば、〈へ者〉・〈へ本〉・〈へと〉・〈へ王〉・〈へそ〉・〈奈〉・〈へお〉・〈へ末b〉・〈へえ〉・〈へ阿〉・〈へ由〉・〈へ春〉の十二の字体がいろは仮名とは認めがたいものであった。江戸期では、三種類の非典型的いろはを有す一資料に非いろは仮名を八字体示した例が最大であり、それよりも非いろは仮名の数が多い。『うひまなび』（柳川春蔭）も〈へと〉・〈遠〉・〈へそ〉の非いろは仮名を三字体示し、『単語篇』では、〈へそ〉・〈へ由b〉が用いられる。

これらの字体はひとしく〈へそ〉を用いるが、そのほかに目立った共通点もなく、変化のきざしさというより、ゆらぎとでも評すべきものである。このように明治初期にいろは仮名が揺れるのは、教科書だけの現象ではなく、同時代的現象のひとつであった。雑駁ではあるが、以下に例を挙げる。

前島密の設立した啓蒙社は、一八七三年から七四年にかけ仮名書き専用の新聞『まいにちひらかなしんぶんし』を発行する。進藤（二九六一）によれば、この新聞では「つ」につと^{注三}の二字体のあるのを除き、

一音一字体にほとんど統一されており、その字体は現行の字体と**ふまふも**において異り、また、半濁音にはパが用いられたという。これらは、あきらかにいろは仮名とも異なるもので、いろは仮名が仮名字体の基準として機能していなかったことを物語る。

江戸末期から明治初期にかけて、五十音図のあ行の「え」を「え」
とし、や行を「江」とすることがひろく行われていた。これは、古田（一九七九）が説くように、古語に存したや行の「え」を正当に認識していたからではなく、五十音図はすべてべつの仮名が行われるべきとの思想による。「お」や「そ」を「於」や「曾」につくっていても「え」だけ異例になる五十音図は、いろは仮名を越える仮名の使い分けを志しており、そもそもいろは仮名に従うことはなかった。この音義説と呼ばれる思想は、『小学教授書』などの草初期文部省教科書に現れたほか、平田派国学者のつくった教科書にかぎってはのちのちまで見られた。

また、この時期は御家流からの転換期でもあった。前田（一九三八）は、明治新政府で唐風の書家が主要な地位を占め、御家流がまったく廃れたことを述べる。御家流との結びつきの深かったいろは仮名は揺らぎやすい状況にあったと言えよう。

そのうえでいろは手本に立ち返り、非典型的な三資料は、同時に明治的ないろは仮名を示す資料でもあるということに注意したい。「ま・し・多」のうち、「し・多」はいずれも「之」・「多」を用い、「ま」も『うひまなび』には「ま」を用いる。これは偶然に過ぎないかもしれないが、江戸と明治のちがいの源流とも考えられよう。

四、先行研究に報告された『単語篇』・『小学入門』・『読方入門』・『日本読本』のいろは仮名の字体について

本節において各教科書に認めた字体と一部異なる字体が先行研究に報告されている。それは、『単語篇』・『小学入門』乙号・『読方入門』・『日本読本』の四種についてである。

『単語篇』のいろは図の仮名字体には、古田（一九七四、三七三）の整理によれば、いくつか種類があるという。

『単語篇』のいろはで「私の見たもの（国立教育研究所蔵本）では、そこにあげているひらがなのうち、現在と異なっているのは、

に　ね　（　も　　）

である。あとのかっこをつけたのは、現在の字形とやや違っていろものである。も　　とも、これらの入門書は、当時各府県で数多く翻刻されているので、版によって色々の違いがある。春日政治博士の「仮名の沿革」（『国語文化講座第二巻・国語概論篇』所収）では、『単語篇』のひらがなについて、「え」だけが、右と同じで、「お」は現在のものと同様であると述べられている。また、『日本教科書大系。国語（一）』所収の「単語篇」には、「え」も「お」も、現行のものと同じものが示されている。後の『小学入門』や『読方入門』の場合も、春日博士のおあげになったものと、私の見たものとは違いがあり、学制当時の教科書には、種々の違った字体のものがあったと考えられる。

『単語篇』が版によって内容の異なるのはよく知られるが、伊呂波図についてもいくつかの種類があるということになる（なお、引用文中、国立教育研究所は現国立教育政策研究所）。

春日（一九四一）に先行するものとして、日下部（一九三二、四四二）

四四三)は、明治期の国語教育を扱った節において、

単語篇には、まづ平仮名で「いろは」を示し、(中略)仮名の字体は左のとほり。

「いろはにほへとちりぬるをわか
よたれそつねならむうゐのおくや
まけふこゑてあさきやめみゝる
ひもせすん」

(中略)

右の「いろは」には平仮名一種を示してあるが、変体仮名を廃したのではない。後の活用図には「いろはまよそハ」などを併用してある。仮名の右側に圈をつけておいたのは、その後の字体の一定しないものである

という。春日(一九四一、一七五)も、

今教育の方面に取扱はれた仮名について観察して見ると、明治五年学制頒布と共に、文部省の発行した教科書「単語篇」は、平仮名の「いろは歌」と片仮名の五十音図を掲げてあるが、大体に於て今体と近いものである。只平仮名に於て次の三字の体に、

そ お ね(う・わ・えではない。)

(中略)の採られたことが先づ以て注目される。尚平仮名に於けるゆ・く・しなどの字形は、無論今体に合はないものであった。

と述べる。

これらの報告は文部省の刊行した純正の版に基づくものでない。所蔵元を示さない日下部および春日は措き、諸本を整理した高木(一九九二)によれば、『日本教科書大系近代編』とおなじ構成を示す『単語篇』の所在は確認ができず、素性の知れない一本である。そのほか東書文

庫や筑波大学附属図書館宮本文庫に蔵する官版では、いずれも古田の報告におなじく「江・へ於・へそ・へ由b・へ毛」を用いるものであり、本来はこのようであった。

あるいは、古田(一九七四)の述べるように、翻刻に起因する字体のゆれなのであろうか。東書文庫に刊行者のそれぞれ異なる十六点の『単語篇』初編(ないし全三冊合冊本)があるが、それはすべて初版の字体に従う(ただし、足柄県学校刊のものは「ゆ」を「ゆ」に作る)。このほか、筑波大学附属図書館宮本文庫の初編および合冊全十六種のうちいろはを備え東書文庫にない版の六点、宇野(一九九三)の所蔵者不明の一本、山内(二〇〇二)の九州大学文学部筑紫文庫蔵本の影印も字体が同じ。また、「へ毛」には似かよったかたちの字体がおおいが、いま述べたすべての版において官版のそれが保たれ、異版であれば字体が変わるというようなことは認められない。これは、もし日下部・春日や教科書大系の『単語篇』の伊呂波図が実在するものであっても、それはきわめて鹿笨な一本であって、それを『単語篇』を代表するものとして扱ってはならないということを意味する。

日下部(一九三二)・春日(一九四一)は、文部省の『小学読本』『読方入門』の字体についても報告している。日下部は『小学読本』乙号に、春日は『小学読本』に「へえ」を用い、『読方入門』には「へそ・へえ」を用いるとするものである。春日は『小学読本』甲乙のいずれを用いたものか明示せず、検証できないが、『小学読本』甲乙、『読方入門』ともに、官板・翻刻ともに日下部・春日の報告は確認できなかった。

古田(一九七四、三八〇)は、新保磐次『日本読本初歩』について、「例言」で、(中略)変体がなを用いない方針を明言している。かつ、そこに示されているひらがなは、「え・お・そ」いずれも現行のものと同

じである。(ただし、「し」は曲げない。)」と述べるけれども、文部省に提出されたものが移管された東書文庫本には、「し」を除き古田の報告するようにはなっていない。古田の調査したという国立教育政策研究所蔵本を論者が確認したところ、そのような一本は見いだせなかった。けっきょく、これらの報告はなんらかの誤認と考えられ、本節の結論を改めるべきものではない。

五、おわりに

本節においては、いろは手本を対象を絞って、その字体を計量的に分析し、江戸期のいろは仮名と同様、明治期のいろは仮名というものが存在し、それが初期においては一部乱れていたものであることを記述した。江戸期と比べ、明治期のいろは仮名には、代表的字体の交替や整理が行われている点に特徴がある。

前節および本節では、あくまで往来物・近代教科書と、教科書を中心に据えていた。しかしながら、いろははいろは歌手本にのみ用いられるのではなく、文字生活のなかに拡がりを有つものである。この拡がりにいろは仮名が用いられていなかったことは、たとえば一八八四年のかなのくわい平仮名改革案にいろは仮名の用いられないことに窺われるが、それがなぜ小学校令施行規則第一号表の仮名の大半に用いられるにまでいったかを明らかにすることは、小学校令施行規則の第一号表を頂点とする明治期の平仮名史記述の相対化にも繋がるはずである。

注

注一 「と」はすこしく複雑である。初出の『官報』には「へ止」が一

貫して用いられるが、翌号に「へと」に訂される。『法令全書』には一貫して「へと」に作られ、いろは仮名と第一号表仮名字体の違いを示さない。しかしながら、第二号表中、「ぎ」には『官報』・『法令全書』ともに「幾」が用いられることをみれば、第二号表の字体は注意が細部まで行き届いていないものと考えられ、「と」も重大な問題と見ずともよからう。字体の記法は二・二参照。

注二 第一期国定教科書より「へと」に改められた。

使用文献

小学読本便覧巻一 『小学入門』甲号(文部省、一八七四)、『小学入門』乙号(文部省、一八七五)、『小学読本』一(榊原芳野編、一八七三)巻二『読方入門』(文部省、一八八四)、『読書入門』(文部省、一八八六) 巻三『日本読本初歩』第一(新保磐次、一八八六)、『幼学読本初歩』(西郷貞、一八八七)

筑波大学附属図書館宮本文庫 『うひまなび』全(柳河春蔭、刊年不詳、へ100-宮265)、『習字初歩』全(編輯寮、一八七二、へ000-宮1107)、『単語篇』一(文部省、一八七二、へ000-宮820)、『ち多のいとぐち』全(古川正雄、一八七二、へ100-宮271)、『習字のちか道』全(巻菱潭、一八七三、へ150-宮89)、『習字手本』全(師範学校、一八七四、へ000-宮1021)、『綴字本』一(金子精一、刊年不詳、へ100-宮294)、『小学綴字書』全(榊原芳野、一八七四、へ000-宮872)、『習字臨本』全(文部省、一八七五、へ000-宮1022)、『習字手本仮名附』全(師範学校、一八七七、へ000-宮1112)、『小学習字平仮名片仮名数字』全(森小三郎、一八八一、へ150-宮145)、『初学読本』全(辻敬之・小池民次、一八八一、へ100-宮340)、『小学読本』首(原亮策、一八八二、へ100-宮354)、『小学

習字教授本』全（小原聞一、一八八三、〈150-宮157〉、『普通読本』一上（高橋熊太郎、一八八六、〈100-宮342〉、『教科入門』全（秋庭浜太郎、一八八八、〈100-宮412〉、『小学読本』一（東京府、一八八八、〈100-宮413〉、『単級小学尋常日本読本』一（渡辺政吉、一八九二、〈100-宮436〉、『帝国読本』一（学海指針社、一八九三、〈100-宮438〉、『尋常小学新体読本』一（金港堂、一八九四、〈100-宮426〉、『尋常小学読書教本』一（今泉定介・須永和三郎、一八九四、〈100-宮445〉、『小学読本尋常用』一（金港堂、一八九六、〈100-宮478〉、『新編尋常読本』一（文学社、一八九六、〈100-宮451〉、『訂正尋常小学読本』一（西沢之助、一八九六、〈100-宮449〉、『帝国新読本』一（学海指針社、一八九六、〈100-宮448〉、『新編帝国読本』一（学海指針社、一八九七、〈100-宮456〉、『尋常小学新撰読本』一（神戸直吉、一八九八、〈100-宮460〉。

東書文庫『尋常小学第一読本』一上（佐沢太郎、一八八六、481-67-2）、『増訂第一読本』一上（北条亮、一八八七、481-117-2）、『尋常小学新読本』一（田中登作、一八九三、481-38-2）。

広島大学図書館『絵入智慧の環』初編上（古川正雄、一八七〇、1/1801/10-1870）。

その他『学びの手ほどき』（松浦果、一八七三。鈴木、一九八六による）、『沖縄県用尋常小学読本』巻一（文部省、一八九七。地域教育史資料三、文化評論社による）。

『小学入門』甲号 翻刻（以下いずれも筑波大学附属図書館）楠瀬正道（一八八二、〈000-宮790〉）解説書 水溪良孝『小学入門便覧』（一八七五、〈000-宮799〉）、松井惟利『小学入門諺解』（一八七五、〈000-宮802〉）、藤井惟勉『小学入門教授本』（一八七六、〈000-宮806〉）、榊原芳野『教師必携詳註小学入門』（一八七六、〈000-宮808〉）、北川半蔵

『小学入門手引便覧』（一八七八、〈000-宮812〉）、橋爪貫一『小学入門教授法』（刊年不詳、〈000-宮813〉）。

『小学入門乙号』乙号 翻刻 盛化堂（一八七四、〈000-宮792〉）、和泉屋市兵衛（刊年不詳、〈000-宮793〉）、岡田惣兵衛（一八七五、〈000-宮794〉）、沢宗次郎（一八七五、〈000-宮795〉）解説書『小学入門図解』（一八七五、〈000-宮797〉）、賀嶋喜一郎『小学入門約解』（一八七五、〈000-宮798〉）、松井惟利『小学入門』（一八七五、〈000-宮801〉）、増田長裕『小学入門挿解』（一八七五、〈000-宮803〉）、岩崎広人『改正小学入門原解』（一八七六、〈000-宮804〉）、渋江『小学入門授業法』（一八七六、〈000-宮805〉）、『小学入門図解』（刊年不詳、栗園蔵版、〈000-宮814〉）、森本芳之助『初学入門』（一八三三、〈000-宮852〉）、肥田健吉・福田求馬之助『初学入門』（一八八三、〈000-宮853〉）。

『単語篇』東書文庫 文部省（380-2-1、380-2-2、380-3-1）、石川県学校（380-3-2）、山形県活版社（380-3-3）、千葉県（380-3-5）、福井学校（380-3-6）、大阪府学務課（380-3-7-1）、山口県（380-3-8）、浜松県（380-3-9）、宮城県（380-4-1-1）、敦賀県学校（380-4-2）、敦賀県学校（380-4-3）、小川金助（380-4-4）、鳩居堂（380-4-5）、武生襲明舎（380-4-6）、福岡県学校（380-4-7）、足柄県学校（380-4-8）宮本文庫 静岡県（〈000-宮821〉）、水沢県（〈000-宮825〉）、宮城県（〈000-宮827〉）、石川県（〈000-宮829〉）、栃木県（〈000-宮830〉）、神奈川県（〈000-宮831〉）、刊行者不明（〈000-宮835〉）、山梨県（〈000-宮839〉）、足柄県（〈000-宮840〉）、長崎県（〈000-宮841〉）、飾磨県（〈000-宮818〉）。

表一 江戸期のいろは仮名

〈い〉 い 35	〈る〉 る 34	〈留〉 る 0	〈な〉 な 33	〈奈〉 ふ 0	〈け〉 け 35	〈み〉 み 33
〈ろ〉 ろ 35	〈を〉 を 34	〈遠〉 と 1	〈ら〉 ら 35	〈良〉 ろ 0	〈ふ〉 ふ 35	〈し〉 し 11 18 4
〈は〉 は 34	〈わ〉 わ 35		〈む〉 む 34		〈こ〉 こ 34	〈恵〉 ゑ 28
〈に〉 に 35	〈か〉 か 34	〈可加〉 か 0 1	〈う〉 う 34		〈江〉 に 35	〈ひ〉 ひ 33
〈ほ〉 ほ 35	〈よ〉 よ 35		〈ゐ〉 ゐ 34		〈て〉 て 33	〈毛〉 も 13 19 0
〈へ〉 へ 35	〈た〉 た 34	〈多〉 と 1	〈の〉 の 34		〈あ〉 あ 34	〈せ〉 せ 34
〈止〉 と 35	〈れ〉 れ 33		〈於〉 お 34		〈さ〉 さ 33	〈す〉 す 34
〈ち〉 ち 35	〈知〉 ち 0	〈所そ〉 そ 0 0	〈く〉 く 28		〈き〉 き 30	〈幾〉 ぎ 3
〈り〉 り 34	〈里〉 り 0		〈や〉 や 34		〈ゆ〉 ゆ 33	〈由〉 ゆ 0
〈ぬ〉 ぬ 34	〈ね〉 ね 34		〈末〉 ま 11 24	〈末〉 め 0	〈め〉 め 34	

凡例 本文中の記号は、
型的な字体・典
型的な手本に
おける用字・
用字数。右は
左の非いろは
仮名。0は非
典型手本の
みと
いうことを
表す。

表二 明治期のいろは仮名

〈い〉 い 37	〈ろ〉 ろ 37	〈は〉 は 37	〈に〉 に 37	〈ほ〉 ほ 37	〈へ〉 へ 37	〈止〉 と 37	〈ち〉 ち 37	〈り〉 り 37	〈ぬ〉 ぬ 37
〈る〉 る 37	〈を〉 を 37	〈わ〉 わ 37	〈か〉 か 37	〈よ〉 よ 37	〈た〉 た 37	〈れ〉 れ 37	〈曾〉 う 37	〈つ〉 つ 37	〈ね〉 ね 37
〈な〉 な 37	〈ら〉 ら 37	〈む〉 む 37	〈う〉 う 37	〈ゐ〉 ゐ 37	〈の〉 の 37	〈於〉 お 37	〈く〉 く 34	〈や〉 や 37	〈ま〉 ま 126
〈奈〉 な 0	〈ふ〉 ふ 37	〈こ〉 こ 37	〈江〉 え 37	〈て〉 て 37	〈あ〉 あ 37	〈お〉 お 0	〈久〉 く 3	〈ゆ〉 ゆ 37	〈末〉 め 0
〈け〉 け 37			〈え〉 え 0				〈き〉 き 37	〈由〉 ゆ 0	〈め〉 め 37
〈み〉 み 37	〈之〉 し 26 6	〈恵〉 ゑ 8 28	〈ひ〉 ひ 37	〈も〉 も 9 28	〈せ〉 せ 37	〈す〉 す 37	凡例 左は非 型的資 料にお ける用 例数。右 はいろ は仮名 と		
	〈し〉 し 5				〈阿〉 あ 0				
						〈春〉 は 0			

第四節 明治検定期読本における平仮名字体

一、はじめに

明治期の文字・表記の変化には多くの言説や法令が関係している。それをめぐって多数の研究が積み重ねられてきたが、それぞれの言説や法令の背景にあった事情や状況については、関係資料の整理から明らかにすることも、いまだ多い。

一九〇〇年に施行された小学校令施行規則（明治三十三年文部省令第十四号）もまた、仮名字体の標準化・表音的字音仮名遣いの採用・漢字数の制限が実施されるなど、文字史・表記史のどちらにも重要な法令で、幾多の検討が加えられている。しかしながら、仮名字体の標準化は、日清戦争以降の国民教育への機運の高まりに伴う教育内容の見直しの一環と考えられるが、なぜこの段階で、このような形式で行われたのか、あきらかではない。

本節では、検定期の前後の教科書を検討し、そののちの小学校令施行規則で仮名字体の標準化が定着したことは、社会的な機運のみならず、すでに検定期に標準化が試みられ、素地ができていたことを述べる。検定期とは、第一次小学校令が公布・施行され、民間出版者発行の教科書に検定制度が導入された一八八六年から教科書が国定化される一九〇三年までの時期である。文部省は、第一次小学校令公布に対応し、尋常小学校読書科用教科書（読本）の見本として『読書入門』（八六年）・『尋常小学読本』（八七年）を刊行し、そこで、平仮名字体用法が「まず読み書きできるようになるべき字体」と「発展的な字体」

とに整理され字体の習得に段階が設けられた。民間版読本の字体も両書の整理に追従した。一九〇〇年、小学校令施行規則において段階的導入を廃止したのは、これを素地として「まず読み書きできるようにするべき字体」をもとに標準化が行われたものと理解される。以上の方針は法文に基づくものではなく、当事者の証言も見当たらないためにこれまで見過ごされてきたものと思われる。しかしながら、検定制開始前後の教科書の用字の検討からこの整理は明らかであり、また検定の過程で残された検定官の意見もそれを支持する。

ここにいう「まず読み書きできるようになるべき字体」とは歴史的仮名遣いの表記に求められる最低限の字体であり、具体的には「いろは仮名」のことであった。それが小学校令施行規則で標準の基礎となったことは、つとに山田（一九三七）が指摘するところである。「いろは仮名」とは、平仮名で書かれたいろは歌手本に用いられる一定した字体の集合で、小学校令施行規則までの明治期の教科書においてはじめに学ぶ仮名として用いられた。これは一部のみ現行の仮名と異なるものであり、くわしくは第三節に述べたところである。

従来の研究において本節で注目することが多かったく看過されてきたわけではない。日下部（一九三二）・古田（一九七四）なども『読書入門』における平仮名字体整理には注意を払い、古田は民間版読本における字体整理についても言及している。しかしながら、『読書入門』と『尋常小学読本』の平仮名字体使用の関係や、民間版読本の字体整理のそれとのかかわりは見逃され、ためにこれらの動きの政策的な側

面が不明確なままであったのである。

以下、明治期の国字問題と教科書史について概観したのち、『読書入門』と『尋常小学読本』の平仮名字体の用い方に段階の設けられたことを観察し、ついで同時期に民間版読本が同様の平仮名導入の順序を取りはじめたこと、二冊の教科書に残る検定意見からそれが文部省の関与によることを示し、おわりにこれが一九〇〇年の平仮名字体統一の先蹤となることを述べる。

二、明治期の国字問題と教科書の歴史

江戸期には、いろは歌を平仮名の手本としており、その字体は一定であった（矢田、一九九五、本章第二節）。また、それは明治期においても、小学校令施行規則において仮名字体が制定されるまでは、同様に字体の一定性を保っていた（本章第三節）。

当時の平仮名に関する国字問題としては、ほとんどが平仮名専用論ないし仮名遣いに関する議論で、字体の種類や数に関する議論はあまり盛んではなかった。前島密の「漢字御廃止之議」（一八六六年）やかなのくわいの平仮名専用論でも、平仮名の字体の問題はいささかの重要性も与えられていなかった。

そのなかで、平仮名字体に関する議論では、つぎのものが知られる。いろはくわい（一八八一年^{注一}）、かなのくわい雪の部（一八八二年^{注二}）の案が古いが、提案された字体はいろは仮名とも現行の仮名とも異り、ひろく用いられることはなかった。日清戦争ののち、国民教育への社会的意識の高まりを受け、上田万年が異体仮名廃止を提唱^{注三}、その弟子たちも同様のことを文部省の諮問に対して報告する^{注四}。それを受け、帝国教育会は上田らの国字改良会を吸収するかたちで国字改良部を設置、そ

の下に仮名調査委員会を置いたほか、異体仮名の整理の求めを含む「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を国会に提出した。仮名調査委員会では、大槻文彦を委員長として、一九〇〇年に三度の改良案決議を出している（仮名調査委員会については本章第一節参照）。

教育課程はこれらの動きと必ずしも連動しているわけではない。学制当初はいろはをまず学ぶことだけ指示される手習塾以来の方針が続けられたが（『小学教則』明治五年九月八日文部省布達番外）、一八八一年、教育令を受けた小学校教則綱領（明治十四年文部省達第十二号）ではさらに明確に授業内容が定められ、文字教授は、読書科において、仮名を終えてから漢字を教えることが示された。一八八六年、（第一次）小学校令に基づく小学校ノ学科及其程度（明治十九年文部省令第八号）では、文字の学習は有機的に身につけさせるべきであるという教育者の批判も受けて、いろはからはじめることという制約が取り払われ、仮名教授を最初にすることとされた。これとその見本として制作された『読書入門』の構成に従い、爾後の教科書はおおむね単字の学習を終えてから、いろはや五十音図に就いて復習することとされた（宮沢、一九七九、吉田、一九八三）。これは小学校教則大綱（明治二十四年文部省令第十一号）、小学校令施行規則を経て国語科の主要な一部となり、その後も続く姿となった。

明治初期は明確な教科書の統制は存在しなかったが、文部省は、一八八〇年から教科書の検査体制を整えはじめた。それまでの自由発行人に対する調査済教科書表期（竹田、二〇〇六、以下略して調査済表期と呼ぶ）である。一八八六年には、道府県で採択された教科書を検査・認可する体制を改め、すべて検定済みのものから採択させることとした（検定期）。検定においては、「止タ図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ

証明スルヲ旨トシ其教科用上ノ優劣ヲ問ハ」(「教科用図書検定規則」明治二十年文部省令第二号第一条、字体は現行字体に改む。以下同様) ないとされ、具体的には「国体法令ヲ輕侮スルノ意ヲ起サシムヘキ恐アル書又ハ風教ヲ敗ルヘキ憂アル書若クハ事実ノ誤アル書等」(「教科用図書検定要旨」『官報』(明治)一〇三四号、一八八六年十二月九日)を採択しないようにするのみにとされた(消極的検定^{注五})。実際に、風紀や事実に関する指摘は修正されるが、教材の難易など、編集上の問題はほとんど修正されなかったとされる(国次、一九七六)。

一九〇〇年、小学校令施行規則が公布、その第一号表において平・片両仮名字体が制定され、一九〇三年に教科書の国定化がされるに及んで、平仮名字体をめぐる国字問題はほとんど終結する。

三、『読書入門』と『尋常小学読本』との字体

文部省が一八八六年九月に刊行した『読書入門』は、文部省著作教科書のなかでも、はじめて異体仮名を除いたものである。しかし、それに続く『尋常小学読本』(文部省、一八八七)においては異体仮名も用いる。これはどのように理解すべきであろうか。

古田(一九七四、三八二)は、これを『読書入門』は湯本武比古、『尋常小学読本』は尺秀三郎と編者が異ったための差かと考えた。『読書入

表一 明治期のいろは仮名(本章第三節表二を改変)

い	ろ	は	に	ほ	へ	こ	ち	り
ぬ	る	を	わ	か	よ	た	れ	う
つ	ね	な	ら	む	う	あ	ね	お
く	や	ま	ま	け	ふ	こ	ね	て
さ	き	ゆ	め	み	し	し	ゑ	ひ
せ	す							も

門』には字体が一定であるのが『尋常小学読本』巻一ではそうでなく、「変体がな」さえ用いられるというのである。^{注六}

『尋常小学読本』と『読書入門』とで用いられた仮名字体をくわしく比較すると、食い違いゆえに異体仮名が現れたのではなく、異体仮名の段階的な導入を目指したものであるということが分る。『読書入門』に用いられるのは、往来物のころから平仮名の初習教材として用いられた「平仮名書きいろは手本」の仮名、すなわちいろは仮名である。いろは仮名は江戸期のいろは研究書に多くその名が見え(本章第二節)、その字体は現行の仮名とほとんどが共通する。本章第三節では、明治期の小学校令施行規則以前の国語関係の教科書を調査し、そこに現れるいろは仮名は表一に示した字体で、「と」「そ」「お」「え」は現行の仮名と異り、「ま」「し」「多」「も」は現行の仮名以外の字体も選択が可能であったことを示した(表一で複数字体あるものは頻度順である)。

『尋常小学読本』の字体を検討すると、十八丁までは、いろは仮名しか用いられず、十九丁にいたって、はじめて現行の「お」が見られ、その後は巻尾の二十四丁まで徐々に異体仮名の種類が増えてゆくことが分る。古田(一九七四)の述べるごとく、両書の字体は「も」の横棒が一本か二本かで一致しないが、いずれもいろは仮名として多用されたものであるから、両者は連続したものと考えて差し支えない(古田は、談話体に対する態度の相異も問題としているが、本稿では立ち入らない)。

『読書入門』は、範語法を導入した本としても知られ、また、序文にあたる「教師須知」に「読ミ書キヲ併セ授ケンニハ、其文字モ易キヲ先ニシテ、難キヲ後ニスルヨリ善ハナシ」とあるように、直線的で単純な片仮名をさきにし、平仮名をあとにするなど、「易から難へ」という順序にも心を配ったものであった。ひととおりに書きことばを扱うに

は、歴史的仮名遣いの表記に必要ないろはの仮名と「ん」、そして若干の記号類を把握せねばならない。『読書入門』がいろは仮名のみで構成されたのは、その習得を確実にすることを重視したものであろう。従前のごとく、いろは手本をなぞって事足りりとはしなかったのである。

四、民間版読本の字体使用の変遷

『読書入門』・『尋常小学読本』の平仮名字体整理は、民間版読本でも踏襲されていたことが異体仮名の導入段階の変化から窺える。これは、調査済表期の文部省の教科書の内容への介入（竹田、二〇〇六）、検定で内容の変更の把握を目的とし、調査済表期・検定期の読本すべてを対象とした調査によりあきらかとなった。

具体的には入門巻の異体仮名の使用、および、尋常小学校初年度から最終年度における異体仮名の導入時点を調査した。第一の調査は読本の入門巻（本稿の用語で、第一年度の前期に用いられるべき巻）に対して、仮名表等附録を除いた本文の平仮名が、異体仮名あり・異体仮名なし・平仮名なしのいずれであるか調査した。第二に、尋常小学校の全課程で用いられる読本において、どの年次から異体仮名が本文に用いられるか調査した（例外は無視する^{注八}）。いずれの調査もいろは仮名は表一に示された字体とする。

読本は、調査済表（および調査済表期に使用されたもの）、検定表に尋常小学校読書科用と記載されるものを用いた^{注九}。資料の詳細は末尾に附す。調査済表期は一八八〇年十月から一八八六年二月、第三次小学校令以前の検定期（以下単に検定期）は一九〇〇年九月までである。検定期は一八九一年の小学校教則大綱を基準に前後期に分けた。今回の調査対象では一八八六年刊以降が検定期にあたり、一八九二年刊以降が検定

期後期にあたる。

表二・三は、それぞれ第一・第二の調査の結果を入門巻の刊行年にしたがってまとめたものである。図一には、表二について、採用し得た読本の点数の累積度数を示した^{注一〇}。

表二と図一を見ると、調査済表期までのものは、少数ながらほぼ異体仮名を当初から導入しているのに対し、検定期に入ると、入門巻の本文で異体仮名を用いるものは、しだいにその数を減らし、一八八九年にはまったくなくなる。のちの国定第一期国語読本のごとき、入門巻を片仮名のみにするようなものは、検定期前期に見られるのみで、それ以外は片仮名・いろは仮名とともに学ぶ構成が主である。

古田（一九七四、三八二・八三）は、中根淑・内田嘉一『小学簡易科読本』（二八八七年）、山県悌三郎『小学国文読本』（一八九二年）を取り上げ、

なおこののち、二十年代の教科書では、（中略）中根・内田の書では巻六まで変体がなほ用いられてなく、山県の書では、巻三になつて出てくるが、別に正体との対比などは行なっていない。次第に変体がなへの配慮が少なくなっているものであり、正体の方に重みがかかつてきている。その他の教科書でも、変体がなほ、高学年になつて、出てきたときに教えればよいとしているものが多い。

と異体仮名の扱いの変化を捉える。表三を見ると、検定期以降に異体仮名の掲載年度が後になるのはたしかであるが、高学年の三・四年次にいたって掲出をはじめ読本は、あっても少ない。大勢としては、検定開始直後のものは一年次後期に学びはじめ、検定期後期は二年次前期に導入するものが多数となる。すなわち、一貫して異体仮名は低学年で学ぶものであった^{注一一}。

表二 調査済教科書表と検定済教科用図書表の読本入門巻の字体

刊年	異体仮名		平仮名
	あり	なし	
74	1		
75	1		
76			
77			
78			
79	1		
80			
81			
82	1		
83	1	1	
84			
85			
86	1	1	
87	12	18	3
88	1	13	3
89		1	
90			
91		1	1
92		1	
93		6	
94		7	
95		7	
96		9	
97		4	
98		6	
99	7		
00	2		
計	19	84	7

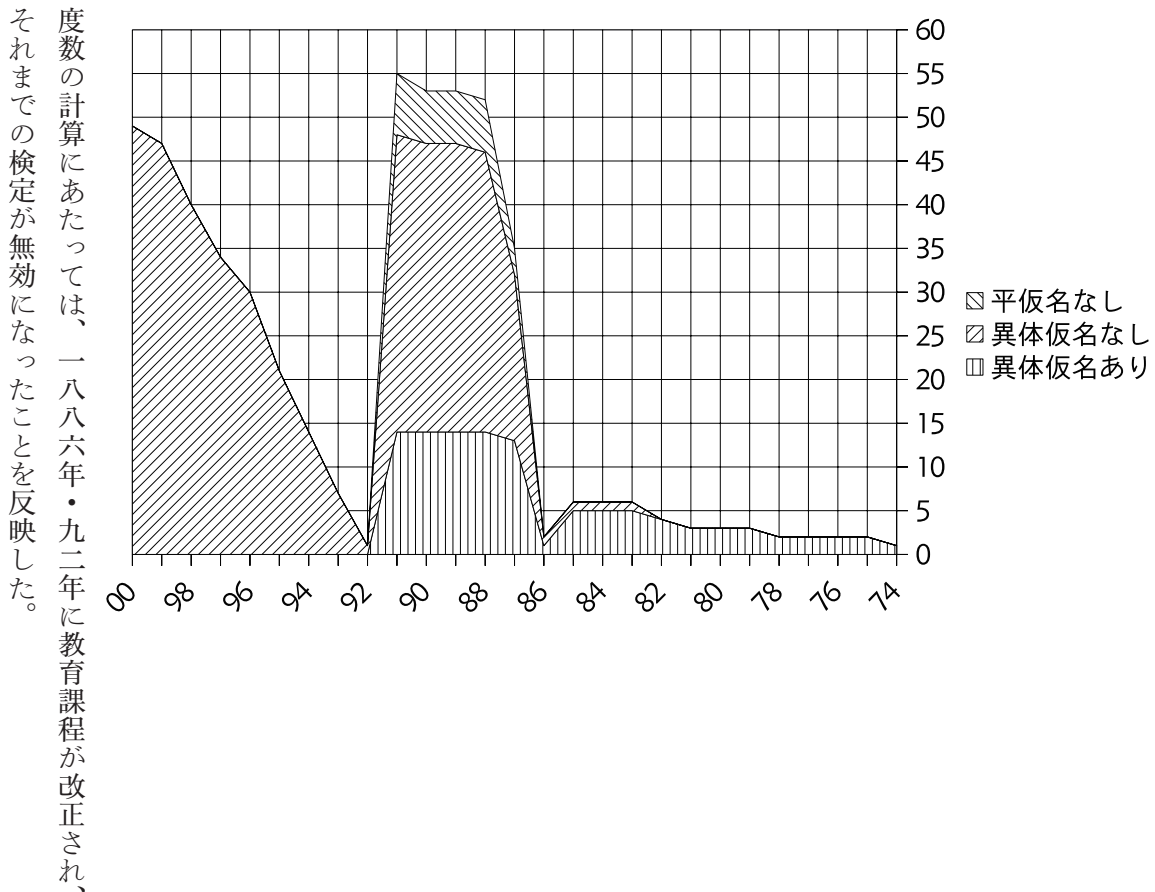
全百十点。一八七四～八五年Ⅱ調査済表期、八六～九一年Ⅱ検定期前期、九二～〇〇年検定期後期。

表三 調査済教科書表と検定済教科用図書表の全課程用の読本で、異体仮名が導入された巻に相当する学年

刊年	一年		二年		三年		四年		導入 せず
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
74	1								
75	1								
76									
77									
78									
79	1								
80									
81									
82									
83	1	1							
84									
85									
86	1		1						
87	9	7							
88	1	6	6	3	2	1	1	1	2
89									
90									
91									1
92									1
93		1							2
94	1	1			2	2			1
95	1	2	2						
96	2	6							1
97	1	3							
98		4	1						
99	1	5	1						
00		1							1
計	15	21	37	8	7	0	1	1	8

全九十八点。一八七四～八五年Ⅱ調査済表期、八六～九一年Ⅱ検定期前期、九二～〇〇年検定期後期。

図一 入門巻の文字種の経年の累積度数



古田は、山県の読本を代表として「正体」との対比を行っていないとも述べるが、それは検定期の特徴とは言えない。たとえば、全国でひろく用いられた『帝国読本』（一八九三年以降）は、どの版においても異体仮名の表を掲載している。また配慮にしても、新出の異体仮名を新出漢字同様に頭字として掲出したり傍線を引いたりする教科書も複数見られる（『帝国読本』『尋常小学新体読本』『尋常小学読書教本』『訂正尋常小学読本』など）。これは、「配慮」がなくなるところか、かえって増していることを示している。

五、ふたつの検定意見

民間版読本の字体整理が文部省の方針と係ること、また、なぜすぐに完全実施されなかったのかを示す資料が、検定業務に文部省が用いた本に残されている。その資料の一部は、のち、東京書籍の設置する東書文庫に寄贈された。そのなかの井上蘇吉『小学読本』首巻（沢屋一八八五年。東書文庫所蔵、請求番号381.19-1）と、三尾重定『新編小学読本』第一（教育書院、一八八六年。東書48-122-2）には、検定官によるつぎの附箋が残されている。

（一）児童に最初より変体いろはを併せ教ふるは不適當なり 小川（井上、一丁表）

（二）纔ニ平仮名ト片仮名位ヲ学得タル幼児ニ字画ノ繁錯ナル変体仮名ヲ課セントスルハ編入ノ順序ヲ失フルモノト謂フベシ 山県梯三郎（三尾、三丁表）

仮名に関する指摘の附箋はほかの教科書にも見られるが、このふたつは、とくに「変体」についてくわしく述べた例である。（二）の書き手は小川銀太郎であろうか。^{註二}（二）の山県は教育者としてよく知られ、ほ

どなく下野、みずから教科書も刊行している。附箋はともに巻頭の仮名の表に対して貼られる。井上は平仮名書きいろはに異体仮名の交じる表、三尾は平仮名書きいろはと片仮名書き五十音図を了えたのちの「変体伊呂波」という表である。

これらの附箋は法文を背景にしたものではなく、意見を受けた修正もされなかった。このときの検定が拠って立つ小学校ノ学科及其程度では、読書科は「尋常小学科ニ於テハ仮名仮名ノ単語短句簡易ナル漢字交リノ短句及地理歴史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交リ文」とされるのみで（第十条）、くわしく規定されてはいない。附箋はいずれもページ下部にあるが、下部に貼られた附箋は検定官の意見がなんらかの理由で最終的な検定に反映されなかったもので、^{注二三}両書においても、^{注二四}の版で改訂される^{注二四}ところはない。両書以外にも異体仮名に対する指摘で修正を加えた教科書はない。

ふたつの検定意見は、ともに、異体仮名が教科書に使われていることそのものを問題視しているのではなく、異体仮名が「最初より」用いられていることを問題としている。いままで見てきたことから推測されるのは、検定制度は不適切なものを除くためのもので、優劣を断ずるものではなく、提出された教科書に修正を求める法的根拠はかなり限られており、見本には示されていても法文に根拠のない字体の統一は強い得なかったということである。実際には、ほとんどの教科書は見本に従っているもので、それに背くものは、ほとんど一八八六年九月の『読書入門』の刊行以前のものに限られる（八〇年一点、八二年二点、八四年二点、八五年三点、八六年九月以前四点、以降二点）。そのような教科書も、一八九三年の小学校教則大綱の施行によってしだいに使われなくなっていくた。

『読書入門』以前の読本の入門巻でも異体仮名を用いないものもある。かなもじくわいの会員でもあった辻敬之・小池民次『初学第一読本』（辻敬之、一八八三年）は入門巻において異体仮名を用いず、また新保磐次『日本読本』（原亮三郎、一八八七年）など全巻で異体仮名を排したものもある。これらは新進的な西洋の学習法を取り入れ、「易から難へ」という順序を打ち出したものであって、あたらしい教育思想によって各教科書の仮名字体の導入段階にばらつきが生じたのである。そのような混在した状況が『読書入門』によって一変せられたことは、その影響のほどを物語る。すなわち、平仮名の導入順序を設けるという点に限れば、『読書入門』および検定制度の意義は、あたらしさにあるのではなく、教育程度を統一せしめた点にあるのである。

六、おわりに

本節では、検定制度の開始にともない、小学読本の平仮名字体について一種の整理が行われ、いろは仮名をさきに導入してから異体仮名を導入するようになったことを述べた。これは強制的に行われたのではなく、文部省著作教科書によって見本を示し、検定制度を通じて説得するという過程を経て実現したものであって、平仮名に関する国字政策の先蹤をなすものである。これに続く小学校令施行規則の平仮名は、いろは仮名に則っており、一八八六年の方針の枠組みを大きく外れるものではない。平仮名・片仮名の区別と、歴史的仮名遣いに則った表記に必要な最低限の仮名を示す点で、それまでの枠組みを引き継いだものと言える。ここにおいて、仮名字体統一の問題は一定の解決を見たのであった。

注

注一 いろはくわい『ぶんのかきかた』（辻孝之、一八八一年）は吉田・井之口（一九六二）に翻刻されるが、現在所在が確認されない。

注二 「ぶんのかきかた」『かなのまなび』十（一八八四年）による。著者の名前はないが、『三宅米吉著述集』上（一九二九年、文学博士三宅米吉著述集刊行会）に、「ぶんのかきかたにつきて」『かなのまなび』六（一八八二年）とともに再録されたことから見れば、いずれも三宅の書いたものか。

注三 「初等教育に於ける国語教授に就きて」、「国語会議に就きて」『国語のため』訂正再版、富山房、一八九七年。初出はそれぞれ一八九六年および一八九七年。

注四 保科孝一、岡田正美、藤岡勝二「読本編纂及教授等ノ意見書」『官報』（明治）四八八八号、一八九九年十月十四日、（同）四八八九号、一八八九年十月十六日。

注五 検定の歴史については梶山（一九八八）参照のこと。当初の検定制度では内容に踏み込む積極的検定が取られたが（「教科用図書検定条例」明治十九年文部省令第七号）、手続きの遅滞をひき起し、「教科用図書検定要旨」によって消極的検定に改められたものである。この「要旨」以前に検定が得られた教科書は四点しかない（中村、一九八六、五八・五九、注五）。読本科は一点もなく、すべて消極的検定以降のものと考えてよいが、検定作業の実態を示す検定使用本の附箋には積極的検定のあとが残されるものがある。

注六 古田（一九七四）は、いろはの仮名字体を前提せず、現行の仮名字体を基準に考える。このたちばによれば、『読書入門』の「え・

お・そ」は「変体がな」であるが、うしろのほうではこれを「時代の正体」と述べているように、根本的に相違するわけではない。古田の認識について、第一章第二節注五および本章第三節四を参照。

注七 本章第三節において、明治期のいろは仮名としてもっとも典型的な組み合わせとして挙げられたものの一例を図二に示す。図二は、明治二十九年に文部省が北海道と沖縄県用にそれぞれ編纂し

図二 『沖縄県用尋常小学読本』巻一いろは図（地域教育史資料巻一による）

い	ろ	は
ち	り	ぬ
よ	た	れ
ろ	る	を
つ	ね	な
ほ	へ	ど
わ	か	

ら	む	う
あ	さ	き
ゑ	ひ	も
や	ま	け
ふ	ぶ	の
せ	ず	ん
め	み	て
こ	江	く
一	ド	

た読本である。『読書入門』は、いろは仮名としては江戸期の要素が若干残っており、典型例からは外れるとされる。

注八 字体を統一した際に一部修正を忘れたとも考えられる。旧制度下で刊行・検定された坪内雄蔵『読本尋常科用』（富山房、一九〇〇）を小学校令施行規則に対応させた『国語読本尋常小学校用』（富山房、一九〇〇）巻八で、旧本二十一丁表四行目の異体仮名が新本二十三丁表同行に保存されている例など。このような例外を認めた教科書は、481-125-2、381-15-2、481-68-2、481-40-3、481-39-2、教K120.8|40a.1、481-69-2、481-35-2、481-10-2、481-21-4、481-107-3（詳細は調査資料一覽参照）。

注九 検定制度においては、「完成本をもって出願し、修正指示を受けて訂正したときは「修正再版」等と版を改め」（国次、一九八六、二八）るものであるから、初版には拘らない。調査済教科書表および検定済教科用図書表は、それぞれ中村紀久二編『内閣文庫所蔵調査済教科書表 自明治十三年十月至明治十八年二月』（教科書研究資料文献二、芳文閣、一九八五年）、同編『検定済教科用図書表』（教科書研究資料文献三の二、芳文閣、一九八六年）に拠る。初期調査済表には科目が、調査済表および初期検定表には小学校の等級が明記されないが、題名および各時代の内容の規定に照らして判断した。

注一〇 重大な違例は、坪内『読本尋常科用』（教K120.8|73.2.1）である。本書には入門巻の第一巻でさえも「そ」を用いる。しかしながら、そのほかの点ではいろは仮名に従うこと、一巻のなかに統一された字体を用いていることをおもく見て例外とした。

注一一 小学校を通じて教えられる異体仮名の数そのものは、各教科書で内容に差があり、一概には言えないものの、一貫して多い。詳

細は別の機会に譲らねばならないが、読本にしばしば掲げられた異体仮名の表を例にしてみよう。こころみに調査済表期最後の『小学読本』巻三（若林虎三郎、一八八四年、嶋崎磯之丞）と、小学校令施行規則直前の『訂正新編帝国読本』巻三（学界指針社、一八九八年、集英堂）にある異体仮名のみの表を比較すると、それぞれ八十三字体と六十二字体で、学習の負担は軽減されていない。

注一二 検定の時期はさだかでないが、一八八六年前後として、その当時の『文部省職員録』に名はない。国次（一九七九）は小川銀太郎ではないかとする。一八八〇年に高等師範学校小学師範科を卒業、文部省属官のち沖縄県師範学校校長や同県視学官を歴任した人物である。一八九一年十二月附職員録から図書課属として現れる。

注一三 中村（一九八六）、竹田（二〇〇六）。

注一四 井上蘇吉『小学読本』再版（沢屋、一八八七年、教育政策総合研究所教育図書館、K110.82|64）、三尾重定『新編小学読本』再版（教育書院、一八八六年、K110.82|68）。

調査資料一覽

以下に各表に就き資料の書名（外題や内題と異なるあり）、調査に用いた資料の所蔵者、請求番号を示す。所蔵者や請求番号の異なる巻を用いしはことごとく挙ぐ。入門巻と後続巻の書名の著しく異りしは両名を掲げつ。順序はおおむね入門巻の検定日による。検定年次を小見出しとすれど、年始年末には順序に若干の乱れあれば参考に留む。入門巻のみにて、一そろいとは見做さざりし資料には書名に*を附す。

調査済教科書表 74 『小学入門甲号』便一（田中義廉編・那珂通高校訂

『小学読本』と併せて一そろいと見做す。**75** 『小学入門乙号』便一（同前）。**79** 『初学読本』筑く100-宮340。**83** 『初学第一至第三読本』381-40-1。『小学読本初等科』筑く100-宮354

調査済教科書表未記載 **82** 『初学入門*』筑く100-宮347（長野県その他採用）

検定済教科用図書表 **86** 『小学読本入門・訂正尋常科用小学読本』入門：481-29-1' 一 - : 481-29-2。 **87** 『小学国民読本』一 - 六：481-16-2' 七 - : 教K110.82|94a。『小学読方初歩*』481-125-2。『新編小学読本』481-122-3。『新体読方書』一上：広3/810/31-1887' 一ト - : 筑く100-宮399。『新読本』入門：教K120.8|95' 一 - : 教K120.8|94。『小学読本』481-19-2。『小学読本』首：381-15-2' 一 - : 381-15-3。『小学読本』381-18-3。『普通読本』一：筑く100-宮402' 一 - : 481-5-2。『新編読本』381-32-2。『校訂読本』一 - 五：381-29-3' 六：381-29-3'。『尋常小学読本』481-67-2。『教科入門*』筑く100-宮412。『尋常小学読本』481-116-2。『訂正尋常小学読本』481-14-2。『実用読本』入門一 - 一・一 - 三：481-39-2' 四 - : 481-39-2。『国民読本』一 - 三：481-40-3' 四：481-40-3。『日本読本』便三。『小学尋常科読本』481-128-2。『第一至第八読本』481-117-2（検定中に四巻各上下に改版）。『訂正増補読本階梯*』381-27-3。『初学読本*』381-36-4。『明治読本』481-8-2。『小学読本』階梯：481-15-1' 一 - : 481-15-2。『小学読書入門*』481-121-2。『明治第一至第六読本』381-60-2。『幼学読本』初歩：481-101-1' 一 - : 481-101-2。『新撰小学読本』481-81-2。『小学入門*』一：481-127-1' 一：481-127-2。『尋常小学読方書』481-111-2。『初学読本』481-68-2。 **88** 『小学尋常科読本』481-87-2。『初学第一至第八読本』一：481-37-2' 一：481-37-2' 二：481-37-4（の4冊分冊に改編）。『普通読本』

一上下：筑く100-宮379' 一上下：筑く100-宮380' 三上 - : 481-5-3。『尋常読本』教K120.8|10b.1。『増訂第一至第八読本』481-118-2（検定中に四巻各上下に改版）。『小学読本』一 - 四：教K120.8|43.1' 五 - : 481-129-2。『尋常小学明治読本』481-130-3。『小学読本初歩・小学尋常科読本』初歩一 - 二：481-6-2' 一 - : 481-7-2。『日本新読本』481-103-2。『尋常小学読本』481-70-3。『日本読本初歩*』一：481-88-3' 一：481-88-4。『訂正小学読書入門・尋常読本』入門：481-114-3' 一 - : 481-115-2。『小学読本』481-109-2。『修正尋常小学第一至第四読本』481-67-5。『尋常読本』481-110-2。『新日本読本』481-44-2。『小学読本』481-13-3。『改正尋常小学読本』教K120.8|40a.1。『小学普通科第一至第六読本』381-61-2。『小学新読本』入門：481-124-2' 一 - : 教K120.8|311。 **89** 『改正尋常小学入門*』481-17-3。 **91** 『新撰日本読本』一 - 三：481-93-1' 四 - : 481-93-2。『新撰補修日本読本*』481-94-2。 **93** 『小学校用国民読本』一：481-75-2' 一 - 四：481-75-2' 五 - : 481-75-2。『帝国読本』筑く100-宮438。『新撰小学読本』481-131-2。『新撰尋常日本読本』一 - 一：481-95-4' 二：481-95-5' 四：481-95-3' 五：481-95-4' 六：481-95-4' 七 - : 481-95-4'。『単級小学尋常日本読本』筑く100-宮436。『小学国文読本』481-79-2。『尋常小学校読本』481-69-2。 **94** 『尋常小学新読本』一 - 四：481-38-2' 五：481-38-2' 六 - : 481-38-2。『新撰小学読本』481-35-2。『訂正帝国読本』一：481-18-4' 一 - 四：481-18-4' 五 - 六：481-18-4' 七 - : 481-18-4'。『尋常小学新体読本』筑く100-宮426。『尋常小学科用皇民読本』481-10-2。『尋常学校用小学国文読本』481-79-4。『尋常小学読書教本』筑く100-宮445。 **95** 『小学尋常読本』481-138-2。『新撰小学読本』481-131-3。『尋常小学読本』481-56-2。『尋常小学読本』教K120.8|68c。『尋常小学読書教本』教

K120.8|61a.1。『訂正新体読本尋常小学用』481-97-4。**96**『小学尋常読本』481-138-3。『尋常小学明治読本』481-133-2。『帝国新読本』一 - 五：筑く100-宮448^六：教K120.8|67.2^七 - 一：筑く100-宮448。『訂正尋常小学読本』筑く100-宮449。『新編尋常読本』481-46-2。『尋常小学明治読本*』一：教K120.8|65a.1（二以降481-133-2と同）。『尋常小学開国読本』481-74-3。『尋常小学読本』481-56-9。『小学読本尋常科用』481-98-2。『大日本読本尋常小学校』481-119-2。『国民読本尋常小学校用』481-47-2。**97**『新編帝国読本尋常科生使用』481-21-2。『訂正小学読本尋常科用』一：481-98-3^一、二：481-98-3^二、三：481-98-4^一、四 - 七：481-98-3^一、八：481-98-4^一。**98**『国民新読本』481-48-2。『尋常小学新撰読本』一 - 三：筑く100-宮460^四：教K120.8|72.1^五 - 一：筑く100-宮460。『尋常小学明治読本*』一：教K120.8|65b.1（二以降481-133-2と同）。『新撰普通小学読本尋常科用』481-104-2。『尋常小学読本』教K120.8|68.1.1。『新編尋常読本』481-107-2。『訂正新編帝国読本』筑く100-宮457。**99**『新撰普通小学読本尋常科用』481-104-4。『新編尋常読本』481-107-3。『国民新読本尋常小学校用』481-48-3。『修正小学読本尋常科』一：481-98-7^一、二 - 一：481-98-8^一。『新撰帝国読本』広3/810/31-1899。『尋常小学読本』481-58-2。**99**『新撰尋常小学読本』481-132-2。『読本尋常科用』一 - 五・七：教K120.8|73.2.1（巻六・八発見やれねど調査に差し支えなし）。『尋常小学新編読本』481-12-2

略記号 無印＝東書文庫。筑＝筑波大学附属図書館宮本文庫。教＝国立教育総合研究所教育研究情報センター教育図書館。広＝広島大学図書館教科書コレクション、便＝古田東朔編『小学読本便覧』

使用しなかった資料について 今回、二表にありながら使用しなかった資料とその理由は以下のとおり。

鳥山啓『初学入門』鳥山啓、一八七七年 入門巻にあらず

若林虎三郎『小学読本』一八八四年 入門巻を欠く

下田歌子『国文小学読本』一八八七年、訂正再版 巻一下検定版未見

太田堅『尋常科用小学第一至第八読本』高橋定吉・竹中条治郎、一八

八七年訂正 検定版未見（検定表に高橋を著者とするは誤り）

寺尾鋭太郎『読書初歩』一八八八年訂正 検定版未見

塚原苔園『改正新体読方書』一八八八年訂正再版 未見

興風学館『尋常小学校用皇民読本』一八九六年訂正四版 未見

山県悌三郎『改定小学国文読本尋常小学校用』一八九六年訂正再版

巻一 検定版未見

合資会社普及舎『尋常読本』一八九七年訂正再版 検定版未見

西沢之助『尋常小学読本』一八九九年修正再版 巻八のほか未見

第五節 「平仮名」が指すものとその遷ろい

一、はじめに

漢字そのものをかたちを違えずに用いる真仮名に対して、漢字を略した仮名の体系を略体仮名といい、草体に略したものと、筆画を省略したものとに大別される。現在、平仮名という語は、筆画を省略した片仮名に対する、草体に略した仮名の全体（以下草体仮名）を意味する語として定着している。^註すなわち、平仮名の発生は平安初期に位置付けられ、歴史上には、草体化の程度においても、その字源となる漢字においても多種多様の平仮名が存在しており、それは明治時代になって整理され現代の一字一音の平仮名になった（築島、一九八一、矢田、二〇〇〇）。しかし、これが後世の意味拡張の結果であることが、近年、山内（二〇二一）によって明らかにされた。それによれば、平仮名とは本来いろは歌手本に用いられた草体仮名、すなわち「いろは仮名」をこそ言うのであり、草体仮名全体を指すものではなかった。さればこそ、平仮名と冠することばのやわらげを指し示したのであった（たとえば、『平仮名盛衰記』『平仮名今川状』など）。

ここにたどる「平仮名」の語史においては、「平仮名」という語がなかったあとのこと、とくに意味拡張が起ったというその時期が、いつのことであるのかを問う。この問いは、草体仮名史にとってつぎのような意味を持つ。現行の平仮名の字体がいろは仮名に由来することはつとに指摘されているが（山田、一九三七）、その制定時において、いろは仮名、あるいは現代の平仮名の字体が、当時もつとも使われていた字

体だけを集めたものではないこともまた知られている（林、一九八二）。つまり、現行の平仮名の字体の制定にあたっては、草体仮名から公平に文字を選び出すというようなことが行われたわけではなかったのである。このように、いろは仮名が現行の平仮名のもととなった背景には、江戸時代から初学の徒にまずいろは手本をもって仮名を教えるためというだけではなく、小学校でまず教えるべき字体としていろは仮名が用いられるようになっていたことが指摘される（本章第四節）。しかし、それだけではなぜいろは仮名と現行の平仮名が異なるのか説明ができない。^註そこで問題となるのが、意味拡張の時期である。なぜならば、もし平仮名が本義を保持していたのであれば、平仮名を教えることは、自然、いろは仮名を教えることを意味し、平仮名の字体を一定させる必要もない。そこにはなんのまぎれもないからである。それに対して、もし現代的な草体仮名を指すものに移りきっていたならば、時代意識によっては、平仮名を統一するという機運も、そしてどの仮名がもつともよいかという問題も生み出しもしよう。現行の平仮名の字体がいろは仮名とほとんど変らないという事実（実際、四十七字中にわずかに四字が異ると指摘されるのみである。本章第三節も参照）、さきの問いに対して予期を与えるが、同時代のほかの文献がそれを裏付けてくれるかは、やはり、確かめられねばならない。

すなわち、ここに裏付けたい仮説はつぎのものである。それは、「平仮名」という語は、当初の意味であるいろは手本に用いる草体仮名から、現代のような草体仮名全体を指すものに変化したか、その変化は

近世にはじまり、明治のおわりにかけて移行しおえたというものである。この仮説が正しいのであれば、この意味拡張のゆえに、現代の平仮名は単純ないろは仮名の継承物とはならず、異なる字体を有することになった可能性が高まる。これをあきらかにするために、本節ではつぎのような検討を行う。まず、近世における指示対象を概観する。ついで、近代における指示対象を文法書と教科書における記述から示す。

二、近世の「平仮名」

近世の平仮名の指示対象を検討するうえで、利用できる文献はつぎのものがある。まずは、文学作品であり、データベースなどに用例を見る。つぎに、いろは研究書などの文字研究書がある。これはまだ全体像があきらかにされておらず、管見に入ったかぎりのものを検討する。第三に、外国人による記述がある。これは、Okada (二〇一四)にくわしく述べられており、いちいちの資料についての検討はそれに譲るが、「大和仮名」という用語の指示対象から平仮名の指示対象が明らかになるという点で、興味深いものである。提示の順は、時代を遡る恰好となり、文学作品の例がもっとも開始があたらしく、外国人による記述がもっとも遡りうるものである。

二・一、文学作品

文学作品には「平仮名」という語はあまり現れないが、十八世紀から用例が見られる。文学作品における平仮名の用例は、おおよそふたつに分かれる。ひとつには、文字体系をいうものと、もうひとつには難解な表現をやわらげたものである。後者の例に、さきにあげた『平仮名盛衰記』などの題名のほか、それぞれつぎのようなものがある。

(一)〈地〉わしが心はこの糸を、かうした所が判じ物、〈詞〉ハ、、、そりや知れた事、平仮名のしの字、〈地〉サアいといわいのと纏れ糸、

(碁太平記白石嘶・一七八〇年、新編日本古典文学全集『浄瑠璃集』六五三ページ。ふりがなは原則として省略する)

(二)こなたは天下の御制札を見たで有らう。まづ第一が親孝行。二ばんには、弟は兄を敬ひ、兄は弟を憐めと、たれにも読める様に平仮名をもつて書てある

(助六由縁江戸桜・一七一三年、日本古典文学大系『歌舞伎十八番集』一〇七ページ)

〇七ページ)

(三)ヲヤ孔明といへば台箱の上の通俗三国志。(二文略)ハ、ア平仮名付に写したのだ。今では真片カナの本も写本になほすからいゝ。斯すると女にも読めるシ、おいらにもおちかづきの字になつていゝ。

(浮世床・一八一四年、新編日本古典文学全集『滑稽本』三四八ページ)

(一)は、糸でもって平仮名のしの字を表現して、「いとし」を表したものである。これは、当時のいろは仮名の「し」が、現在の「し」のごとく右に撥ねあげて書くものではなく、ほとんど縦一直線に下ろすように書くものだったことに基づく(本章第二節)。もし、平仮名という語が、いろは仮名を意味せずに、草体仮名全体を指していたのであれば、平仮名の「し」というだけでは、「志」に由来する仮名なども一般的に用いられていた当時、どの文字を指したのか確定することはできなかったことであろう。近世には同種の仮名を区別する言い方があって、いろは仮名の「江」(え)に対し、現行の「え」は「ちぢみえ」と呼ばれていたことが指摘されている(遠藤、二〇〇七)。これも同種の表現と言える。(二)は、制札が平仮名で書いてあるというが、近世に

は、いろは仮名だけを選んで書記する慣習はなかったとみられるので、難解な表現をやわらげて書いたものと見るべきであろう。(三)は、難解な表現をやわらげたというものに近い。『通俗三国志』は、『三国志演義』を日本語に翻訳したものであるが、それを平仮名附きというのは、ふりがな附きの謂であろう。そのようなものでは、平易な字体が用いられるが、いろは仮名が用いられるわけではなく、頻用の字体が用いられる(往来物・節用集におおくその実例がある)。特定の字体を指す意識はなかったものと考えられる。

前者の意は十八世紀以前にも見出されるが、後者の意はそれ以前の例がないということから、このころに意味拡張がはじまったものと考えられる。すなわち、「平仮名」の「ひら」という要素がどのような意味であるにせよ、平仮名とは平易なものであるという認識、またふりがななどによって表現を通俗なものにやわらげる意から拡張がはじまったものであろう。

二・二、文字研究書

日本の文字に関する研究は、いろは歌手本、あるいは片仮名の作者がだれであったのかという問題から出発し、悉曇学や儒学などの方法論に学びつつ、どのような漢字を起源にするのかなどの問題に拡がっていった(矢田、二〇〇五)。草体仮名に関する研究は、いろは歌手本の研究とあゆみを同じくしている。というよりも、いろは仮名の研究から草体仮名全体へと研究が拡がっていったものようである。まず、いろは仮名の研究は、空海がいろは歌の作者とされたところから、仮名手本の作者も空海に擬されるようになったために、行われるようになった。また、中国において日本の文字を紹介したものに奇異な字の現

れることも、いろは仮名への関心を高めたようである。これらの研究では、どのように漢字を仮名表記に利用するかといったことに関して議論が深められ、いろは仮名以外へと視野が拡げられた。当初はあくまで行草体から推測して字源を求めるようなことが主であったようであるが、のちには、いわゆる万葉仮名との継承関係や、古筆からの用例を集めて実証的に検討するまでにいたった。

これらの文献では、このように、字源説の検討に重点が置かれ、体系についての記述はあまり多くない。たとえば、『以呂波字考録』(全長、一七三六年刊)は、平仮名の語源について云々するが平仮名がなんであるかについては先行文献に述べるところを引くのみで結論を出さない。^{註三}とはいえ、まったく見られないわけではないので、このような問題に触れるものを、管見に入ったかぎりを挙げてみよう。

(四)代降於今日靡然沿之、今之所謂仮字者、唯以呂波与片仮字而已矣、(中略)以呂波為平仮字者、平易之意乎(中略)書和歌之類用平仮字、率以為常、

(松下見林『学原』一六七一年刊、引用は『本朝学原浪華抄』一七二六年刊、

三、続々群書類従本、五一七―一八ページによる)

(五)白蛾曰。片仮字ト。平仮字ト。〔即チ以呂波ヲ云々〕

(新井白石著、新井白蛾補『同文通考』一七六〇年刊、三・二十三丁表)

(六)このころ手習ふ初にすなるいろはにはへとといふ歌の四十余りのひらかなとくなふるものは

(関根為宝『仮名類纂』序、一八四一年刊、引用は『国語学大系』巻七、一七九ページによる)

これらは、平仮名といろは仮名を結びつける例であろう。なお、(五)は、新井白蛾の補にかかる箇所であり、白石自身は平仮名という語を

用いない。

これらと異なる解釈もあり、平仮名を草体仮名と区別なく用いるものもある。

(七)和歌ノ書ニ用平仮字、古今集仮字序ヲ始ト云ベキニヤ、土佐日記ニハ真字ヲ謂男文字、平仮字ヲ謂女文字、亦是楷法ト平易ノ字体ニ就テ也、但中世以来婦人ハ専平仮字ヲノミ事トスレバ、女文字トハ云ニヤ、

(真野時綱『本朝学原浪華鈔』三。続々群書類従本、五一八ページ)

(八)かの物語書ぶみなどのごとく。こゝの語のまゝに物書事は。今ノ京になりて。平仮字といふもの出来ての後に始まれり。

(本居宣長『古事記伝』一、一七九〇年刊、二十六丁表)

(九)貫之道風佐理行成公任重之ナトノ平仮字ミナ今ノ伊呂波ノ字様トハ同シカラス

(村田春海『字説弁誤』一八〇一年頃成)

この(七)の例は、よく読まれたようで、さきの『以呂波字考録』や、『和字大観抄』(文雄、一七二六年刊)、『和訓栞』大綱(谷川士清、一七七七年刊)ではこれを説明としている。(八)の例は、いささか解釈に確実性がないが、物語を書くのにいろは仮名のみで書くことは、制札以上に考えにくいことであり、平仮名を草体仮名と考えていたものである。(九)は、あきらかに平仮名といろは仮名とを区別して、草体仮名のほうに平仮名を置いている。

なお、国学者の例には「平仮名」の語を忌避して、「いろは仮名」をもっぱら用いるものもある。たとえば、『仮字本末』では、平仮名(あるいは平仮字という表記)は、(一〇)のように現れるのみで、おもには(一一)のように用いられる。

(一〇)正しくは草仮字と云ふべきなり。されどはやくよりつねにはたゞかなとのみ云ひなれたり。……さて又平仮字といへる事。古くはきこえぬ称なり。

(伴信友『仮字本末』一八五〇年刊、上・上・二十二丁表)

(一一)いろは仮字ならぬ草仮字

(『仮字本末』上・上・二十二丁表)

(一〇)では、平仮名の現れる文脈がいささか唐突で、理解しかねるところがあるが、草仮名にあたるものを平仮名ということは古くは例がないという趣旨であろうか。そうであるならば、文証を重視する彼らの姿勢からも忌避の態度は理解できるのである。また、(一一)からも分るように、いろは仮名は草体仮名から区別されていることは注目すべきであろう。

以上の文字研究書の例からは、十七世紀から十九世紀まで平仮名がいろは仮名の義に用いられていたことが分る。現代のごとき草体仮名を指す例も散見されるが、これが後世のものと直接係わるかは、のちほど検討したい。

二・三、外国人による記述

外国人による記述は、山内(二〇一一)によってそれを遡る例が報告されるまでは初出例とされてきた。最古の例というほかに、外国人による記述は、当事者の視点にはない記述を得られることがあるという点で、見るべきところが多い。^{注四}さきに触れたように、これについてはOkada (二〇一四)に多くを負う。

これまで初出例とされてきたのは、近世以前ではあるが、キリシタン資料における例で、『日ポ辞書』とロドリゲスの文典に現れる。(一一)Fragana. 日本の文字の一種。

(一六〇三年。『邦訳日葡辞書』による)

(二三)弘法大師という仏僧が、主の八一〇年頃、中国語の文字四十七を選び出し、意味は捨てて読みと文字だけを採用して日本語のどんな単語でも的確に書き表わすことのできるアルファベットを考案した。このアルファベットはい、ろ、はで始まっているのでいろはと呼ばれている。(中略)こうした文字のことを日本人は仮名または平仮名と呼んでいる。

(ジョン・ロドリゲス『日本小文典』一六二〇年。池上峯夫訳、岩波文庫版、上・四七・四八ページ。引用に際し、補足的な箇所は省略した)

(一二)は、簡潔に過ぎて指示対象が明らかでないが、(二三)は詳細に説明がされていて指示対象も確定できる。^{注五}ロドリゲスは、小文典においては字体も提示しており、その点から言っても間違いがない(これに関しては、一六〇八年の『日本文典』にはほぼおなじ趣旨のことが述べられているが、この段階では字体は示されていない)。

このつぎに挙げるべきは、ケンペルである。ケンペルの遺著『日本志』(二七二〇年)のなかで、平仮名・片仮名にくわえて「大和仮名」の見本を掲出するが、その平仮名と「大和仮名」は、まさにいろは仮名と草体仮名である。「大和仮名」は、日本では、草体仮名の意で用いられていたものであり、いろは仮名を包含する。それゆえ、この記述そのものは正しくないと言わなければならない。しかしながら、これがなお注目に値するのは、平仮名がいろは仮名に限定されているがために、草体仮名の受け皿として「大和仮名」が援用されたと考えられるからである。ケンペルのものは図が主で、説明はほとんどされないもので、ケンペルを受けて記述したシーボルトを(二四)に引用する。ここでは、平仮名すなわちいろは仮名と、大和仮名すなわち草体仮名が明確に用語として区別されていることが窺える。

(二四)大和仮名というアルファベットは、平仮名とかれこれこればかりと区別されることなく置き換えられる。

(Siebold, Ph. Fr. von. *Epitome linguae japonicae. Verhandlungen van het Bataviaasch Genootschap der Kunsten en Wetenschappen* 11, 1832, 82 私訳)

このような「大和仮名」の用法は、近世末期の記述にはなくなり、草体仮名は平仮名の名のもとに一括されるようになる。しかしながら、日本の開国後、来日し日本語を研究したアストンなどの日本学者たちは、いろは仮名をもっともよく用いられるものとしており、根本的に見方が改まったとは言えないようである。(二五)は、アストンが仮名の一覧表を説明している箇所引用であるが、開国以降の外国人による記述をよく代表する見方である。

(二五)この表では、平仮名の文字をよく現れる順に並べた。最初の行のものは、ほかの行のものを圧倒して多い。この最初の行のものは、日本古来の教科書に掲載され、学校で教えられるものである。まずはこの文字に取り組むのがよいと思う。

(Aston, W. G. *A Grammar of the Japanese Written Language*. 1871. p. 4 私訳)

この一覧表には、いろは仮名も含めた草体仮名の字体が示されている。これらの外国人による記述の検討からも、近世に平仮名がいろは仮名を指していたことは明白である。しかしながら、幕末期にはすでに異なる理解が可能になっていたことも同時に示している。

二・四、小結

ここまで、近世の平仮名の指示対象を検討してきた。そして、平仮名という語は、いろは仮名という集合を指して用いるのが基本的な意

味であることを確認したが、同時に、(一) 難解な表現をやわらげるということ、(二) 草体仮名全体を指すこと、という拡張的な意義も見いだすことができた。近代に入って、この意義がどのように変化するか、つぎに見てゆこう。

三、近代における「平仮名」

近代における「平仮名」の指示対象を、文法書と教科書において見る。前節において、平仮名の指示対象が三つあることを確かめた。近代においては、すくなくとも、いろは仮名という仮名字体集合は現代の仮名に取って代られるから、その時期についても明らかにしてみたい。なお、本節における検討対象の都合から、難解な表現のやわらげという意義の例は見出されないが、近代にない意義ではないことは、いわゆる小新聞において「平仮名」と冠するものが多かったことを挙げれば十分であろう。ただし、書名に平仮名が附く例は、明治末にはあまり例がなくなっていたようである。

三・一、近代文法書における「平仮名」

近代の文法書における平仮名を確認する。文法書からそのようなことが分るのは、当時の文法書の性質に基づく。当時という文法書とは、現在も脈々と編まれる教科用文法書 *pedagogical grammar*、いわゆる規範的文法書 *prescriptive grammar* と呼ばれる種類のものであって、現代言語学の目的のひとつである記述的文法書 *descriptive grammar* とは質的に異なる。教科用文法書では、文字言語の習得がもっとも重要な目的のひとつであり、自然、文字に関する記述が示されることにもなるのである。また、その言語における音素目録の提示と文字の掲出の区別

とがまだ不十分であったこともその理由のひとつであろう。

以下では、国会図書館の近代デジタルライブラリーで公開されている NDC 分類番号⁸¹⁵の資料のうち、一九一〇年までに刊行されたものについて、平仮名について記述が発見されたものをすべて検討したものに基づく(調査は二〇一四年七月二十一日時点。ただし、一九〇〇年を跨がない同書名の重版は省く)。計八十三点を分析した(字体が掲出されていないものが一点含まれている)。なお、現在公開されているもののなかでは、一八八〇年代の文献にはほとんど記述を見出せず、結果として空白の期間ができている。

近代文法書における平仮名についての記述は、いろは仮名(あるいは現代の仮名)以外について触れないもの、草体仮名全体を指すもの、そして前代までとわずかに異なる、あたらしい例ふたつがある。第一の例は、

(一六) 仮名の数は四十七にして其の体に平仮名扁仮名の二種あり

(手島春治『日本文法教科書』一八九一年、三ページ)

のごときものである(扁仮名は偏仮名、すなわち片仮名のことである)。その次に掲げられる見本を見ても、いろは仮名のみを指すのは明白である(ただし、「曾」のみは「そ」。このような例において、いろは仮名以外の草体仮名は存在を否定されているのではなく、単に名指しされていないのにすぎない。(二六)に引用した手島著のなかには、いろは仮名以外の字体としては、「八」「爾」などが用いられており、意識的に触れなかったのでなければ、単に言及していない存在に気づいていなかっただけにすぎず、そしてそれは、たとえば第三の例の記述などからも裏付けられる。

第二の例は、草体仮名を平仮名と呼ぶ例である。

(二七)平仮字ハ草体ニ書キタル仮字ナリ、釈ノ空海五十音ヲ以テ三字ヲ省キテ四十七字ノ歌ヲ作り平仮字ノ最モ簡易ナルモノヲ撰ビテ少ク体ヲ変ヘテいろはト云フモノヲ創製セシ

(中島操『小学文法書解剖法』一八七九年、二丁表裏)

(二八)平仮名は草仮名またはいろは仮名ともいふ。

(大和田建樹『和文典』上、一九八一年、五丁表)

なお、特殊な例として、音義説的なヤ行のイ・エ、ワ行のウがかつて用いられていたとして、それぞれに字体を割り当てるものである(古田、一九七八)。このような例では、いろは仮名では賄いきれないので、近世からいろは仮名に拘らずに用いるのが普通であった(山口、一九九八)。近代文法書においても、音義説的な五十音図では、用いる字体は一定せず、いろは仮名や現行の仮名以上の書き分けをしているので(たとえば、ア行に「え」を排し、ヤ行に「江」を排すなど)、べつのものとして扱う必要がある。

第三の例は、草体仮名を平仮名に対する変体とする記述である。それまでのものでは、いろは仮名にあらざる草体仮名は、同音のものなどというように、同格的な指し方をしていたので、捉え方の変化が窺える。たとえば、中根淑は

(二九)平仮名ノ外ニ、一種別体ノ仮名アリ、是モ本ハ万葉仮名ヨリ移リ来リテ、其ノ字ヲ行草体ニ書セシ者ナリ、故ニ其ノ画平仮名ニ比スレバ、小ク繁重ナリ、是ハ欧洲ノ頭字共異リテ、只平仮名ニ取り交ヘテ、規則モナク一様ニ使フ者ナリ、此ノ仮名古ヨリ別ニ名称ナシ、今私ニ名ケテ中仮名ト云フ、

(中根淑『日本文典』上、一八七六年、十丁表裏)

と述べ、平仮名と草体仮名を明瞭に区別しているものの、一種別体と

あり、平仮名に取り交えて規則もなく使うとあるように、一段落ちた認識をしていることが窺える。「中仮名」という呼び方は、のちの例をほとんど見ない。同様の例に、平仮名と異体仮名に分け、片仮名とともに

(二〇)我国ノ、仮字ニ、三体アレドモ、其音ハ、異ナルコトナシ

(藤井惟孝『日本文法書』上、一八七七年、四丁表)

とする例、

(二一)仮字ニ四体ノ別アリ則チ「平仮字」「片仮字」「異様平仮字」「万葉仮字」是レナリ

(林甕臣『小学日本文典入門』一、一八八一年、二丁表)

という例がある。

第四の例として、現代認識されているような、標準的な仮名字体に対する変体仮名という意識は、たとえば、

(二二)仮名に、変体のもの多けれど、此には略す

(大槻文彦『語法指南』一八九一年、一ページ)

(二三)変体の仮字もあれば、細字として共にこれを載す

(井口隆太郎『普通文典』一八九二年、一ページ)

のような例が古い例である。このようなあつかいは、平仮名と異なる文字種としての異体という見方は取られていないということを示す。それに代って、平仮名すなわち草体仮名というひとつのもののなかで、いろは仮名という標準変種に対するそれ以外の変種として位置づけられたがために、掲出を略す、あるいは傍記するということが行われたのである。このような考え方のもとに、変体仮名として草体仮名は平仮名に取り込まれたのであった。これは、平仮名と異体仮名を区別する視点が同時代的なものである一方、歴史的な同種性からそれらを捉え

直したゆえに行われたものであろう。

近代文法書においては、平仮名として提出されるものが、いろは仮名から現行の仮名字体に転換したが、その間には十年ほどの転換期間がある。出版点数や残存点数の多寡の都合で、一八八〇年代についてはあまり資料がないが、一八九〇年代にはすでに平仮名はいろは仮名をそのまま掲出するものではなくなっていた。しかしながら、現行の仮名字体にすぐに切り替ったものでもない。いろは仮名の字体と現行の仮名字体とで異なる四種（「え」・「お」・「そ」・「と」）を指標として移り変りを見ると、一八九〇年代には、この四種の文字を、いろは・現行のどちらかに統一したものは数点しかなく、両者が交ざっているものがほとんどである。「と」をいろは仮名に作るものが多く、「お」や「え」がそれに次ぎ、「そ」は現行のものに従う例が多い。

以上見たものをまとめると、図一・三のごとくになる。図一は、文法書において平仮名をどのように扱っているか示したものである（音義説的なものは、議論を複雑にするので省いた）。単独とあるのは、掲出したもの以外の存在に触れないもので、第一の例のことである。併記とあるのは、「平仮名」とそれ以外に分けて掲載するものをすべて含めたもので、第三の例にあたる。混合とあるものは、平仮名のもとにするべきの仮名を扱ったもので、第二の例と第四の例がそれである。

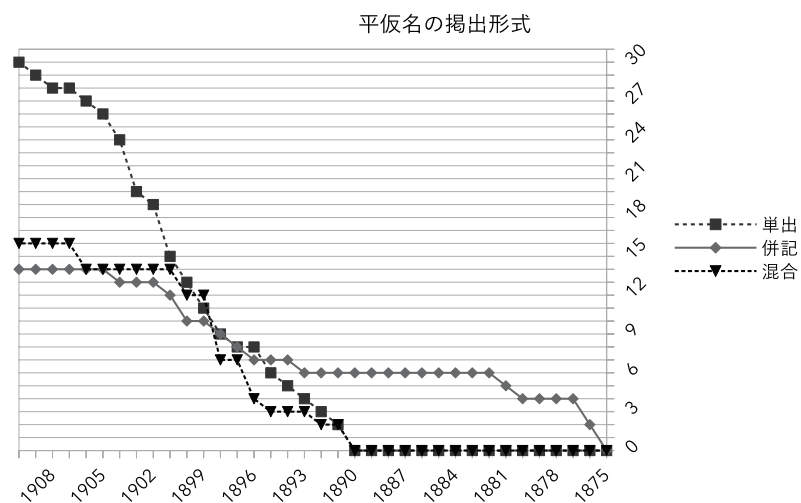
図二・三は、ひとつづきのもので、平仮名として主として掲げられたもの（すなわち、異体は含めない）がなんであるかまとめたものである。その他には、普通の平仮名に複数の字体を認めているものや、いろは仮名とも現行の仮名字体とも異なるものを示しているものが含まれている。

図一を見ると、単出のもの（三十点）がもっとも多く、ついで、混合

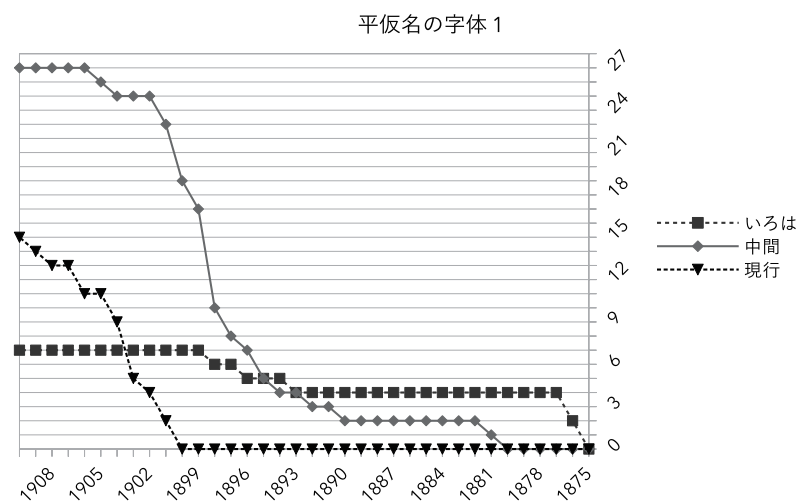
（十六点）と併記（十四点）が同程度である。単出のものが半分を占め、混合には若干の異体の省略を明記するものが含まれていることを踏まえれば、近代の文法書は、平仮名についての記述に意を用いていたとはとても言うことができない。いろは仮名とそれ以外とを混合した記述は、一八九〇年代に目立ち、四分の三を占める十二点がこの時代の文法書の例である。これは、平仮名の意義が、本来的な草体仮名のなかの特定の文字集合（いろは仮名）を指していたものから、この前後に特定の文字集合（いろは仮名）を包む平易な仮名字体の集合を指すように変化したということを示す。これを中間段階として、現代の単に草体仮名全体を指す意義が成立したものと考えられるのである。

図二を見ると、いろは仮名を主たるものとして掲出した例（七点）がほとんどなく、中間段階（二十七点）あるいは現行の仮名を主たるものとして掲出するもの（十五点）がほとんどであることが分る。平仮名が指す字体はその資料の時代とかなり対応している。いろは仮名の例は、一八七〇年代に顕著であり（四点）、中間段階のものは一八九〇年代（十五点）から一九〇〇年代前半（一九〇〇―〇四年に八点）にかけて現れ、現行の仮名はすべてが一九〇〇年代に現れる。一八八〇年代は資料が乏しく議論は難しいが、この年代にも文法書そのものは刊行されており、単に本節の検討の対象になるものがなかっただけであることを踏まえれば、一八九〇年ごろから平仮名の内実が揺らぎはじめた可能性を指摘できる。そして、それは現行の仮名の成立をもって徐々に収斂していったのである。図三を見ると、音義派的なものが学術の潮流として根強く存在していたことが伺える（二十四例）。しかしながら、かれらの字体選択には、ヤ行のイ・エ、ワ行のウのほかは、一貫性がなく、平仮名の変化における直接の契機とは言えない。一八九〇年以降、音義

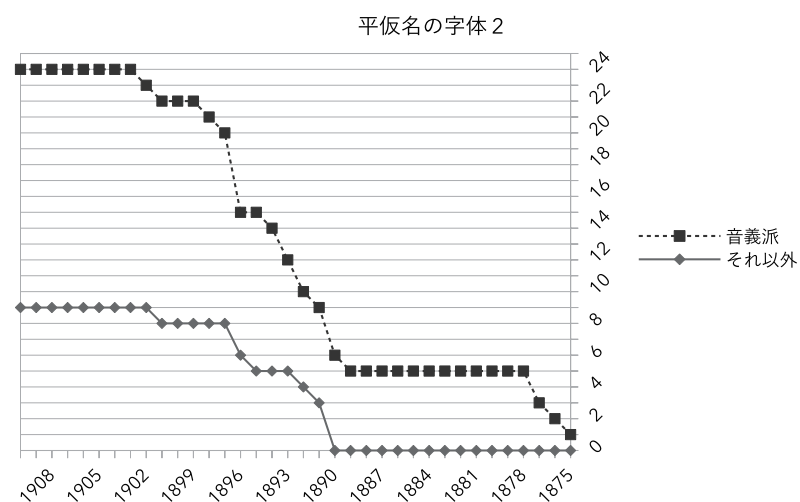
図一 平仮名の掲出形式（累計点数）



図二 平仮名の字体（一）（累計点数）



図三 平仮名の字体（二）（累計点数）



派を採るわけでもないのに、いろは仮名でも現行の仮名でもないものを平仮名と呼んだ資料(九点)が散見されることは、現行の仮名といろは仮名の差異に見られるもの以上の揺らぎが当時あったことを示している。このような動揺が、平仮名の意義の転換に係わった可能性は高いもののように思われる。

三・二、国字改革運動における「平仮名」

明治初年から行われた国字改革運動では、平仮名を専用するという動きもあった。初期には、平仮名の意味のうちのやわらげた表現というところに重点が置かれていたようで、字体について問題にするところがない。清水卯三郎の「平仮名ノ説」『明六雜誌』七(一八七四年)は、「田舎源氏自来也物語膝栗毛八笑人義太夫本浄瑠璃^{マヤ}本ノ如キ婦女童子モ之ヲ読」むとあって、簡単な草体仮名による表記を指すものと見られる。進藤(一九六二)の示すところの『まいにちひらかなしんぶん』の字体も同様に平仮名と称しつついろは仮名とは異った字体を用いている。これは、いろは仮名がすでに常用平易の字体の集合ではなかったということと無縁ではなからう。小林ベター(二〇一四)を見るに、明治初頭(一八六七・七三年)の整版本での常用の字体は、いろは仮名よりも、『まいにちひらかなしんぶん』に用いられたもののほうが近い。

かなのくわい雪の部は、「ぶんのかきかた」(『かなのまなび』十、一八八四年)において、仮名専用による表記法を提唱するなかで、仮名を平仮名・片仮名の二種類とし、具体的な字体を挙げた。そこに挙げられたものは、いろは仮名とも現行の仮名とも異なるものである。これがどれほど実施に移されたのかは分らないが、平仮名がいろは仮名しか指

しえないものであれば、このような提案はしがたかったであろう。提唱された時期からしても、文法書における変化と対応しており、興味深いものである。

国字改革の文脈ではないが、本章第一節にも見たように、小学校令施行規則は「平仮名・片仮名・変体仮名」から二体を定めたものという同時代の記述がある。関係箇所を引用しよう(大瀬甚太郎・立柄教授『教授法教科書』金港堂、一九〇三年、七六―七七ページ)。

仮名字体 仮名字体ニハ、片仮名・平仮名ノ外ニ、数種ノ変体仮名アリ。是等ハ、何レモ目下使用セラレ居ルト雖モ、其ノ最モ広ク行ハルルハ、片仮名・平仮名ノ二種トス。「中略」故ニ小学校ニ於テハ、片仮名及ビ平仮名ヲ授ケ、変体仮名ハ之ヲ省クコトシテ、児童ノ負担ノ幾分ヲ減ズルコトヲ図ラザルベカラズ。而シテ片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノアレバ、文部省ハ、特ニ小学校ニ於テ用フベキ両仮名字体(附録參看)ヲ定メタリ。

ここでは、変体仮名は片仮名・平仮名のそとにあることが明記されており、文法書の例に照らせば、第三の例にあたろう。また、「片仮名・平仮名ニモ字体ノ一致セザルモノ、又ハ紛ラハシキモノアレバ、文部省ハ、特ニ小学校ニ於テ用フベキ両仮名字体(附録參看)ヲ定メタリ」という部分が注目される。これは、平仮名がすでにいろは仮名と等価ではなくなくなっていることを意味する。これまで見てきた資料では、一種類のみ提出するという意識が強かったためか、平易な字体のなかでの複数性を窺わせる資料はあまり多くはないが、いろは仮名と現行字体との中間層は、そのような複数性を窺わせるものであった。この記述は、それを裏付けるものである。

四、平仮名の指すものの変化

明治時代の諸資料の検討から、平仮名の指示対象の変化を見てきた。ここから分るのは、単純な指示対象の入れ替わりが起ったのではないということである。まず、平仮名は当初いろは仮名を指すものとして登場したと思われ、それは明治期まで存続していた。同時に、近世以来平易な表記という用義が存在したが、具体的な字体集合を指したものであったようには見えない。明治初期にはいろは仮名は、かならずしも常用の字体ではなくなっていた。文法書では、いろは仮名と平仮名は引き続き結びつけられているが、仮名文字専用運動のなかでは、明治初期から、当時常用の字体を取り出して平仮名と呼ぶ例が見られる。その後の文法書に示される字体の観察や、仮名字体整理に関する記述からは、いろは仮名を中心に複数の字体を持つものが平仮名と呼ばれるようになり、そのうちのいくつかが既存のいろは仮名に取って代わるかたちで現行の仮名が制定されたことが推測された。その後、明治末期には、異体仮名と平仮名の歴史的な同種性から、平仮名と草体仮名の同一視が行われるようになるのである。

いろは仮名は明治初頭には常用平易な字体とは言えなくなっていたが、結果的には、いろは仮名を中心に平仮名が成立したことには、ひとびとの字体意識が大きく関わっているように思われる。それはひとつには教育におけるいろは仮名への傾倒の強化であり（本章第四節）、あるいは本節では触れてこなかったけれども、活字印刷において、いろは仮名を基礎に置いたところにあったものと思われる（銭谷、二〇一四bなど）。この点において、まさに、現行の平仮名の成立は仮名字体の画一化の産物なのである。

注

注一 小松（一九九八）のように「平仮名」という語を草体仮名に宛てることを忌避するむきや、山内（二〇一二）を受けた山田（二〇一三）のごとく、平仮名の定義を独自に設けようとするうごきもあるにはあるが、多くの研究者の支持を受けているわけではないようである。その理由としては、矢田（二〇〇〇、二二）が「現行の一音節一字体のありかた」と、複数字体併用のありかたとの連続性は、まさにそのいろは歌によって明らかであり、敢えて別の体系として名称上の区別を行うことの意味は殆どない」と述べたことに尽きよう。ここにおいても、「平仮名」という語そのものを取り扱う都合上、誤解を招きかねない文脈においては「平仮名」という語を避けて「草体仮名」と述べることも多くなるが、「平仮名」という語によって草体仮名を指し示すことそのものに反対するつもりはまったくないことを述べておく。「草仮名」という語もここでは用いない。真仮名と平仮名のあいだに仮定されることの多いものではあるが、歴史的に見て、平安初期以前からすでに草書体の仮名は用いられていたのであり、真仮名の定義を、草書体ではない、すなわち楷書体で書かれた仮名とするのは到底認めがたい。そのような真仮名に内在していた略体の方法によってついに体系をなしたのが略体仮名であると思われるならば、草仮名に用語としての居場所はなく、あえて「中間段階」を設ける意味もないように思われる。

注二 現代の平仮名の字体を提案したのは、官と密接に係わってはいしたが、いちおう民間の団体である、帝国教育会の国字改良部仮名

調査委員会である。くわしくは、本章第一節を参照。

注三 山内(二〇二一、五二)は、『伊呂波字考録』に「凡仮字と云ふ三種あり一には平仮字二には真字仮字三には片仮字なり」(国語学大系本、八)とあるのをもって、「今日の草体仮名を平仮名と称することの明瞭な初例」だとする。しかしながら、『伊呂波字考録』では、「平仮字」はいろは仮名の意に用いられ、ほかのものは「類音の字」あるいは「世に通用する仮字」、「同音の仮字」として区別されている。「い」条では、「平仮字のいの字を……」。○定家ノ仮字遣には伊已夷意異を類音の字と称す」(同、一〇)とし、ほかの条には、「平仮字」とこそ書かれないが、同様の構造を取っていることからみれば、平仮名と呼べるのはいろは仮名のみである。ここからみれば、この「平仮名」を草体仮名と見なすのは武断にすぎるのではなからうか。仮名は平仮名・真仮名・片仮名の三種であると述べることで、いろは仮名にあらざる草体仮名は、無視されてしまった可能性も考慮されるべきである。近代の文法書のところでもくわしく見るが、仮名には平仮名・片仮名の二種類しかないとするものが、ただいろは四十七字を挙げて「これがすべてである」と述べることも珍しくないのである。

注四 外の目といたずらに称揚するわけではない。また、日本人とそれ以外という区別は不用意にすべきではない。たとえば、キリシタン資料は、一般に外国資料として扱われてきたが、これはそのような不用意な区別の典型であろう。キリシタンには当然日本人もいたし、日本で作成されたものが、すくなくとも日本語史の資料として用いられるものにはほとんどであるという成立事情を無視しているのもさりながら、キリシタンを外つ国のものとして「国

語」から排除する視点も見え隠れする。とはいえ、日本語あるいは日本の文字が通用する地域以外で成長し、長じてからこれらを学んだ人々の理解には、そのなかで育った人々の理解のしかたとは異なるところがあり、また、「地域研究」の学として、対象における学的伝統とは異なる伝統が培われることも多く、別に扱うことは必要である。

注五 山内(二〇二一)は、あらたな初出例として桃源「千字文序」の例を挙げる。すなわち、「千字文序」のなかで、『書史会要』のなかに挙げられた和字に三種あるといい、それは「曰片仮名者焉、曰平仮名者焉、曰換伊路半者焉。……平也者、草書之変之又変、会要所記是也、」(山内、二〇二一、四七)としたのである。しかし、この記述からは、たしかにいろは仮名のみを指しているとするには不安を残す。その点、ロドリゲスの記述は、まぎれもなく平仮名とはいろは仮名のことであることが分り、いまでも価値を失わない。山内(二〇二一)じしん、平仮名とはいろは仮名であるということを確認するのは、ロドリゲスの記述によってであった。

注六 架蔵の『絵入智慧の環』一上写本(書写年不詳、明治初)では、この箇所「以呂波替字」と題をつけている。おそらくは臨時的な名称であろう。

注七 吉田・井之口(一九六二、九四〇―四四)所収の「いろはくわいの「ぶんのかきかた」では語頭にべつの字体を用いることとしていて、「かなのくわいゆきのぶ」とは考え方が異なる。府川(二〇〇五、第三篇、二四三―四四)所収の「かなのくわいよこはまぐみ」の機関誌『かなのみなど』では、語頭の専用字体が複数見え、かなのくわいのあいだでもいろいろな考えがあったものと思われる。

第四章 おわりに

明治期の平仮名史の特徴は人為的な統制にある。ここまで、この統制を成り立たしめていた明治期の平仮名の字体意識の形成と変容について、読本という媒体を通じて探りうるという仮定のもとに論じてきた。一般的な出版においては、読者ですでに文字が読めるということが前提であるのに対し、「教育無き民」の教化（長、一九九八）を目的とした読本は、本来的にごく特殊な媒体とならざるを得なかった。それゆえに見えること、あるいは見えにくくなったこともあろうが、結果として大略以下のことをあきらかにし得たと思う。

第一章では、導入として先行研究や必要になる概念の整理を行った。第二章では、明治初期の読本に用いられた字体・異体仮名表を中心に、字体意識の形成と変容を検討した。第一節では、江戸期の往来物・蘭学文献と明治自由発行情・調査済表期の読本の比較を行った。その結果、自由発行情読本において使用字体数の抑制をしていることが往来物ではなく、蘭学文献のような文献と繋がるものであること、自由発行情読本が字体数のみ抑制し、仮名字体の選択に共通点がないことに比して、調査済表期の読本ではいろは仮名を中心とする割合が高まっていて、字体の画一化が行われていることを示した。第二節から第四節では、読本においてよく現れる、異体仮名を表にまとめたもの（異体仮名表と称す）の字体の特徴について検討した。第二節においては、異体仮名表というものが読本にのみ現れる特徴的なものであること、そ

こに現れる字体は本文に用いられる字体と関係がなく、また、すでに用いられることが稀な字体になっていることがまあることを述べた。第三節では、この稀な字体を教育用に用いる背景になるものとして、往来物における難字の使用の一事例を検討した。これは、濁音を現すための仮名字体が用いられたもので、過去を再現する目的で江戸期にいたって平仮名に取り入れられたものと考えられるものであるが、それが往来物や教科書に取り入れられている背景として、このような字体を教養とし、触れさせるべきであるとする志向があることが窺われた。第四節では、異体仮名表が検定期後期読本には見られなくなることを、大槻文彦の『言海』と『大言海』との字体に関する凡例の差と対比させながら検討した。これは、仮名字体数のおおさに対する抑制的な声の高まりから、教養よりも実用を優先する方向へと変化しつつあることを示すものと考えられる。

第三章では、現代の平仮名字体を法令によって規定した小学校令施行規則第一号表を中心に、現代の平仮名字体がどのように規定されたものか検討した。第一節では、第一号表とその本文が持つ問題を整理し、法の目的や制定経緯などを確かめた。その結果、先行する字体改革案とのかわりや、いろは仮名を改め現行の仮名とする形式を取った理由などが問題となった。これを受けて、第二節から第三節においては、それぞれ江戸期・明治期におけるいろは仮名の集合の成員がな

んであったか明確にすることを目指した。江戸期においては往来物、明治期においては読本のいろは図を資料とし、また、特異な字体を用いるものを除外することで、安定した集合が得られることを示した。明治期においても、いろは仮名を安定して示す資料が存在していたことは重要な結果である。第四節では、検定期読本における字体に対する統制を検討した。その結果、検定期以降、すくなくとも入学から最初の半期までのあいだに用いる巻においては、異体仮名を用いないようになったこと、またそれは政策的に行われたことを示した。これは第一号表の政策的な前段階をなすものであり重要である。第五節においては、平仮名という語の意義に立ち返り、その指示対象の変化を考察した。「平仮名」は、本来いろは仮名を意味する語として文献上に現れたことが近年あきらかにされたが、それが現代の仮名をなぜ意味するようになったのかを、近代文法書における説明を中心に検討したものである。その結果、明治期にいたって、平仮名という語が指すものが、いろは仮名を中心とした簡単な字体になり、最終的に草体仮名全体を意味するようになったことがあきらかになった。

以上を要するに、明治期においては、使用する字体に対する意識が生まれ、そこからいろは仮名というすでに存在した平仮名字体集合への画一化へと転じ、またいろは仮名が一面において典型性を維持し、一面において字体に交替を生じたというところから、現代の平仮名字体が形成されたのであったと結論できよう。

平仮名字体史に対する本稿の貢献は、明治期の以前以後の平仮名がどのように異なるのか検討する材料を提供した点にあると考える。そのようなところから考えると、本稿の議論は、つぎのような点において今後の展開が必要であるように考える。第一に、字体意識の史的変遷

を探るといふ本稿の目的から、箇々の資料に対する分析は十分に行われたとはいいがたい。江戸期から明治期にいたる字体選好の変化はあきらかに現代の仮名字体の成り立ちに影響を与えており、字体史の観点からはなお記述が積み重ねられることが望ましい。また、本稿であきらかにしてきたような字体意識の顕れかたについても、さまざまな資料で検証すべきであろう。そのためには、箇々の資料の用法にまで立ち入った記述が今後とも必要であろう。第二に、近代活字の影響をどのように考えるかという点である。教育においては、第三章第四節に示したように、いろは仮名を墨守するに等しい状況があったが、読本以外の同時代資料に関する研究や、同章第五節に示されるところでは、いろは仮名と現代の仮名において異なるところは、すでに小学校令施行規則を待たずして現代の仮名が存在感を示していたものであるということである。明治期の字体選好に活版印刷が果たした役割は、活版印刷による資料の検討のほかに、技術史などの面からなども追求が可能であろう。第三に、「文字生活」の観点は逸せないはずである。小学校令施行規則以降も異体仮名は生活のなかにあり続け、現代においても看板等に見ることができるとは、その変容を明らかにすることは、これまでと異った方法が必要であろうが、仮名字体の問題を考えるうえで捨ててはならないもののように考えるのである。

文献

- 池上禎造（一九五五）「文字論のために」『国語学』二三
- 石川松太郎（一九八八）『往来物の成立と展開』雄松堂書店
- 石塚晴通・池田証寿・高田智和・岡墻裕剛・斎木正直（二〇一一）「漢字字体規範データベース（HNZG）の活用 漢字字体と文献の性格」『じんもんこん二〇一一論文集』
- 内田宗一（一九九八）『修紫田舎源氏』の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察『待兼山論叢文学篇』三二一
- 内田宗一（二〇〇一a）『国号考』の仮名字体 訓仮名出自字体の忌避・追考『語文』七五・七六
- 内田宗一（二〇〇一b）『古事記伝』の仮名字体 訓仮名出自字体の忌避とその背景『国語文字史の研究六』
- 内田宗一（二〇〇六）『古言梯』の仮名字体 訓仮名出自字体の忌避をめぐる『国語文字史の研究九』
- 内田宗一（二〇一〇）「賀茂真淵著作における仮名字体使用に関する考察 訓仮名出自字体の忌避をめぐる」『語文』九二・九三
- 宇野義方（一九九三）「現行の仮名字体をめぐって」『国語研究』明治書院
- 遠藤邦基（二〇〇七）「ちぢみ「え」 仮名の異名といろは歌」『国語文字史の研究十』。「仮名の異名 ちぢみへえ」『国語表記史と解釈 音韻論』和泉書院、二〇一〇
- 長志珠絵（一九九八）「国語と国歌」『近代日本と国語ナショナルリズム』吉川弘文館
- 甲斐雄一郎（二〇〇四）「国語科成立時における教科書検定の機能」『国語科教育』五五
- 梶山雅史（一九八八）『近代日本教科書史研究 明治期検定制度の成立と崩壊』ミネルヴァ書房
- 春日政治（一九四二）「仮名の沿革」『国語文化講座』巻二、朝日新聞社。『春日政治著作集』第一冊、勉誠社、一九八二
- 亀井孝（一九五六）「ガ行の仮名」『国語と国文学』三三・九。『亀井孝著作集』巻三、吉川弘文館、一九八四
- 亀井孝（一九六〇）「あめつち」の誕生のはなし『国語と国文学』三七・五。『亀井孝著作集』巻五、吉川弘文館、一九八六
- 木越治（一九九二）「近世文学作品における字母の用法について」『国語文字史の研究一』和泉書院
- 日下部重太郎（一九三二）『現代国語精説』中文館書店
- 日下部重太郎（一九三三）『現代国語思潮』正統、中文館書店
- 国次太郎（一九七六）「検定制度の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』二四・二
- 国次太郎（一九七九）「算術教科書と教科書検定制度 明治20年代後半を中心に」『佐賀大学教育学部研究論文集』二七・一

国次太郎（一九八六）「初期の教科書検定制度と数学教科書」『数学教育（韓国数学教育学会）』二四・二

久保田篤（一九九六）「恋川春町『無益委記』の表記」『茨城大学人文学部紀要』二九

小林賢章（一九九四）「明治初期の表記 あるキリスト教文献の場合」『同志社女子大学日本語日本文学』六

小林ベター・ダニエル（二〇一四）「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『国文論叢』四八

小松英雄（一九九八）『日本語書記史原論』笠間書院

今野真二（二〇〇二）「仮名表記史記述の試み」『仮名表記論攷』清文堂

斎藤達哉（二〇一四）「平仮名字体の新旧 改正小学校令施行規則と一八九四年の「いろはかな」」『国語研究』七七

迫野虔徳（一九七四）「定家の「仮名もじ遣」」『語文研究』三七。『方言史と日本語史』清文堂出版、二〇一二

佐藤智子（二〇一四）「「ひらがな」認知において「マス」はどのように働くのか 閉じた枠の効果なのか相対的位置情報なのか」『基礎心理学研究』三二・二

佐藤栄作（一九九九）「草書・草化と字体」『国語と国文学』七六・五

白石崇人（二〇〇七）「大日本教育会および帝国教育会に対する文部省諮問」梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会

進藤咲子（一九六二）「前島密の分かち書き まいにち ひらかなし んぶんし を資料として」『言語生活』一二一。『明治時代語の研究 語彙と文章』明治書院、一九八一

鈴木博（一九八六）「学びの手ほどき（影印）」『滋賀大國文』二四

鈴木広光（二〇一一）「開化の軋み 揺籃期の日本語タイポグラフィ」

『文学』一二・三

杉本つとむ「『同文通考』解説」『異体字研究資料集成』巻一、雄山閣、一九七三

巢山優希（二〇一二）「明治期国語施策と表記 仮名字体の統一について」『香椎潟』五八

銭谷真人（二〇〇九^a）「明治期翻刻本における仮名字体および仮名字遣い 馬琴作合巻の版本と活字本の比較」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊』五四

銭谷真人（二〇〇九^b）「明治中期の小説における仮名字体および仮名字遣い 活版印刷における字体の統一について」『早稲田日本語研究』一九

銭谷真人（二〇一〇）「『仮名読新聞』における仮名字体および仮名字遣い」『日本語学研究と資料』三三

銭谷真人（二〇一二）『言海』における仮名字体および仮名字遣い「『日本語学研究と資料』三五

銭谷真人（二〇一四^a）「明治期国語辞書における仮名字体および仮名字遣い」『国文学研究』一七三

銭谷真人（二〇一四^b）「横浜毎日新聞」における仮名字体および仮名字遣い 明治期の新聞における字体の統一について『日本語の研究』一〇・四

高木まさき（一九九二）「単語篇とその類似書」『人文科教育研究』一九

高木維（二〇一〇）「平仮名の淘汰・収斂の研究 手書き字における平仮名の多様性と活字の影響」北海道大学大学院博士論文

高橋忠彦・高橋久子（二〇〇六）『日本の古辞書 序文・跋文を読む』大修館書店

築島裕（一九八二）『仮名』中央公論社

竹田進吾（二〇〇四）「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」

『東北大学大学院教育学研究科研究年報』五二

竹田進吾（二〇〇六）「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統

制に関する基礎的考察 「調査済教科書表期」から検定期初期の分

析」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』五四・二

玉村禎郎（一九九四）『春色梅児誉美』における仮名の用字法」『国語

文字史の研究二』和泉書院

永井悦子（二〇〇六）「近世女子用往来における仮名字体」『国語文字史
の研究九』

中村紀久二（一九八六）「解題」『検定済教科用図書表』教科書研究資料

文献三の二、芳文閣

中川美和（二〇〇五）「異体仮名について」『雑誌『太陽』による確立期

現代語の研究 『太陽コーパス』研究論文集』博文館新社

沼本克明（一九九七）「濁音符の発生と定着の歴史」『日本漢字音の歴史

的研究 体系と表記をめぐって』汲古書院

鳩野恵介（二〇一一）「字体」再考』『漢字文化研究』一

浜田啓介（一九七九）「板行の仮名字体 その収斂的傾向について」『国

語学』一一八。『近世文学・伝達と様式に関する私見』京都大学学

術出版会、二〇一〇

府川充男（二〇〇五）『聚珍録』三省堂

府川源一郎（二〇一四）『明治初等国語教科書と子ども読み物に関する

研究 リテラシー形成メディアの教育文化史』ひつじ書房

藤枝晃（一九九六）「日本語を楷書では書かなかった」『しにか』七・七

古田東朔（一九五八）「明治以後最初に公刊された洋風日本文典 古川

正雄著『絵入智慧の環』について」『香椎潟』四。『古田東朔近現
代日本語生成史コレクション』巻四、くろしお出版、二〇一〇

古田東朔（一九七四）「変体仮名からひらがなへ」『言語生活』二七二、

二七三。『古田東朔近現代日本語生成史コレクション』巻二、くろ

しお出版、二〇一一

古田東朔（一九七八）「音義派『五十音図』『かなづかい』の採用と廃止」

『小学読本便覧』巻一、明治書院。『古田東朔近現代日本語生成史

コレクション』巻四、くろしお出版、二〇一一

古田東朔（一九八九）「明治以降の国字問題の展開」佐藤喜代治編『漢
字と国語問題』明治書院。『古田東朔近現代日本語生成史コレクシ

ョン』巻四、くろしお出版、二〇一〇

前田富祺（一九九四）『たけくらべ』における平仮名の書体と字体』『国

語文字史の研究二』

前田黙鳳（一九三八）「書風の側面観」康有為『六朝書道論』京文社書

店

御津町史編纂委員会（一九八五）『御津町史』御津町

宮沢謙市（一九七九）「明治三三年「小学校令施行規則」第十六条の成

立過程 国語国字問題解決策の国語教育導入をめぐって」『上智教

育学研究』七

安田章（一九九二）「濁る仮名」『国語学』一七〇。『国語史の中世』三

省堂、一九九六

矢田勉（一九九五）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』七二

・一二。「平仮名書きいろは歌の成立と展開」矢田（二〇一二a）

矢田勉（一九九六）「異体がな使い分けの衰退 トの仮名の場合」『山口明
穂教授

還暦記念国語学論集』、明治書院。「異体仮名使い分けの衰退」矢田（二

〇一二a)

- 矢田勉(一九九八a)「平安鎌倉時代における平仮名字体の変遷」『国語文字史の研究四』。「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」
- 矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(一九九八b)「鈴屋の文字意識とその実践」『鈴屋学会報』一五。
- 矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(一九九九)「平仮名らしき」の基準について オの仮名を例として」『国語と国文学』七六・五
- 矢田勉(二〇〇〇)「文字史研究に於ける「片仮名」「平仮名」「草仮名」「白百合女子大学研究紀要」三六。「文字・表記史研究の術語」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇〇〇・〇四)「近世いろは歌研究史稿」上中下『国文白百合』三一・三二・三五。「近世いろは歌研究史」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇〇二)『夜鶴庭訓抄』の「イロハガキ」について」『白百合女子大学研究紀要』三八。「平仮名表記資料としての書道伝書」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇〇五)「文字研究の歴史」林史典編『朝倉日本語講座二 文字・書記』朝倉書店。「文字研究史再考」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇〇八)「近世製版印刷書体における平仮名字形の変化」『神戸大学文学部紀要』三五。矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇一二a)『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- 矢田勉(二〇一二b)「国語漢字書記における楷行草」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇一二c)「文字・表記史研究の術語」矢田(二〇一二a)
- 矢田勉(二〇一二d)「気吹舎の文字意識とその実践」矢田(二〇一二a)
- 山内真紀(二〇〇二)「空海真筆いろは」標準性の終焉から現行平仮

名字体の成立まで」『語文研究』九四

- 山内洋一郎(二〇一一)「ことば「平仮名」の出現と仮名手本」『国語国文』八〇・二
- 山田健三(二〇一三)「仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考」『日本語学』三二・一一
- 山田孝雄(一九三七)『国語史 文字篇』刀江書院
- 山田俊雄(一九六八)「漢字字形の史的研究の問題とその一方向」『国語学』七二
- 山田俊雄(一九六九)「漢字字形の流動と筆順 文献学的な準備としての漢字字形の解釈について」『国語学』七六
- 山田俊雄(一九七二)「落葉集小玉篇に見える漢字字体認識の一端」『国語学』八四
- 吉田澄夫・井之口有一編(一九六二)『明治以降国字問題諸案集成』風間書房
- 吉田裕久(一九八三)「近代国語教科書の研究 「読書入門」(明一九)に ついて」『愛媛国文と教育』一四・一五
- Okada, Kazuhiro(2014). Imatto Canna and studies of the Japanese writing system in the Euro-American tradition. Ms., Hokkaido University.

附記

本稿をなすにあたり、つぎの諸機関の蔵書を利用するを得た。東京書籍附設教科書図書館東書文庫、筑波大学附属図書館、国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館、広島大学図書館、早稲田大学図書館、国立国会図書館、東京学芸大学附属図書館、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫。記して感謝申し上げる。

本稿各節の初出は以下の通りである。いずれも必要な加筆・修正を施した。再録をお許しいただいた諸学会、出版社に感謝申し上げる。

第一章第二節 東洋学へのコンピュータ利用第二十四回研究セミナー（二〇一三年、京都大学）での発表の一部に基づく

第二章第二節 二〇一一年度春季日本語学会（二〇一二年、神戸大学）での発表の一部に基づく

第三章第二節 『国語国文研究』一四二、二〇一三

第三章第三節 『国語文字史の研究十四』和泉書院、二〇一四

第三章第四節 『日本語の研究』一〇・四、二〇一四

諸論文・発表に対する諸先生および諸氏のご指導に感謝申し上げます。本稿をなすにあたっては、前述のほかにもさまざまな支援を受けた。北海道大学での池田証壽先生・小野芳彦先生・佐藤知己先生・富田康之先生・石塚晴通先生をはじめとする先生方、千葉大学の神戸和昭先生・高木元先生をはじめとする先生方、また府川充男氏・小宮山博史

氏をはじめとする印刷史研究会の方々にはとくに学問上でのさまざまなことをお教えいただいた。また、諸先輩や同輩・後輩たちにも、学問上また交友上多くの助言を受けた。家族にも心配をかけ、また、支えてもらった。名前を挙げなかった方も含め、すべての方々のご厚誼に深く感謝申し上げます。

千葉大学文学部から北海道大学大学院文学研究科に進学してから、本稿が一応のかたちをなすまでの五年間には、いろいろな思い出がある。札幌に来る直前に『和翰名苑』という仮名字集のいろはを見てある活字の平仮名とそっくりであることに気附いたこと、そして来た直後の四月に見に行った西本願寺展でまったく同じ手本を見てその系統関係に気附いたことは、けっきょく違う方向へと進んだにせよ、本研究の個人的な出発点であった。二〇一一年春の日本語学会で、東京大学の月本雅幸先生に小学校令施行規則の研究を勧めていただいたときのことも（ご本人は酒席のこととて記憶にないかもしれないが）、忘れたい記憶である。このほかにもあるが、二〇一一年三月に東日本を大地震が襲った日、三尾重定『新編小学読本』の検定附箋に字体に関する指示を見つけて喜んでいたさなかに帰れなくなった稿者に対し、一晩の宿りを与えてくださり、その後もなにかと便宜を図ってくださった東書文庫のみなさまへの感謝をもって、本稿を了えたい。